第2期中期目標期間事業報告書

自 平成21年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

独立行政法人 日本学生支援機構

***** 目 次 *****

| 独立行 | 「政法人日本学生支援機構の概要・・・・・・・・・・・・・・・- 1 | - |
|------|---|-----|
| 1. K | はじめに・・・・・・・・・- 1 | _ |
| 2. 基 | uk本情報······ | - |
| 第2其 | 明中期目標・中期計画業務実績・・・・・・・・・・・・・・・- 6 | _ |
| (序文 | τ) ····· – 6 | _ |
| | 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成す | |
| るため |)とるべき措置 7 | _ |
| 1 共 | 通的事項 ······ | 7 - |
| (1) | 透明性及び公平性の確保 | 7 - |
| (2) | 広報・広聴の充実 | 8 - |
| (3) | 学生支援に関する調査及び研究の実施 1 | 0 - |
| 2 奨 | 学金貸与事業 | 1 - |
| (1) | 奨学金貸与の的確な実施 | 1 - |
| (2) | 返還金の回収強化1 | 5 - |
| (3) | 情報提供等の充実2 | 7 - |
| (4) | 返還猶予・免除制度の適切な運用3 | 0 - |
| 3 留 | []] 学生支援事業 ······ | 2 - |
| (1) | 留学生の質の確保への留意3. | 2 - |
| (2) | 外国人留学生に対する支援3. | 3 - |
| (3) | 日本人留学生に対する支援3. | 5 - |
| (4) | 外国人留学生に対する宿舎の支援3 | 7 - |
| (5) | 日本留学試験の実施4 | 3 - |
| (6) | 日本語教育センターにおける教育の実施 4 | 6 - |
| (7) | 留学情報提供・相談機能の強化 | 1 - |
| (8) | 外国人留学生等の交流推進 | 5 - |
| (9) | 外国人留学生の就職支援 5 | 9 - |
| (10) | 帰国外国人留学生に対するフォローアップ 6 | 0 - |
| 4 学 | 生生活支援事業6 | 1 - |

| (1 |) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実 | 61 - |
|-----|---|--------|
| (2 |)学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施 | 65 |
| |) 心身に障害のある者への支援 | |
| 5 | その他附帯業務 | · 72 - |
| | | |
| П | 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 73 - |
| 1 - | 業務の効率化 | 79 |
| | 耒傍の効率に) 一般管理費等の削減 | |
| |) 一般官珪貨等の削減 ···································· | |
| | | |
| |) 入札・契約の適正化 | |
| |)業務・システムの最適化 ···································· | |
| | 組織の効果的な機能発揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| |) 政策企画委員会 ···································· | |
| |) 組織の見直し ···································· | |
| | 内部統制・ガバナンスの強化 | |
| |) 適切な評価の実施 | |
| |) 監査の実施 | |
| (3 |) コンプライアンスの推進 | |
| (4 |) 随意契約の見直し | 89 - |
| Ш | 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画・・・・・・- | 90 - |
| (1 |)収入の確保等 | - 90 - |
| |) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 | |
| |)予算···································· | |
| |) 収支計画 ···································· | |
| |)資金計画 ···································· | |
| | | |
| IV | 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・ | 94 - |
| v | 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財 | 産 |
| とな | ることが見込まれる財産の処分等に関する計画 ・・・・・・・・・- | 94 - |
| VI | 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関 | す |
| | ·m····· | |

| VII | 剰余金の使途・・・・・・ |
|------|--------------------------------------|
| VIII | その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 ・・・・・・・・ 98・ |
| 1 | 施設及び設備に関する計画98 |
| 2 | 人事に関する計画98 |
| (| 1) 方針99 |
| (| 2) 人事に係る指標 |
| 3 | 中期目標の期間を超える債務負担 102 |
| 4 | 積立金の使途 |
| 5 | 情報セキュリティ対策に係る計画 102 |
| | |
| 別網 | 紙1104- |
| 別網 | 紙2・・・・・・・・・・・・・・・・・・105- |
| 別網 | 紙3106- |

独立行政法人日本学生支援機構の概要

1. はじめに

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通して、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的として、平成16年4月に設立されました。本事業報告書は、機構の第2期中期目標期間(平成21年4月1日~平成26年3月31日)の終了に伴い、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条に定める、中期目標に係る業務の実績に関する評価を受けるに当たって必要となる機構の業務実績を報告するものです。

第2期中期目標期間においては、中期目標、中期計画及び中期計画に基づく年度計画の達成の 観点のみならず、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決 定)、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)、「独 立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府の改革方針 や、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会や文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果 を踏まえ、更なるサービスの向上、事業の透明化、各業務の一層の重点化や効率化を図り、日本 人学生及び外国人留学生に対する学生支援サービスを総合的・効果的に提供できるよう、組織を 挙げて取り組んでまいりました。

更に、「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証 意見まとめ」(平成22年9月2日文部科学省)、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関す る有識者検討会報告書」(平成24年9月12日文部科学省)における指摘も踏まえ、機構組織の 在り方や事業の実施体制について見直しを行ってまいりました。

また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「若者の活躍推進」に向け、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化するとともに、若者等が経済状況に関わらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実することとされました。更に、「グローバル化等に対応する人材力の強化」に向けては、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みを創設し、2020年までに日本人留学生数を倍増すること、併せて、優秀な外国人留学生の受入れを促進し、「留学生30万人計画」の実現を目指すことなども盛り込まれました。

このような背景のもと、機構が実施する事業の重要性はますます高まってきているものと認識しております。

平成26年4月から開始した第3期中期目標期間においても、機構は、学生支援を先導する中核機関として、役職員一体となって公共的使命と社会的責任を自覚し、社会的信頼の維持と業務の公正性の確保に努めるとともに、常に法令等を遵守し、一層適切な業務遂行に努めてまいります。引き続き皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

2. 基本情報

- (1) 法人の概要
 - ① 法人の目的

機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としています。

(独立行政法人日本学生支援機構法第3条参照)

② 業務内容

機構は、独立行政法人日本学生支援機構法第3条の目的を達成するため、以下の主要な3 事業を行っています。

i) 奨学金貸与事業

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与を行っています。 また、学生の多様なニーズに対応した奨学金制度の充実や申請手続の改善、奨学金に関 する情報提供の充実、適切な回収を行い、更なるサービス向上を図っています。

ii) 留学生支援事業

留学生等に対する奨学金の給付・各種留学生交流プログラムの実施、日本留学試験等による入学手続の改善、留学に関する情報の収集・提供等を推進し、留学生の質の確保に向けて各種事業の充実を図っています。

iii) 学生生活支援事業

各大学等で行われている学生支援に関して、個々の取組には限界のある課題や緊急性・ 重要性の高い課題等について重点的な支援が求められているため、教職員のための研修 会の開催や有益な活動事例等の情報収集・提供などを通じて、効果的かつ効率的な事業 の展開を図っています。

③ 沿革

平成16年 4月 日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、 (財)日本国際教育協会、(財)内外学生センター、(財)国際学友会、(財) 関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及 び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査 等の事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学 省所管の独立行政法人として設立。

〔旧法人の沿革〕

◆日本育英会

昭和18年10月 財団法人大日本育英会として創立 昭和19年 4月 特殊法人大日本育英会として設立 昭和28年 8月 日本育英会に名称変更

◆日本国際教育協会

昭和32年 3月 財団法人として設立

◆内外学生センター

昭和20年 3月 文部省内に文部大臣を会長とした動員学徒援護会設立

昭和20年 7月 財団法人勤労学徒援護会として設立

昭和22年 1月 財団法人学徒援護会に名称変更

平成元年 4月 財団法人内外学生センターに名称変更

◆国際学友会

昭和10年12月 外務省の外郭団体として創立

昭和15年12月 財団法人国際学友会(内閣情報局所管)として設立

昭和20年 8月 所管官庁が外務省に移管

昭和54年 4月 所管官庁が文部省に移管

◆関西国際学友会

昭和31年 6月 財団法人関西国際学友会(外務省所管)として設立 昭和54年 4月 所管官庁が文部省に移管

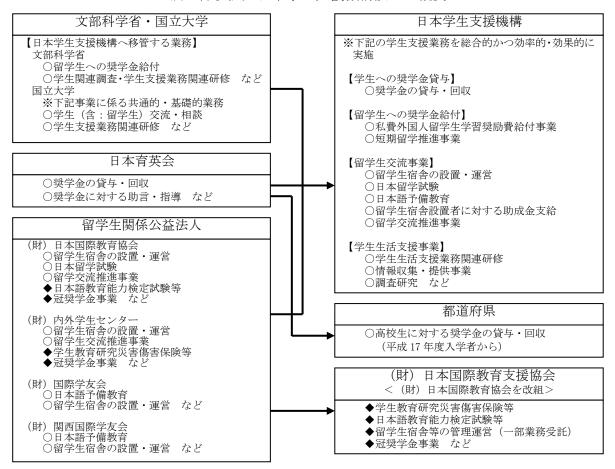
④ 設立根拠法

独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)

⑤ 主務大臣(主務省所管課)

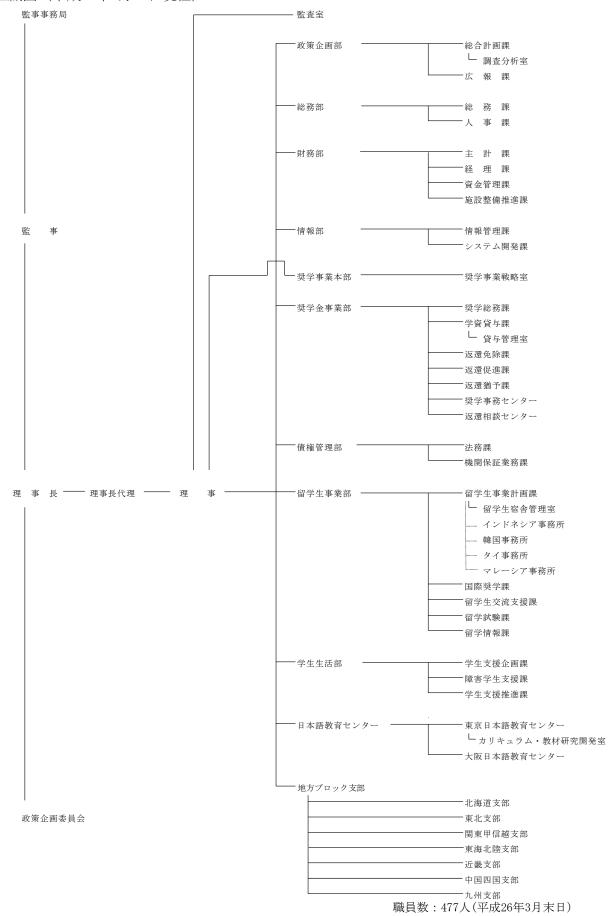
文部科学大臣(文部科学省高等教育局学生・留学生課)

独立行政法人日本学生支援機構設立の概要



○は機構が承継した業務、◆はそれ以外の業務である。 制度・組織名称は平成16年度当時のものである。

組織図(平成26年3月31日現在)



第2期中期目標 中期計画業務実績

≪中期目標≫

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人日本学 生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

(前文)

少子高齢化、進学率の上昇による学生の能力・適性や社会や学生のニーズの多様化、国際化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程 (以下「大学等」という。)においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得することなどが求められている。

このため、教育の重視と学生の個性・特色を生かした大学等づくりの支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。

このような理念・役割のもと、平成20年3月までの第1期中期目標期間における業務の実績についての文部科学省評価委員会からの評価結果や、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等を踏まえ、機構の事務及び事業について見直しを行った結果、機構の中期目標を以下のとおりとする。

≪中期計画≫

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十条の規定により、独立行政法人日本学生 支援機構が中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を定める。

(基本方針)

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、(i) 奨学金貸与事業、(ii) 留学生支援事業、(iii) 学生生活支援事業、(iv) その他これらに附帯する業務を行う。

≪中期目標≫

I 中期目標の期間

機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成21年4月から平成26年3月までの5年間とする。

- Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 1 共通的事項
- (1)透明性及び公平性の確保

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図るとともに、情報公開を適切に実施するための取組を推進する。

≪中期計画≫

- I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき 措置
- 1 共通的事項
- (1)透明性及び公平性の確保
 - ① 奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図る。

≪実績≫

○法令、規程等を遵守した適切な業務運営の確保

各年度において、コンプライアンス・プログラムを策定し、研修の実施や機構内グループウェア等で役職員に周知するとともに、ホームページで公表し、法令、規程等を遵守した適切な業務運営の確保を図った。

≪中期計画≫

② 情報公開審査基準に基づき、情報公開を適切に実施する。情報公開制度及び個人情報保護について、役職員の意識の向上に努める。

≪実績≫

○情報公開

中期目標期間の各年度における情報開示請求は、以下のとおりであり、情報公開審査基準に基づき、適切に対処した。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------------|------|------|------|------|------|
| 法人文書開示請求 | 2件 | 1件 | 1件 | 3件 | 6件 |
| 保有個人情報開示請求 | 1件 | 1件 | 4件 | 3件 | |
| 訂正請求 | | _ | 1件 | 1件 | _ |
| 利用停止請求 | 1件 | _ | 2件 | | _ |

○役職員の意識向上

コンプライアンスの推進・個人情報保護の徹底を図るため、平成21年度以降各年度において、コンプライアンス等(コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修を同時に実施)研修を実施し、役職員の意識向上を図った。

平成21年度は課長補佐職、平成22年度は各部等の長及び各支部長等、平成23年度は各課長等管理職、 平成24年度以降は係長職に対して実施した。

≪中期目標≫

(2) 広報・広聴の充実

事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・ 広聴の充実を図る。

≪中期計画≫

- (2) 広報・広聴の充実
 - ① 機構における広報計画を各年度策定し、機構全体をあげて広報・広聴活動に取り組む。

≪実績≫

○広報活動基本計画

中期目標期間の各年度、機構各部等の長から指名された職員を構成員とする広報企画委員会において、広報活動基本計画を策定し、これに基づき国民に対し必要な情報をいち早くホームページ上に 公開するなど、正確かつ迅速な情報提供を行った。

≪中期計画≫

② ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供する。ホームページについては、年間アクセス件数2,600万件以上を確保するとともに、利用者にとっての利便性向上を図る。

≪実績≫

- ○利用者に対し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供するよう努め、利用者の利便性向上を以下のとおり図った。
 - ◇ホームページ機能の向上

トップページ及びカテゴリー分けのデザインを見直し、利用者を分かりやすくナビゲートできるようにリニューアルを実施し、また、ホームページ上の多様な情報の中から、利用者が必要な情報を迅速かつ効率的に取得できるよう、新たなホームページ内検索システムを導入した。

◇スカラネット・パーソナル

平成22年度に、奨学生・返還者が自身の奨学金に関する基本情報を閲覧できるサービスとして、「スカラネット・パーソナル」をホームページ上に開設し、平成23年度は「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の届出用紙作成機能を追加し、平成25年度は繰上返還の申込の受付を開始した。

◇奨学金貸与・返還シミュレーション

学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能をホームページ上に公開し、「ファイナンシャルプラン」をあらかじめ設計できるようにした。

◇アクセシビリティの向上

利用者の需要に配慮した結果、外部(アライド・ブレインズ社、日経 BP コンサルティング)から、 $A\sim E$ の5段階評価で A 評価を受けた。また、アクセシビリティ研修を機構内で開催した。

◇メールマガジン

毎年度、メールマガジンを学校の教職員を中心とする読者へ月2回(毎月15日・30日)、合計24回 発信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援業務の最新情報を提供した。

◇モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジン

平成21年度に奨学金事業についてのモバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジンを構築し、 平成22年度以降、モバイルサイトの運営とともに、奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマ ガジンを月1回(毎月5日)発信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

◇東日本大震災に関する情報提供

ホームページ上に、機構及び関係機関の対応についての東日本大震災関係特設ページを開設し、 情報提供を行った。また、東日本大震災により被災した学生等を対象とする大学・民間団体等が 実施している奨学金制度に関する情報提供ページも開設し、随時更新を行った。

○アクセス件数

各年度の実績は以下のとおりであり、すべて目標値を達成した。

(単位:件)

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 46, 235, 211 | 48, 877, 534 | 48, 081, 321 | 59, 056, 440 | 63, 225, 950 |

≪中期計画≫

③ 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。

≪実績≫

○広聴の実施

- ◇平成22年度は、広聴の対象を、従来の機構奨学生・留学生及び学校担当者等機構と何らかの接点がある者から、一般国民へ変更したうえで、国民の視点からの機構及び機構の事業について、「日本学生支援機構の認知度調査」を実施し、平成23年度に調査結果をホームページ上に公表した。広聴の結果、奨学金ガイドブックの作成に際し、高等学校教員等から収集した意見を参考に、内容・デザインの見直しや配布時期の早期化を行った。ホームページについては、「文章表現のわかりやすさ」という点で改善の余地があることが判明したため、一部のページにおいて見出しや説明の表現を一般に理解しやすいものに改める等の改善を行った。
- ◇平成24年度も、前回調査では調査対象となっていなかった高校生にあたる年代(16歳から18歳)

を調査対象に加え、広聴調査を実施し、平成25年度に調査結果をホームページ上に公表した。

○ご意見・ご要望窓口の設置

機構の事業に対する国民の意見を集約し、今後の業務改善の参考とするため、ホームページ上にご 意見・ご要望窓口を開設し、投稿された意見については、役員及び各部等の長が出席する運営会議 で報告し、関係部署に情報共有を図り、業務改善の参考とした。

≪中期目標≫

(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。

≪中期計画≫

(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。

≪実績≫

○各種調査については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する」とされたことを踏まえ、留学生関係6調査の集約化、調査項目の厳選・見直し、調査工程の短縮化を実施した。各種調査の詳細は、以下のとおりである。

i) 学生生活調査

学生生活の経済状況等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として隔年で実施した(平成22年度実施・23年度公表、平成24年度実施・25年度公表)。

平成22年度調査では、調査票の記載欄に注釈を挿入するなど内容をわかりやすく改善し、平成24年度調査では、有識者による「学生生活調査実施検討委員会」の審議を踏まえ、公表資料に有識者による分析資料を追加するとともに、調査項目の見直しや調査対象のサンプリング方法など、実施方法の改善を図った。

また、調査結果については、第1期中期目標期間中は調査実施翌々年度4月に公表していたが、 第2期中期目標期間においては取りまとめスケジュール等を改善することで、調査実施翌年度 3月以前に公表した。

ii) 奨学事業実態調査

学校、地方自治体、団体等の行う奨学事業の事業内容等を把握するため実施した(平成20年度 実施・21年度公表、平成23年度実施・24年度公表)。

平成20年度までは、予備調査を経て本調査を行う手順により4年毎に実施していたが、調査の有用性を高めるため、予備調査を経ないで本調査を3年毎に行うよう実施手順を見直し、平成23年度に実施した。

iii) 外国人留学生在籍状況調查

外国人留学生の在籍状況(5月1日現在)を把握するため、毎年実施し、当年度中に調査結果のプレスリリースを行うとともに、機構のホームページ上で公表した。なお、平成22年7月から、在留資格が「就学」の日本語教育機関の者についても在留資格が「留学」に一本化されたため、従来の留学生に加え調査対象とした。

○調査分析機能の充実に向けた対応

「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成24年9月12日、文部科学省)において調査分析機能の充実が提言されたことを踏まえ、平成25年度から調査分析室を設置し、機構の調査分析機能の充実に係る体制の強化を実施した。

≪中期目標≫

2 奨学金貸与事業

(1) 奨学金貸与の的確な実施

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。また、この目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者の貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図りつつ、以下の事業を推進する。

≪中期計画≫

2 奨学金貸与事業

(1) 奨学金貸与の的確な実施

18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないよう、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学生ニーズを踏まえ、真に支援を必要とする者に適切に貸与が行われるよう奨学金貸与事業を行う。

≪実績≫

○家計基準の見直し

- ◇平成21年度は、行政支出総点検会議「指摘事項~ムダ・ゼロ政府を目指して」(平成20年12月1日 行政支出総点検会議)の指摘を受け、総務省家計調査における「1世帯当たり1ヶ月間の実収入(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)」の収入状況(約△10%)に基づき、平成11年度以降同額となっている収入基準額について10%の引き下げを行い、一方、平成11年度以降同額となっている特別控除額のうち、就学者控除については平成10年度以降の授業料上昇率、障害者控除額については「国民年金の障害基礎年金」に基づき見直しを行い、各々控除額を増額することとした。これらの見直しを反映した新たな家計基準については、平成23年度採用者から適用した。
- ◇平成22年度は、「平成21年度男女共同参画白書」の報告、及び中央教育審議会大学分科会学生支援検討ワーキンググループによる「今後の学生に対する経済的支援方策の在り方について(論点整理)」(平成22年12月24日)における指摘を踏まえ、「主たる家計支持者一人」ではなく、「父と

母双方の収入、またはこれに代わって家計を支えている者の収入」をもって奨学金貸与の選考を 行うよう見直しを行った。

また、高等学校における授業料無償化及び就学支援金制度の創設に伴い、高等学校に通う生徒を 持つ家庭における学費負担が軽減していることを踏まえ、高等学校の就学者控除額について見直 しを行った。

これらの見直しを反映した新たな家計基準は、平成23年度在学採用者から適用した。

- ◇平成23年度は、大学院の家計基準については、平成4年度から「本人の収入」として実施しており、「本人の収入」とは、定職(配偶者の定職収入を含む)、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他収入の合計額としていたが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告や、大学関係者との意見交換会等において機構に寄せられた意見に基づき、平成24年度から配偶者の定職収入に対して給与所得控除を行う方法により改善を図った。
- ◇平成24年度は、平成25年度事業予算の策定にかかる文部科学省・財務省との協議内容及び奨学生の家計の実態の分析等を踏まえ、多子世帯に配慮しつつ、所得の低い世帯へ重点的に貸与できるように以下のとおり見直しを行い、平成26年度入学の予約採用者から適用予定である。

[見直し内容]

- (1) 収入基準額を20%引き下げ(無利子奨学金)
- (2) 両親共に給与所得世帯の場合の従たる家計支持者について、給与所得控除額を引き下げ (税法上の控除額と同額とする) (無利子・有利子奨学金)
- (3) 就学者(小中高校生)に係る特別控除額を引き上げ(これまでの学校教育費相当分の控 除額に学校外活動費相当分を加算)(無利子・有利子奨学金)
- ◇平成25年度は、平成26年度事業予算の策定にかかる文部科学省・財務省との協議内容及び奨学生の家計の実態の分析等を踏まえ、多子世帯に配慮しつつ、所得の低い世帯へ重点的に貸与できるように以下のとおり見直しを行った。(平成27年度入学の予約採用者から適用予定)

[見直し内容]

- (1) 主たる家計支持者にかかる給与所得者の給与所得控除額を引き下げ(控除の上限額を54万円引き下げ)
- (2) 無利子奨学金において、子供が2人を超える世帯について、申込者本人の就学者控除額を引き上げ(有利子奨学金と同様、子供が2人を超えた人数につき、本人の就学者控除額を加算)

○所得連動返還型無利子奨学金制度

学生等が安心して教育を受けられる環境を整備するため、家計の厳しい世帯(年収300万円以下)の学生等に対し、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返還型無利子奨学金制度」を創設し、平成24年度採用者から適用し、条件を満たした被推薦者を確実に採用した。

[第一種(所得連動)採用者数]

| 区分 | 第一種採用者 | うち所得連動 | 所得連動の割合 |
|--------|----------|----------|---------|
| 平成24年度 | 109,098人 | 33,050人 | 30.3% |
| 平成25年度 | 126,741人 | 46, 595人 | 36.8% |

※第一種基準適格者のうち、所得連動の適用対象者については全員を採用した。

○東日本大震災への対応

東日本大震災の被災世帯の学生等が進学・修学の機会を失わないよう、平成23年度は、大学等予約採用における第一種奨学金受付期間の追加、定期採用における受付期限の延長、緊急・応急採用における貸与始期・終期の取扱いの改善、被災により修業年限の終期を超えて在学する者(内定取消等)へ配慮し在学期間中は第二種奨学金の貸与を認めること等の措置を講じた。

平成24年度以降は、東日本大震災の被災世帯の学生等で推薦基準を満たす者を「第一種奨学生(震災復興枠)」として全員採用した。

≪中期目標≫

① 適切な適格認定の実施

真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。

≪中期計画≫

① 適切な適格認定の実施

真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。

≪実績≫

○適格認定による奨学生処置状況

奨学生としてふさわしくない者に対しては、奨学生としての資格の廃止等の措置を行った。

(単位:件)

| 豆八 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 区分 | 845,461件中 | 885,899件中 | 914,922件中 | 929,520件中 | 943,809件中 |
| 奨学金廃止 | 8, 857 | 9, 765 | 10, 846 | 9, 726 | 12,677 |
| (学業成績不振者等) | (1.0%) | (1.1%) | (1.2%) | (1.0%) | (1.3%) |
| 奨学金停止 | 10, 806 | 11, 491 | 12, 187 | 11, 988 | 11, 044 |
| (学業成績不振者等) | (1.3%) | (1.3%) | (1.3%) | (1.3%) | (1.2%) |
| 警 告 | 11, 196 | 11, 799 | 12, 329 | 12, 368 | 13, 624 |
| (学修評価が著しく劣る者等) | (1.3%) | (1.3%) | (1.3%) | (1.3%) | (1.4%) |
| 激励 | 34, 455 | 33, 820 | 36, 086 | 34, 930 | 34, 645 |
| (学修評価が劣る者) | (4.1%) | (3.8%) | (3.9%) | (3.8%) | (3.7%) |
| 合計 | 65, 314 | 66, 875 | 71, 448 | 69, 012 | 71, 990 |
| 口印 | (7.7%) | (7.5%) | (7.8%) | (7.4%) | (7.6%) |

○適格認定基準の周知

(1) 適格認定の実施方法等については、大学等に詳細な通知文を送付するとともに、適格認定の基準

について一層の周知を図った。また、重要性については、奨学業務連絡協議会等で重ねて周知を 図った。

(2) 平成22年度は、過去2年間の適格認定処置件数等をもとに抽出した学校に対し、適格認定(「指導」を含む。) の実施状況調査を行い、一部不適切な基準の設置が見られた学校に対し、フォローアップ調査を行い、基準が定められたことを確認した。

平成23年度は、平成22年度適格認定対象者数等をもとに抽出した学校(41校)に対し、実施状況調査を行い、調査対象校に対して個別の助言を行った。

平成24年度は、「財政制度等審議会財政投融資分科会」(平成23年11月15日)において適格認定の 厳格化を求められたことを受け、平成23年度適格認定で「警告」認定を受けた全件(12,329件) に対し、学校において機構の適格基準に沿った「警告」認定が行われているか全件調査を実施し た。

平成25年度は、学校における「適格基準の細目」の適用状況及び学校指導の実態等を確認するため、平成24年度適格認定による「警告」及び「激励」認定者について調査を実施した。また、平成23年度、平成24年度適格認定処置者に対して実施した実態調査の結果を踏まえ、適格認定がより適正に実施され、実効性を持つものとして機能するよう、「適格基準の細目」の内容を明確にするとともに、処置後の指導方法について充実を図った。

上記調査において把握した学校が誤りやすい点や注意点等を、毎年度、「適格認定の厳格な実施 について(依頼)」により、全学校に対して注意喚起を行い適格認定の目的及び基準等について 一層の周知を図った。

○奨学生への修学上の指導の徹底

「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ」(平成20年12月3日行政減量・効率化有識者会議) における「学生の意識の醸成を図るべき」との指摘を踏まえ、平成21年度から、奨学生に直近1年間の収入・支出金額を入力させ、その収支差を学校において確認のうえ、必要に応じて必要最小限の貸与月額への減額を指導できる仕組みを導入し、各学校に指導を依頼した。

平成22年度以降、各学校で実施した「適切な貸与月額を選択するための『指導』」結果について、各年度において奨学金事務担当者用ホームページで公表し、更に、一部抽出した学校に「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め、個別の助言を行うとともに、本確認により把握した「指導」実施において学校が誤りやすい点や注意点等について全学校に通知した。

≪中期目標≫

(2)返還金の回収強化

奨学金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、 奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還金の回収について、迅速かつ的確な現状把握 と、適切かつ厳格な回収を実施するための方策を講ずる。特に、延滞債権について回収の抜本的 強化を図る。また、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中 期目標期間中に82%以上にすることを目指し、返還金の回収促進策を推進する。

その際、目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性につい

て検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。

① 学校との連携強化

学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識涵養のための指導等を徹底する。

≪中期計画≫

(2)返還金の回収強化

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、総回収率(当該年度に 返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に82%以上にすることを目 指し、以下の返還金の回収促進策を推進する。

また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。

なお、上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。

- ① 学校との連携強化
- ア. 返還誓約書の提出時期を早期化して、採用時とすることで、その提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図る。
- イ、大学等に対して返還金回収方策について積極的な広報・周知を行い、協力を要請する。
- ウ. 大学等の返還説明会において、奨学生に対する返還の重要性に係る指導の徹底を図る。
- エ. 大学等における奨学生への指導の改善を促すため、延滞率の改善が進まない学校名の公表 を行うとともに学校別内示数の算定における延滞率の比重を高める。

≪実績≫

○総回収率

総回収率は、平成22年度までは各年度の目標値を下回っていたが、平成24年度は82.1%となり、中期目標を既に達成し、平成25年度は82.8%に達した。また、新規返還開始者等への啓発、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後速やかな法的処理により、当年度分の確実な回収に努めた。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------------|-------|--------|-------|-------|-------|
| (参考) 総回収率目標 | 80.1% | 80.7% | 81.3% | 81.7% | 82% |
| 総回収率 | 80.0% | 80.6% | 81.5% | 82.1% | 82.8% |
| 当年度分 | 94.1% | 94. 7% | 95.2% | 95.6% | 96.0% |
| 延滞分 | 13.9% | 14.6% | 14.5% | 13.8% | 14.0% |

〈参考〉全体の回収率

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 要回収額 | 398, 331 | 438, 387 | 473, 836 | 515, 533 | 557, 768 |
| 回収額 | 318, 615 | 353, 235 | 386, 214 | 423, 033 | 462, 102 |
| 回収率 | 80.0% | 80.6% | 81.5% | 82.1% | 82.8% |

(単位:百万円)

○新規返還者の回収率

(単位:百万円)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 要回収額 | 18, 431 | 18, 836 | 19,674 | 21, 521 | 22, 836 |
| 回収額 | 17, 693 | 18, 165 | 19, 018 | 20, 831 | 22, 150 |
| 回収率 | 96.0% | 96.4% | 96.7% | 96.8% | 97.0% |

○返還促進策等検証委員会(平成21年度から平成24年度)

返還促進方策の効果等を検証し、中期計画に記載の総回収率の妥当性に係る検証の在り方を検討するため、返還金の回収・分析に関して識見を有する外部有識者及び金融関係者等により構成される「返還促進策等検証委員会」を平成21年度に設置し、中期目標期間中の各年度、返還促進策等の効果等の妥当性の検証を継続して行うため外部シンクタンクによる定量的な分析を依頼し、その結果等を参考に審議を行い、報告書を取りまとめた。

当該委員会の報告等を踏まえ、機構ホームページを活用した情報提供の充実、減額返還制度の導入、 学校との連携により在学中からの返還意識の涵養及び在学猶予制度の周知及び住所調査や督促に 係る情報提供等の実施等の改善を行った。

○「総回収率82%」の妥当性

平成23年度までに検証し、「平成23年度返還促進策等検証委員会報告書」において、以下のとおり 取りまとめた。

- [平成23年度返還促進策等検証委員会報告書(概要)]
- 1. 「総回収率82%」の妥当性について
- (1)「総回収率」という指標の妥当性

回収金を奨学金の原資に充てていることから、総回収率という指標は、機構の業務に沿ったものと言うことができると考える。しかしながら、総回収率の指標には限界があるため、機構の返還業務の指標として「総回収率」以外の指標も併用することが最低限必要であると考える。

(2)「82%」の妥当性

総回収率は平成19年度79.2%であったが、その後年々改善され、平成22年度においては、目標値80.7%のところわずかに及ばない80.6%となっている。また、外部シンクタンクの試算によれば、現在の回収施策の効果を高めに見込んで、目標最終年度である平成25年度には82%を実現できるという見通しが報告されている。以上のことから、「82%」という数値は、機構が目標とする数値としては妥当だったと考えられる。

○債権管理·回収等検証委員会(平成25年度)

「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成24年9月12日文部科学省)において、「債権管理・回収等の業務については第三者機関である債権回収検証委員会(仮称)を設置し、回収の適切性等について外部からチェックしながら奨学金事業を運営することが必要である」旨が指摘されたことから、「返還促進策等検証委員会」を発展的に解消し、奨学金事業

の健全性を確保するため、債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的として、新たに「債権管理・回収等検証委員会」を設置した(平成25年3月)。

本委員会では、債権管理の適切性や回収促進策の効果等の妥当性について、外部シンクタンクによる定量的な分析を依頼し、その結果等を踏まえて審議を行い、報告書を取りまとめた。平成25年度は、設置初年度として、改めて機構の奨学金債権の現状についての説明を行った結果、その管理体制及び回収状況は適切であると結論づけられた。

ア.

○返還誓約書の確実な徴取のための取組

平成22年度採用者から、返還誓約書の提出時期を貸与終了時から採用時へと早期化し、平成22年度 以降は、学校と連携をとり、採用後6月経過した返還誓約書未提出者に対し奨学金振込を保留した。 また、返還誓約書の受付・点検等の業務については、外部委託による審査期間を短縮することによ り効率的に行った。

イ.

○返還金回収方策の広報・周知

毎年度、学校担当者用ホームページに返還説明会、奨学業務連絡協議会、初任者研修会、採用業務研修会等の各資料や卒業後の手続方法等を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について学校担当者への周知を図った。

また、各学校宛に、過去5年以内の自校の貸与終了者に係る延滞率・延滞者数等を参考として提示 した「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」及び奨学金の返還に関して適宜通知することに より、一層の協力を要請した。

○奨学業務連絡協議会の実施

大学等の奨学金担当者に対して、奨学事務に関する方針、予算、採用計画及び制度、事務処理の変更点に加え、貸与時の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明した。

| 区分 | 対象校 | 出席校数 | 出席率 |
|--------|--------|---------|--------|
| 平成21年度 | 3,885校 | 2, 358校 | 60.7% |
| 平成22年度 | 3,905校 | 2, 213校 | 56. 7% |
| 平成23年度 | 3,700校 | 2,300校 | 62.2% |
| 平成24年度 | 3,833校 | 2, 406校 | 62.8% |
| 平成25年度 | 3,835校 | 2, 460校 | 64.1% |

○学校事務担当者(初任者)研修会の実施

平成22年度から、各年4月以降新たに奨学金事務担当となった者を主な対象とした研修会を開催し、 事務処理等に係る説明を行うとともに、奨学生としての自覚の強化や返還意識の涵養を図ることに ついて依頼した。

| 区分 | 開催地 | 出席校数 | 出席人数 |
|--------|----------|-------|-------|
| 平成22年度 | 東京、兵庫 | 計828校 | |
| 平成23年度 | 東京、大阪、福岡 | 計776校 | 計833人 |

| 平成24年度 | 仙台、東京、大阪、福岡 | 計931校 | 計1,039人 |
|--------|--------------|-------|---------|
| 平成25年度 | 東京、名古屋、京都、福岡 | 計971校 | 計1,069人 |

○学校事務担当者(初任者)採用業務研修会の実施

平成23年度以降、各学校における奨学金採用事務の実施時期に合わせ、奨学生採用業務に特化した研修会を開催し、採用事務に関する留意事項と併せて在学期間中の学生に対する返還指導の重要性についても説明した。

| 区分 | 開催地 | 出席校数 | 出席人数 |
|--------|-------|-------|-------|
| 平成23年度 | 東京 | 計685校 | 計692人 |
| 平成24年度 | 東京、大阪 | 計572校 | 計618人 |
| 平成25年度 | 東京、大阪 | 計632校 | 計690人 |

ウ.

○返還説明会用マニュアル等の充実

平成21年度は、返還説明会における指導の徹底を図るため「返還説明会用事務マニュアル」の改訂版を作成し、大学等へ配付した。平成22年度は、「返還を始める皆さんへ」(DVD)を新たに作製し、各学校へ配付し、返還開始予定者等が閲覧できるようホームページに掲載した。

平成23年度以降は、制度変更等に伴いマニュアル及び DVD を改訂し、これらを活用するよう学校 へ依頼し、奨学生に対する返還中の手続きや返還の重要性の周知を図った。

○返還説明会への機構職員の派遣

返還説明会への機構職員の派遣にあたっては、満期予定者数・延滞率・延滞件数・返還誓約書未提 出件数を指標として派遣先を選定した。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 派遣校数 | 282校 | 293校 | 296校 | 297校 | 298校 |
| 派遣職員(延べ)数 | 318人 | 324人 | 354人 | 371人 | 369人 |

工.

○学校別内示数の算定

平成21年度に、延滞率の比重を大学等第一種奨学金において従来の10%から30%に、第二種奨学金においては従来の10%から20%に高めたうえで積算を行い各学校へ配分した。平成22年度以降は、引き続き、延滞率の比重を高めた積算方法により各学校へ配分した。

○延滞率の改善が進まない学校名の公表

公表のあり方等について文部科学省と調整を行った結果、次期中期目標期間において、大学等が確 実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行うこととなっ た。

また、各学校長宛に、貸与実績、延滞状況を「奨学金の貸与等の実績について」により報告したが、 更に、「「奨学金の貸与等の実績について」の取扱について」を各学校奨学金事務担当課長宛に送付 し、上記報告を確実に学校長等の責任者に届けるよう依頼し、学校から奨学生に対し、返還意識の 涵養を指導するよう促した。 学校名の公表実施にあたっては、「延滞率の改善が進まない学校」のみを公表するのではなく、各大学等と連携した返還支援の取り組みの強化施策の成果及び結果とともに、全ての大学等を対象に公表することとしている。なお、具体的な公表の情報については検討中である。

≪中期目標≫

② 返還金回収の促進

返還金回収強化の対策を促進する。

また、返還金の円滑な返還を促進するため、リレーロ座(口座振替)加入時期の早期化を 図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。

≪中期計画≫

- ② 返還金回収の促進
- ア.返還金の円滑な返還を促進するため、リレーロ座(口座振替)加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。
- イ. 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を 図る。
- ウ. 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。
- エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。
- オ、無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。
- カ.延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。
- キ. 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。

≪実績≫

ア.

○新規返還開始者に係るリレー口座加入率

平成22年3月満期者から、リレーロ座加入時期について更なる早期化を図り、従前の2~3月から12月末とした。更に、学校に対して口座未加入者への個別指導を依頼し、リレーロ座加入の徹底に努めた。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総合 | 100.0% | 99.8% | 99.8% | 99.8% | 99.7% |
| 無利子 | 100.0% | 99.9% | 99.9% | 99.9% | 99.8% |
| 有利子 | 100.0% | 99.8% | 99.8% | 99.8% | 99.7% |

○返還者全体に係るリレー口座加入率

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総合 | 93.0% | 94.4% | 95. 7% | 96.5% | 96.9% |
| 無利子 | 91.1% | 92.8% | 94.5% | 95.6% | 96. 2% |
| 有利子 | 94.9% | 95.9% | 96. 7% | 97. 2% | 97.4% |

イ.

○初期延滞債権に係る回収業務

平成21年度は、平成21年度予算執行調査(平成21年7月3日財務省主計局)における「初期延滞の督促強化を図るべき」との指摘及び「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ」(平成20年12月3日行政減量・効率化有識者会議)における「既存の滞納者も含めた回収業務の民間委託の拡大」との指摘を踏まえ、平成21年10月以降の新規延滞者のうち平成22年2月及び3月に振替不能4回目(延滞3ヶ月以上)となった初期延滞者に係る回収業務について順次サービサーに委託した。また、延滞者により確実に効果的な督促を行うため、回収業務委託においては、平成21年度から住所調査業務を委託内容に追加し、平成22年度以降も引き続き実施した。

初期延滞債権の回収委託実施状況は以下のとおりであった。

(毎年度3月末現在)

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 委託件数(件) | 6, 318 | 55, 731 | 70, 296 | 75, 000 | 73, 693 |
| 請求金額(千円) | 347, 730 | 3, 679, 870 | 5, 130, 645 | 5, 771, 804 | 5, 784, 127 |
| 回収件数(件) | 1, 422 | 29, 391 | 31, 367 | 32, 807 | 30, 659 |
| | (22. 5%) | (52. 7%) | (44. 6%) | (43. 7%) | (41. 6%) |
| 回収金額(千円) | 76, 900 | 1, 498, 590 | 1, 739, 094 | 1, 901, 698 | 1, 808, 744 |
| | (22. 1%) | (40. 7%) | (33. 9%) | (32. 9%) | (31. 3%) |
| 猶予件数(件) | 77 | 1, 882 | 2, 969 | 4, 403 | 4, 352 |
| | (1. 2%) | (3. 4%) | (4. 2%) | (5. 9%) | (5. 9%) |
| 合計 (件) | 1, 499 | 31, 273 | 34, 336 | 37, 210 | 35, 011 |
| | (23. 7%) | (56. 1%) | (48. 8%) | (49. 6%) | (47. 5%) |

※件数は、債権数である。

- ※「請求金額」とは、当初委託請求金額に毎月の増減額を加算した委託期間中の請求金額の合計である。
- ※「回収金額」とは、債権回収会社に入金された金額の合計であり、委託期間中に直接機構に入金 された金額は含まない。
- ※「回収金額」は、債権回収会社に委託した金額を上限として算出しているため、委託した金額以上の入金は含まれない。

《東日本大震災への対応》

平成23年5月末より、サービサーが自主規制で発送できなかった回収委託中の者で東日本大震災の 災害救助法適用地域住所の本人宛に、機構名で猶予願記入例を同封して通知を発送した。また、12 月より、東北3県を除いた地域の状況確認を開始し、更に同月下旬より、沿岸部及び原発被災地を 除いた地域の状況確認後適宜対応し、平成24年度以降も引き続き同様に対応した。

○督促架電の実施

平成21年9月以前の延滞発生者については振替不能6回目まで督促架電していたが、平成21年10月以降、回収委託実施前に延滞を解消することを目指し、振替不能1回目から3回目までの者に対して、外部委託により督促架電を実施した。

(単位:件)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 架電件数 | 1, 239, 815 | 1, 199, 571 | 1, 276, 023 | 1, 301, 666 | 1, 502, 785 |

※件数は、債権数である。

《東日本大震災への対応》

登録住所が東日本大震災における被災地域となっている者については、本人から連絡があった者を除き督促架電の対象外としていたが、電話による状況確認を平成23年12月より実施し、確認後、適宜対応した。

ウ.

○法的処理の実施

「財政融資資金融通先等実地監査」(平成20年5月21日財務省理財局通知)において指摘された法的処理の執行体制の構築や処理方針の策定を踏まえ、平成21年度に法的処理の事務処理マニュアルを改訂し、法務課と支部との役割分担の明確化及び法務課の支部に対する指揮命令系統の明確化を実施した。また、「法的処理実施計画」及び「延滞債権に係る法的処理の方針について」を策定し、これらを踏まえ法的処理を実施した。

(1) 初期延滞債権

「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」(平成20年6月10日奨学金の返還促進に関する有識者会議)及び「規制改革推進のための第3次答申」(平成20年12月22日規制改革会議)における法的処理の早期化に係る指摘を踏まえ、平成21年度(平成22年2月)から、振替不能回数4回目となり延滞3ヶ月以上となった者に対して順次回収委託業務を実施し、当初委託期間中(5ヶ月間)に滞納解消せず、入金のあるものについては引き続き回収委託業務を行った。原則としてこれらの取組によってもなお延滞9ヶ月以上となった者に対して、平成22年8月以降順次「支払督促申立予告」から法的処理を実施し、早期化した。

(2) 中・長期延滞債権の回収委託と連携した取組

- ◇「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成22年3月31日財務省理財局)において 指摘された時効の管理について、時効の中断に向け時効到来債権を含め延滞9年以上の長期延滞 債権で過年度において「支払督促申立予告」を実施済みの債権を含め、平成22年4月以降、順次 「支払督促申立予告」または「支払督促申立」から法的処理を実施した。
- ◇平成23年度は、延滞2年半以上8年以下かつ6月以内入金無し債権について回収委託業務を実施し、 当初委託期間中に滞納解消せず、入金のあるものについては委託を継続して実施した。また、時 効の中断に向け、延滞8年以上の長期延滞債権で過年度において「支払督促申立予告」を実施済み の債権を含め、4月以降、順次「支払督促申立予告」または「支払督促申立」から法的処理を実施 した。
- ◇平成24年度は、延滞3年以上8年未満かつ6月以内入金無し債権について回収委託業務を実施し、当初委託期間中に滞納解消せず、入金のあるものについては委託を継続実施し、応答がなく延滞7年半以上(回収委託後入金なし)となったものを対象に法的処理を実施した。また、時効の中断に向け、平成23年度実施分から、延滞7年半以上かつ7年半以上入金の無いものへと法的処理を早

期化するとともに、未入金期間が短期間のものについては、延滞10年以上かつ5年以上入金が無い ものについて法的処理を実施した。

◇平成25年度は、延滞3年以上8年未満かつ6月以内入金無し債権について回収委託業務を実施し、当初委託期間中に滞納解消せず、入金のあるものについては委託を継続実施し、応答がなく延滞7年半以上(回収委託後入金なし)となったものを対象に法的処理を実施した。また、時効の中断に向け、平成24年度実施分から、延滞7年半以上かつ7年半以上入金の無いものへと法的処理を早期化するとともに、未入金期間が短期間のものについても返還を促すため、延滞9年以上かつ5年以上入金が無いものについて法的処理を実施した。

《東日本大震災への対応》

サービサーが自主規制で発送できなかった回収委託中の者で東日本大震災の災害救助法適用地域 住所の本人宛に、機構名で猶予願記入例を同封して通知を発送した。平成23年12月より東北3県を 除いた状況確認を開始し、同月下旬より沿岸部、原発被災地を除いた地域の状況確認を実施し適宜 対応した。

(3) 法的処理実施状况

(単位:件)

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 支払督促申立予告 | 28, 175 | 5, 827 | 12, 426 | 13, 965 | 15, 575 |
| 支払督促申立 | 7, 713 | 7, 390 | 10,005 | 9, 583 | 9, 043 |
| 仮執行宣言付支払督促申立 | 2,061 | 2,686 | 2, 754 | 2, 459 | 2, 553 |
| 強制執行予告 | 1, 436 | 2, 133 | 3, 683 | 3, 147 | 4,069 |
| 強制執行申立 | 123 | 269 | 355 | 457 | 546 |
| 強制執行 | 28 | 85 | 135 | 326 | 291 |
| 和解 | 2, 944 | 3, 983 | 4, 960 | 5,672 | 5, 525 |

※件数は、債権数である。

《東日本大震災への対応》

発生直後から被災地域の返還者に対して支払督促申立予告を停止した。

工.

○延滞者の実熊調査の実施

平成21年度及び平成22年度は、請求書発送時に、アンケート用紙と返信用封筒を同封して実施したところ、回答率が想定値(5%)に達しなかった。

平成23年度以降は、従来延滞6ヶ月以上の者の請求書発送時に同封していたアンケート用紙を延滞3ヶ月以上の者に単独での発送に変更し、記名式で実施し、期日までに回答のないものについては督促を行ったところ、アンケートの回収率は向上した。

調査結果については従来公表していなかったが、平成19年度実施分から毎年度公表した。

(単位:件)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 対象者 | 67, 243 | 89, 555 | 19, 120 | 19, 301 | 19, 431 |
| 回答者 | 3, 553 | 3, 956 | 4, 163 | 3, 873 | 4, 116 |
| 回答率 | 5.3% | 4.4% | 21.8% | 20.1% | 21.2% |

○回収強化のための取組への反映

返還期限猶予制度を知らない者が多いことが判明したため、機構ホームページ上で「返還期限猶予 Q&A」など制度について詳しく掲載する等、制度の周知に努めた。

また、延滞者の中には返還期限猶予制度を知らない者もいることや、返還期限猶予制度を知った時期が卒業後であった者が多いと判明したため、各学校に対し、「奨学金貸与終了者に係る猶予手続きの徹底について」を送付し在学中の返還期限猶予制度周知について改めて依頼し、各学校に対して在学猶予中の者のデータ提供を開始し返還説明会に参加させること等指導の強化を依頼した。

才.

○役場照会の迅速化

- (1) 役場からの回答処理及び返戻の登録(照会文書の作成)について、システム改修により、住所データ登載期間及び照会票作成期間を短縮し、住所調査業務の迅速化を図った。また、役場への住所照会業務の外部委託を開始し、住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図った。
- (2) 平成21年度は、「学資金貸与事業における割賦金の回収及び返還期限猶予に関する指導に必要となる債務者住所の把握について」(平成21年10月23日会計検査院)による改善処置要求(住所不明者を直ちに調査する体制及び債務者の出身大学等との連携強化を図ったりするなどの体制整備)等を踏まえ、返還者の住所情報等についてより的確に把握するため、各学校に対して卒業生の住所把握状況等についての情報提供を依頼した。

平成22年度以降は、返還者の住所情報等を把握するため、学校に卒業生の住所情報の提供が可能 であるか照会し、可能と回答のあった学校から必要な卒業生の住所情報の提供を受け調査を行い、 判明した新住所を登録した。

(3) 役場照会による住所調査の実施結果が「該当者無し」であった者について、平成24年度以降、電話番号情報を全国の固定・携帯電話履歴データを保持する業者に照会し、電話番号に変更がない者及び変更した電話番号が確認できた者に架電し、判明した新住所を登録した。また、平成25年度は、住所調査の実施結果が「該当者無し」であった者の携帯電話に SMS (ショートメール)を一斉送信して、機構への住所確認の連絡を求めた。

力.

○個人信用情報機関の活用状況

平成21年度採用者から「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出を採用の要件とした。 同意書を提出し、個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対して、複数回の文書送付及び架 電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに、 返還期限猶予の制度を周知することによって、初期延滞の抑制を図った。文書送付や架電による注 意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が3ヶ月以上となった者について、平成22 年4月から個人信用情報機関に情報を登録した。

(単位:件)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|---------|
| 登録件数 | 4, 469 | 6, 908 | 9,871 | 13, 047 |

※登録件数は債権数であり人員ではない。

牛.

○コールセンターの運用

平成21年度(平成21年10月)より民間委託によるコールセンターを設置し、返還相談体制の強化・ 充実を図ったところ、従来2割程度だった応答率が受託業者との緊密な連携により改善された。

(単位:件)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 着信数 | 436, 439 | 799, 681 | 755, 382 | 731, 818 | 743, 456 |
| 応答数 | 276, 765 | 677, 846 | 679, 390 | 672, 111 | 680, 285 |
| 応答率 | 63.4% | 84.8% | 89.9% | 91.8% | 91.5% |

※応答率=応答数÷着信数

※平成21年度は、平成21年10月~平成22年3月までの実績である。

また、受託業者が平成22年度以降実施した満足度調査の結果は、以下のとおり、応対満足度(5点満点評価)において概ね良好な評価を得ており、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応している。

・平成22年度:5点が74.4%、4点が19.7%
・平成23年度:5点が75.0%、4点が19.1%
・平成24年度:5点が75.8%、4点が17.4%
・平成25年度:5点が76.7%、4点が11.4%

≪中期目標≫

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。

≪中期計画≫

③ 大学等奨学金の延滞額の削減

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。

≪実績≫

○大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額の削減状況

「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)、「平成21年度予算の編成等に関する建議」(平成20年11月26日財政制度等審議会)、「指摘事項~ムダ・ゼロ政府を目指して~」(平成20年12月1日行政支出総点検会議)、「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ(平成20年度)」(平成20年12月3日行政減量・効率化有識者会議)及び「行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分けの評価結果」(平成21年11月25日実施行政刷新会議)等を踏まえ、平成23年度までに半減を目指すこととした大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額について、平成21年度以降、返還金回収方策の強化等を図った。

平成23年度終了時点では目標値には達しなかったが、着実に削減した。平成24年度以降も引き続き

回収委託等により返還金回収方策の強化を図った結果、平成25年度は延滞額216億円となり、平成19年度から242億円(52.7%)を削減することができた。

(単位:億円)

| 区分 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------|----|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 19年度末3ヶ月 | 計画 | 458 | 399 | 336 | 272 | 221 | | |
| 以上延滞額 | 実績 | 458 | 380 | 338 | 304 | 265 | 240 | 216 |
| 対前年度 | 計画 | _ | 12.9% | 15.8% | 19.0% | 18.8% | | |
| 削減率 | 実績 | _ | 17.0% | 11.1% | 10.1% | 12.8% | 9.4% | 10.0% |

○大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞件数の状況

延滞件数については平成19年度末の131,237件から43,404件(対平成19年度比66.9%減)に削減した。

(単位:件)

| 区分 | 19年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 19年度末延滞件数 | 131, 327 | 93, 894 | 65, 102 | 54, 867 | 48, 740 | 43, 404 |
| 対19年度削減割合 | | 28.5%減 | 50.4%減 | 58.2%減 | 62.9%減 | 66.9%減 |

≪中期目標≫

③ 機関保証制度の運用

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに、同制度の収支の健全性を確保するため、毎年度その妥当性について検証する。

≪中期計画≫

- ④ 機関保証制度の運用
- ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図るとともに、機関保証制度加入者への督促を強化する。
- イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確 実に請求する。
- ウ.機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、 代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証する。

≪実績≫

ア.

○機関保証制度の周知

大学等と連携し、学校を通じてリーフレット及び広報チラシを奨学金の希望者に配布し、更に保証機関と連携し、保証機関のホームページ上で当年度保証料及び適用する貸与利率や代位弁済後の手続き等について掲載することにより、機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。機関保証の選択状況は、以下のとおりであった。

(単位:件)

| 区分 | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 第一種 | 43, 770 | 47, 884 | 57, 081 | 59, 349 | 68, 657 |
| 選択者数 | 第二種 | 129, 983 | 153, 774 | 162, 185 | 159, 566 | 160, 503 |
| | 全体 | 173, 753 | 201, 658 | 219, 266 | 218, 915 | 229, 160 |
| | 第一種 | 34. 13% | 40.36% | 41.17% | 42.06% | 44.07% |
| 選択率 | 第二種 | 41.66% | 47. 49% | 48.54% | 48.69% | 49.95% |
| | 全体 | 39. 47% | 45. 58% | 46.38% | 46. 70% | 48. 03% |

[※]保証の変更者は含まない。

○機関保証制度新規返還者の回収率

(単位:百万円)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要回収額 | 4, 683 | 6, 293 | 7, 651 | 8, 940 | 9, 979 |
| 回収金 | 4, 378 | 5, 953 | 7, 292 | 8, 537 | 9, 565 |
| 回収率 | 93.5% | 94.6% | 95.3% | 95.5% | 95.9% |

○要返還者に対する無延滞者の占める割合(機関保証制度加入者)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 割合 | 78. 2% | 81.5% | 84.1% | 85.8% | 86.9% |

○機関保証制度加入者への督促強化

訪問督促や居住確認等を含む回収業務をサービサーへ委託することにより、機関保証制度加入者への督促を強化した。

○訪問督促·居住確認等

訪問督促・居住確認の結果、延滞者本人と会うことができなかった等の理由で、本人居住が確認できなかった場合は、機構において市区町村役場から住民票を徴収する等により、延滞者本人の居住状態を把握した。

イ.

○代位弁済履行状況

「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成22年3月31日財務省理財局)において、「既に債務者に対して期限の利益を喪失させている債権であるにもかかわらず、代位弁済請求の直前の日に、再度、「期限の利益剥奪通知書」を送付するとともに、当該通知を行った日をもって期限の利益を喪失したものとして代位弁済請求額(延滞金等)を算定し、協会へ請求を行っている」との指摘を踏まえ、期限の利益の剥奪及び保証機関への代位弁済請求の手続きについては見直しを行い、それまでのマニュアルの問題点を整理し、改訂作業を行った上で、奨学事業部門全員に対して研修を行い、周知徹底を図った。

また、延滞者に対して、延滞3ヶ月以上から9ヶ月未満までの間はサービサーに回収を委託する他、 催告書(期限の利益剥奪予告)には、保証機関名による代位弁済に関するチラシを同封することで 督促強化を図り、催告書を送付しても応答のない者を対象として、サービサーによる訪問督促・居 住確認等業務を実施し、確実に代位弁済請求できるよう努めた。

(単位:件、億円)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 1, 929 | 3, 382 | 3, 899 | 4, 227 | 5, 456 |
| 金額 | 31. 3 | 57. 9 | 73. 5 | 83. 9 | 113. 5 |

※金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

ウ.

○機関保証制度の健全性確保のための状況把握

外部シンクタンクに機関保証制度の財政収支シミュレーションについて将来推計の分析を依頼し、 各年度において、現状の保証料等のスキームで収支相償が実現できる結果を得た旨の報告書をとり まとめた。

○「妥当性」の検証

「「勧告の報告性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)の 指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機 関保証制度検証委員会」において、中期目標期間中の各年度、外部シンクタンクによる分析結果等 について審議を行い、報告書を取りまとめた。

≪中期計画≫

⑤ 高等学校奨学金の回収強化

旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還 金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努める。

≪実績≫

高等学校奨学金についても、大学等と同様に延滞者に係る回収委託について民間委託する等の返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努めた。実績は以下のとおりであった。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 当年度分 | 85.8% | 86.4% | 87.2% | 87.9% | 88.6% |
| 延滞分 | 9.5% | 10.1% | 10.6% | 10.2% | 9.9% |

≪中期目標≫

(3)情報提供等の充実

① 情報提供の充実

奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやす く行う。

≪中期計画≫

- (3)情報提供等の充実
 - ① 情報提供の充実

奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやす く行う。また、奨学生等に対する利便性の向上を図るため、情報システムの整備を図る。

≪実績≫

○ホームページにおける奨学金情報等の充実状況

[一般向けホームページ]

(1) 一般向けホームページにおける質疑応答集の掲載状況

奨学金情報の提供においては、FAQ 項目の追加、カテゴリー別及び照会内容別に一覧表示する等検索しやすさに配慮した。

各年度に掲載した項目数は以下のとおりであった。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 項目数 | 184項目 | 269項目 | 359項目 | 368項目 | 378項目 |

奨学金関連のホームページアクセス件数は以下のとおりであった。

(単位:件)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 件数 | 17, 832, 914 | 19, 194, 688 | 25, 371, 400 | 31, 889, 402 | 36, 725, 453 |

- (2) 平成21年度(平成22年1月末)より、ホームページ上に、奨学金貸与・返還シミュレーション機能を搭載し、利用者へのサービスの向上を図った。
- (3) 奨学生ガイダンスビデオ及び新たに返還を開始する者向けのガイダンスビデオをホームページから配信することにより、より一層の情報提供の充実を図った。また、奨学金希望者、奨学生、新たに返還を開始する者向けの動画一覧ページを作成するとともに、奨学金情報トップページにバナーを作成し、利用者が動画のページを検索しやすいように改善した。
- (4) 新卒者向けの返還期限猶予、高等学校卒業程度認定試験合格者向けの予約奨学金等について、 新規にページを作成し、情報提供の充実を図った。また、振替不能(1~3回)になった者に 延滞解消の手続きを迅速に周知するため、特設ページにおいて毎月返還振替日の翌営業日に 更新を行うとともに、機構から返還者へ通知を発送する毎に、各通知の内容をホームページ に掲載した。
- (5) JASSO トップページ及び奨学金トップページに、住所変更等各種届出や返還振替日等のバナーを新たに掲載した。また、地方公共団体・奨学事業実施団体、各大学が実施する奨学金制度を掲載し、プレスリリースにより広く情報提供を行った。

《東日本大震災対応》

東日本大震災特設ページについて、随時、情報を更新し、被災者への情報提供の充実を図った。 また、ホームページ上に東日本大震災等により被災した学生等を対象とする大学・民間団体等 が実施している奨学金制度に関する情報提供ページを開設し随時更新を行った。

「学校担当者向けホームページ]

(1) 学生の奨学金に対する理解と延滞防止に役立てるために、各学校奨学金担当者に対する事例 調査を実施した結果を好事例集として取りまとめた資料を掲載した。

- (2)「奨学業務連絡協議会」の資料を閲覧可能とするとともに、返還説明会や初任者研修会等で質問の多かった事項を FAQ として掲載し、情報提供の充実を図った。
- (3) 学校担当者向けホームページ内に「検索」機能を導入するとともに、学校担当者が利用している情報を平成23年度のアクセス数に基づき解析を実施し、必要な情報を迅速に利用できるようデザイン変更を行う等利便性を高めた。また、スカラネット・パーソナルへの登録について、学校担当者が奨学生等へ指導しやすくなるよう「体験デモサイト」を掲載した。

○奨学業務システムの最適化

- (1) 奨学金業務システム最適化の一環として、平成22年度より、奨学生や返還者が自身の奨学金に関する情報や登録されている個人情報等が閲覧可能な奨学金貸与・返還情報提供サービスであるスカラネット・パーソナルを開設し、奨学生及び返還者に対するサービスの向上を図った。また、「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」のダウンロード機能、返還者本人の「転居・改姓・勤務先変更等」、「繰上返還」の届出機能を追加し、返還者の利便性の向上を図った。
- (2) 学校からの要望等を踏まえ、学校での奨学生最新情報(奨学生一覧)、進学届提出状況の確認機能の充実、人的保証から機関保証へ変更する場合の切替時保証料の試算機能の新設などのシステムの改善を図った。更に、在学猶予中の者のデータダウンロード機能や新規満期者のリレーロ座加入手続状況のデータダウンロード機能をスカラネット・アカデミー(学校担当者用奨学金業務システム)に追加し、学校の事務負担の軽減や情報提供の充実に努めた。

○災害救助法適用に係る情報

(1) 緊急採用(応急採用)情報

災害救助法が適用された災害に際し、緊急採用(応急採用)についてホームページ、メールマガジンにより迅速に情報提供を行うとともに、関係機関に周知を図り、大学等に推薦依頼の通知を行った。

(2) 減額返還・返還期限猶予手続きの案内

災害により返還が困難となった場合の減額返還・奨学金返還期限猶予の手続き方法について、ホームページにより迅速に情報提供を行うとともに、学校に対してもメールマガジンにより減額返還・返還期限猶予制度の情報提供を行った。

《東日本大震災対応》

平成23年度は、「被災地直行壁新聞」及び東北3県(宮城・岩手・福島)のラジオ局によるCM放送により周知した。また、平成23年度以降、東日本大震災特設ページについて、被災者への情報提供の充実を図った。

≪中期目標≫

② 諸手続きの厳正化

より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事 務の一層の厳正化を図る。

≪中期計画≫

② 諸手続きの厳正化

より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務に関し、内部規程や事務処理要項等の整備・改善に努め、職員に徹底する。

≪実績≫

○マニュアル等の整備・改善

「財政融資資金融資先等実施監査について」(平成20年5月21日財務省理財局長通知)の指摘を踏まえ、事務処理の統一化・厳格化を図るため、事務処理マニュアルについては適宜見直しを行った。適用基準の明確化、法務課と各支部との役割分担の明確化を図り、返還に関する事務処理体系を明確にし、これに伴い関連マニュアルについても見直しを行い、改訂等に先立ち奨学金関係部署(各支部を含む。)の全職員を対象に研修を実施し、適正な業務実施に努めた。

また、東日本大震災への対応として「災害対応マニュアル」を追加し、関係職員に周知するとともに、被災者等に係る返還期限猶予の審査業務を適切に実施した。

≪中期目標≫

(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用

奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、返還免除 に関しても制度の適正な運用を図る。

≪中期計画≫

(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用

奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、経済状況の変化等により今後、返還が困難な者が急増することが予想されるが、そのような場合も含め、 適確に返還猶予制度を運用する。返還免除に関しても制度の適確な運用を図る。

≪実績≫

○減額返還制度の運用

経済的理由により返還困難である者への更なる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額(返還期間の延長)を認める「減額返還制度」を平成22年度に創設し(平成23年1月)、制度の概要、手続方法及び Q&A をホームページに掲載し、制度の周知に努めた。また、平成22年度に定めた業務方法書及び減額返還事務処理マニュアルに基づき、制度の適確な運用を図った。

(単位:件)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|---------|
| 承認件数 | 900 | 5, 987 | 10,664 | 14, 079 |

※平成22年度は、平成23年1月~3月までの実績である。

○返還期限猶予制度の運用

(1) 返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等の適切な運用を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

(単位:件)

| | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 在 | 学猶予 | 121, 808 | 136, 276 | 140, 973 | 142, 599 | 149, 331 |
| <u> </u> | 般猶予 | 67, 552 | 91, 492 | 108, 362 | 114, 938 | 121, 803 |
| | 病気中 | 7, 061 | 8, 335 | 8, 443 | 8,970 | 9, 622 |
| | 災害 | 15 | 101 | 2,813 | 1, 123 | 769 |
| | 入学準備 | 852 | 1,064 | 1, 106 | 827 | 598 |
| | 生活保護 | 1, 475 | 2, 092 | 3, 843 | 4,613 | 5, 564 |
| | 生活困窮 | 58, 149 | 79, 900 | 92, 157 | 99, 405 | 105, 250 |
| | 合計 | 189, 360 | 227, 768 | 249, 335 | 257, 537 | 271, 134 |

- (2) 返還期限猶予願処理の迅速化に努め、平成22年度においては、一般的な申請内容で申請から承認又は不備返送まで概ね2か月程度かかっていた処理を年度末には1か月程度に縮めた。平成23年度以降は、猶予申請から承認又は不備返送までを概ね1~3週間で処理を行った。
- (3) 災害により返還が困難となった場合の奨学金返還期限猶予の手続き方法、経済困難を事由とする返還期限猶予に係る収入(所得)金額の目安について、ホームページ等に掲載する等、適用基準の更なる具体化・明確化を図り、制度の周知に努めた。

《東日本大震災への対応》

平成23年度は、返還期限の猶予に関する施行細則を改定し、東日本大震災による災害猶予対象者について明確にした。また、震災発生の翌年度以降も経済困難な状況は継続すると想定されることから、「罹災が継続していること」の定義を明確にするなど災害猶予2年目への対応を行った。更に、返還が困難となった場合の奨学金返還期限猶予の手続き方法等についてホームページ等に掲載し、引き続き制度の周知に努めると共に、「東日本大震災災害対応マニュアル」に基づいて対応した。また、甚大なる被害に鑑み、奨学金返還期限猶予の申請手続きについて、証明書の後日提出を認める等被災者が申請しやすいよう柔軟に対応し利便性の向上を図った。

平成24年度以降も、上記の対応を継続した。

- ○特に優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度の運用
- (1) 業績優秀者返還免除認定委員会の認定に基づき適切に運用した。
- (2) 手続きの簡素化により、申請及び推薦手続き並びに審査処理の効率化を図った。また、返還免除の学内選考を適切に実施するため、必要書類に不足がある大学、学内選考手続きに問題のある大学については第1回認定委員会までに修正指導を行った。更に、平成23年度以降、貸与終了者が少ない大学については、奨学生でない学生も含めた広い範囲の中で業績を評価するよう各大学に指導した。
- (3) 大学における推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を毎年度各大学に提供したが、平成24年度以降、大学からの要望に対応し、提供回数を従来の3回から5回とした。

《東日本大震災への対応》

平成23年度は、東日本大震災の影響について被災地の大学に状況確認し、推薦期限に遅れて推薦となる大学については事前に推薦予定数(3大学、316名)を確認し、震災の影響を受けなかった他大

学からの推薦者とあわせて第1回認定委員会で免除認定について審議した。その結果、推薦書類が本機構に到着次第、審査し、不備がないことが確認できた時点で、免除を認定した。

○貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況

| | 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---|-------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 貸 | 与終了者数 | 31,946人 | 29,527人 | 32,925人 | 30,298人 | 32, 289人 |
| 推 | 薦者数 | 9,579人 | 8,805人 | 9,866人 | 9,048人 | 9,670人 |
| 免 | 除者数 | 9,579人 | 8,805人 | 9,866人 | 9,048人 | 9,670人 |
| | 全額免除 | 3,191人 | 2,934人 | 3,288人 | 3,016人 | 3,223人 |
| | 半額免除 | 6,388人 | 5,871人 | 6,578人 | 6,032人 | 6,447人 |

[※]上表は、前年度貸与終了者について、当年度委員会で認定したものである。

≪中期目標≫

3 留学生支援事業

「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づく りの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。

(1) 留学生に対する支援

大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給を行う。

また、学資金の支給の決定に当たっては、選考等を厳正に行うとともに、留学生の質の確保に留意して行う。

≪中期計画≫

3 留学生支援事業

「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。

(1) 留学生の質の確保への留意

留学生への学資金の支給については、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用するなど、留学生の質の確保に留意して行う。

≪実績≫

○留学生の質の確保のための取組状況

文部科学省外国人留学生学習奨励費の学資金の支給に際し、留学生の質を確保するため、以下の事業を実施した。

(1) 大学等における成績評価係数の活用

受給者の条件として、大学等の成績を、優:3、良:2、可:1とし、機構の計算式に当てはめて算出し、平成21年度に、学部レベル及び大学院レベルについて、支給対象者の成績評価係数を変更した。平成21年度以降は、変更した成績評価係数を用いた。

「学部レベル」平成20年度:1.5以上 → 平成21年度:2.0以上

[大学院レベル] 平成20年度:1.8以上 → 平成21年度:2.3以上

(2) 日本留学試験成績優秀者に対する複数年給付

日本留学試験の海外実施国それぞれにおいて、科目選択区分(8種)ごとに成績1位を取得して、 学習奨励費の給付予約者となり、大学等に入学した学部等の学生を学習奨励費の給付延伸対象 者とし、毎年度成績評価を確認した上で、給付期間を標準修学年限まで延伸可能とした。

≪中期計画≫

(2) 外国人留学生に対する支援

大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協 定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。 私費留学生の経済的支援を図るため、学習奨励費を支給する。

私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を優先的に配分する。

なお、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「経済 危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置さ れたことを認識し、留学生の受入れ促進のための私費外国人留学生等学習奨励費に活用する。

≪実績≫

○国費外国人留学生制度にかかる給与の支給

国費外国人留学生に対する給与(奨学金)給付等の支給業務を行った。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 支給実績 | 10,768人 | 10,867人 | 9,716人 | 9,219人 | 8,931人 |

○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度の実施(※平成25年度より、「私費外国人留学生学習 奨励費」から改称)

大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対して、学習奨励費を支給した。

〈支援内容〉奨学金月額:大学院レベル65,000円、学部レベル48,000円

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|---------|---------|---------|----------|---------|
| 採用実績 | 27,974人 | 12,831人 | 13,421人 | 12, 155人 | 11,301人 |

※平成21年度は、補正予算分12,619人を含む。

※平成23年度は、災害被災者追加採用862人を含む。

- ○大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 (グローバル30)、大学の世界展開力強化事業採 択校及び国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム採択校への重点配分
 - 学習奨励費受給者の質の向上に向けて、下記の事業採択大学及びプログラムに対して、特別枠として重点配分した。
 - (1) 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 (グローバル30) 13校
 - (2) 大学世界展開力強化事業
 - ① 「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援事業(16校)

- ② 米国大学等との協働教育創造支援事業(11校)
- ③ ASEAN 諸国等大学間交流形成支援事業(15校)
- (3) 国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム (平成24年度:7大学11プログラム、平成25年度:26大学41プログラム)

○文部科学省外国人留学生学習奨励費の活用状況等調査の実施

大学等での学習奨励費の活用状況等を把握するため、平成22年度から毎年「文部科学省外国人留学 生学習奨励費給付制度活用状況等調査」を実施した。

調査の結果、受給者は、学習奨励費を受給するようになって勉強時間が増え、学業に専念することができたと回答する者が多く、大学等からは、学習奨励費は学費滞納の防止や学習奨励費を得るために勉学意欲の向上につながっているという回答を多く得た。

○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度にかかる成果検証

平成23年度、「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」を設置し、委員会を開催して、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の見直しについて、検証結果を取りまとめた。

[検証結果]

日本の高等教育機関における教育的効果や留学生政策のため、学習奨励費の存在意義、必要性は極めて高いとの結論を得た。

○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度にかかる成果検証結果を踏まえた取組 平成23年度に実施した「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」の成果検証を踏ま え、平成24年度以降、以下の取組を行った。

- ① 学習奨励費受給者に対し、長期間にわたるフォローアップが重要であり、定期的に進路状況等の追跡調査を行うことが必要との検証結果を踏まえ、平成24年度以降、「学習奨励費受給者のうち最終年次者の卒業後進路状況のフォローアップ調査」を実施した。
- ② 学習奨励費受給者の質の向上に向けて、平成21年度より大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択拠点校への重点配分を行った。更に、平成24年度より大学の世界展開力強化事業(「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援、米国大学等との協働教育創造支援)に対し重点配分し、25年度にはASEAN諸国等と大学間交流形成支援事業も対象に追加した。また、平成24年度より国費外国人留学生の優先配置を行う特別支援プログラム採択校への重点配分も開始し、引き続き、平成25年度も実施した。
- ③ 国からの奨学金を受けているという受給者のモチベーション向上を目指すため、平成25年度より「私費外国人留学生学習奨励費給付制度」から「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」に名称を変更した。

○留学生交流支援制度(短期受入れ)の実施

我が国の大学等が、諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間受け入れた場合、当該留学生に対し奨学金を支給した。 ※平成24年度までは、3ヶ月以上1年以内の期間受け入れ

- (1)各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラム等を対象とした特別枠又はプログラム 枠(プログラム申請・採択型の支給)として採択し、平成21年度から平成24年度においては、そ の他を一般枠として採用した。
- (2) グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、平成21年度から平成24年度においては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 (グローバル30) 採択拠点校 (13校) に対し、1校あたり10人の枠 (計130人) を配分した。また、平成25年度においては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 (グローバル30) の24プログラムに対し624人の枠、大学の世界展開力強化事業の40プログラムに対し954人の枠をそれぞれ配分した。

〈支援内容〉奨学金月額:80,000円、留学準備金:80,000円(平成21年度及び平成22年度のみ)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 採用実績 | 4,242人 | 1,978人 | 2,888人 | 1,504人 | 5,448人 |

[※]平成21年度は、補正予算分2,273人を含む。

○留学生交流支援制度(ショートステイ)の実施

平成23年度に制度を新設し、平成23年度及び平成24年度において、3か月未満の学生受入れに対するプログラムへの支援を実施した。なお、本制度は、「行政事業レビュー(公開プロセス)」(平成24年6月20日文部科学省)を踏まえ、平成24年度をもって廃止した。

〈支援内容〉奨学金月額:80,000円

| | 区分 | 学校数 | プログラム数 | 受入れ採用人数 |
|--------|--------|--------|----------|---------|
| 亚出99年由 | 受入れ・派遣 | 104大学等 | 262プログラム | 2,530人 |
| 平成23年度 | 受入れ | 95大学等 | 158プログラム | 2,602人 |
| 亚出94年度 | 受入れ・派遣 | 118大学等 | 326プログラム | 4,230人 |
| 平成24年度 | 受入れ | 105大学等 | 169プログラム | 3,528人 |

[※]平成23年度は、東日本大震災被災地域の復興支援に係るプログラム及び被災地域の大学等を 優先的に採択する追加募集を実施した。

○私費外国人留学生生活実態調査の実施

私費留学生の経済的状況を把握するため、平成21年度、平成23年度、平成25年度と隔年で実施し、 それぞれ平成22年度、平成24年度に機構ホームページで公表するとともに、概要を作成し、調査協力機関に送付した(平成25年度実施分は平成26年度に公表予定)。

○平成21年度補正予算の執行

平成21年度に措置された補正予算については、私費外国人留学生等学習奨励費及び留学生交流支援制度(短期受入れ)に活用し、平成20年度に比し2倍程度の対象者にそれぞれを支給した。

| 区分 | | 平成20年度 | | |
|------------------|---------|---------|---------|---------|
| [四月] | 合計 | (当初) | (補正) | 十成20十度 |
| 私費外国人留学生等学習奨励費 | 27,974人 | 15,355人 | 12,619人 | 13,078人 |
| 留学生交流支援制度(短期受入れ) | 4,242人 | 1,969人 | 2,273人 | 1,981人 |

≪中期計画≫

(3)日本人留学生に対する支援

大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生 及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金の支給を行う。

≪実績≫

○留学生交流支援制度(短期派遣)の実施

我が国の大学等が、諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間、諸外国の大学等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金を支給した。

- ※平成24年度までは、3ヶ月以上1年以内の期間派遣
- (1) 各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラム等を対象とした特別枠又はプログラム枠 (プログラム申請・採択型の支給)として採択し、平成21年度から平成24年度においては、その 他を一般枠として採用した。
- (2) グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、平成21年度から平成24年度においては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 (グローバル30) 採択拠点校 (13校) に対し、1校あたり5人の枠(計65人)を配分した。平成24年度においては、大学の世界展開力強化事業の2プログラムに対し3人の枠、グローバル人材育成推進事業の23大学に対し395人の枠を、平成25年度においては、大学の世界展開力強化事業の45プログラムに対し1,101人の枠、グローバル人材育成推進事業の94プログラムに対し3,968人の枠をそれぞれ配分した。

〈支援内容〉 奨学金月額:(平成21年度~平成24年度)80,000円

(平成25年度) 60,000円~100,000円 (留学先地域により異なる)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 採用実績 | 2,261人 | 825人 | 1,635人 | 2,488人 | 9,593人 |

[※]平成21年度は、補正予算分1,823人を含む。

○留学生交流支援制度(ショートビジット)の実施

平成23年度に制度を創設し、平成23年度及び平成24年度において、3か月未満の学生派遣に対する プログラムへの支援を実施した。

また、平成24年度においては、グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、グローバル 人材育成推進事業37大学44プログラムに対し、3,227人の枠を配分した。

なお、本制度は、「行政事業レビュー(公開プロセス)」(平成24年6月20日文部科学省)を踏まえ、 平成24年度をもって廃止した。

〈支援内容〉 奨学金月額:80,000円

| | 区分 | 学校数 | プログラム数 | 派遣採用人数 |
|--------|--------|--------|----------|---------|
| 亚出99年度 | 受入れ・派遣 | 104大学等 | 262プログラム | 3,239人 |
| 平成23年度 | 派遣 | 198大学等 | 580プログラム | 13,255人 |
| 亚出94年度 | 受入れ・派遣 | 118大学等 | 326プログラム | 4,638人 |
| 平成24年度 | 派遣 | 137大学等 | 273プログラム | 6,683人 |

- ※平成23年度は、東日本大震災被災地域の復興支援に係るプログラム及び被災地域の大学等を 優先的に採択する追加募集を実施した。
- ※平成24年度は、上記の重点枠を含まない。

○留学生交流支援制度(長期派遣)の実施

諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生に対して学資金の支給を以下のとおり行った。

〈支援内容〉 奨学金月額:89,000円~148,000円(参考:平成25年度)

授業料実費:上限2,500,000円

※奨学金月額及び授業料実費は毎年度予算の状況により変更。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 採用実績 | 57人 | 45人 | 30人 | 91人 | 43人 |
| 継続支援者数 | _ | 52人 | 78人 | 87人 | 126人 |

≪中期目標≫

(2) 外国人留学生に対する宿舎の支援

① 国際交流会館等の運営

国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための安全性の確保やサービスの向上を図るとともに、地域の国際交流拠点として地域との交流事業を推進する。

≪中期計画≫

- (4) 外国人留学生に対する宿舎の支援
 - ① 国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる 宿舎を提供する。その際、居室の最大限の有効活用を図る。

≪実績≫

○宿舎の入居率

中期目標期間における国際交流会館等の平均入居率は、以下のとおりである(入居のない居室には、 入居者退去後の修繕・整備期間として確保されたものや、身障者用居室として確保されたもの等を 含む)。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平均入居率 | 85.9% | 86.3% | 69.1% | 50.9% | 81.3% |

※平成24年度は、閣議決定を踏まえ、入居希望の多い4月期に向けた入居募集が遅れたが、一定の 入居率を確保した。

○入居者の満足度

全会館等の入居者に対してアンケートを実施し、会館での生活全般についての満足度に関して以下 のとおり回答を得た。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|------|--------|
| 四 刀 | 6・12月 | 6・12月 | 6月 | 12月 | 11月 |
| 満足度に関する設問の回答者数(a) | 1,909人 | 1,820人 | 1,808人 | 858人 | 1,154人 |
| 回答者のうち満足と答えた者 (b) | 1,824人 | 1,720人 | 1,750人 | 838人 | 1,123人 |
| 満足と答えた者の割合 (b/a) | 96% | 95% | 97% | 98% | 97% |

※平成21年度及び平成22年度については、2回のアンケート平均値である。

※平成21年度は広島及び大阪第二国際交流会館、平成22年度は広島、大阪第二及び兵庫国際交流 会館を除く。

≪中期計画≫

② 国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対処できるよう配慮して、受託者を選定し、きめ細かなサービスを提供する。

≪実績≫

○受託者の選定状況

平成21年度及び平成22年度の国際交流会館等の管理・運営業務は、豊富なノウハウを有し、利用者及び施設の特性に応じたサービスの質を確保することができる公益財団法人日本国際教育支援協会に管理・運営業務を委託した。(平成21年度は市場化テストの対象となっている広島国際交流会館及び大阪第二国際交流会館を除く。平成22年度は同様に兵庫国際交流会館も除く。)

平成23年度以降は、より効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札を実施し、受託事業者を選定の上、当該事業者に管理・運営業務を委託した。(平成23年度は、市場化テストの対象となっている大阪第二国際交流会館及び兵庫国際交流会館を除く。)

○レジデント・アシスタント (RA)の配置

宿舎での共同設備等の利用方法等の生活上の問題を中心に、就学上の問題、友人関係、進路等幅広く留学生の相談に応じるなど、入居者に対する相談活動や日常生活上の指導、助言等を行うため、 RA を以下のとおり配置した。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 16会館中 | 15会館中 | 15会館中 | 5会館中 | 5会館中 |
| 2人以上配置 | 15会館 | 14会館 | 15会館 | 5会館 | 5会館 |
| 1人配置 | 1会館 | 1会館 | 0会館 | 0会館 | 0会館 |

※平成24年度以降は、金沢国際交流会館を除く。

金沢国際交流会館は、平成24年度以降、金沢大学及び北陸大学に対して居室の貸出利用方式により運営を行っているが、大学の運営へのより主体的な関与等への配慮を踏まえた結果、大学の方針により、機構として謝金を支払う形態での RA を配置してはいないが、入居者を対象としたウェルカムパーティーや生花などの文化教室といった事業を実施するなど、入居者に対する様々な配慮を施し、きめ細かなサービスを提供している。

○カウンセラーの配置(平成23年度終了)

平成21年度から平成23年度においては、臨床心理等に関して高度に専門的な知識及び経験を有するカウンセラーを1人以上配置し、入居者の日常生活における健康、勉学、友人関係、経済問題、進路等に関する相談に応じ、専門的な立場で助言及び援助等を行った。

なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえた中期計画の変更により、カウンセラーの配置状況については、平成24年度より計画から削除された。

カウンセラーの配置状況は以下のとおりである。

| ロ 八 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 区分 | 16会館中 | 15会館中 | 15会館中 |
| 1人配置 | 12会館 | 11会館 | 12会館 |
| 2人配置 | 2会館 | 2会館 | 1会館 |
| 4人配置 | 1会館 | 1会館 | 1会館 |
| 6人配置 | 1会館 | 1会館 | 1会館 |

≪中期計画≫

③ 地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供する。また、 国際交流会館等の会議室等附属施設を地域に積極的に開放し、交流・研修等の活動の場を提供する。対象とする会議室等附属施設全体で、年間稼働率を中期目標期間中に年間平均50% 以上とする。

≪実績≫

○先導的国際交流事業への参加機会の提供

先導的国際交流事業(主なもの)を(1) ~(5) のように定義しており、以下の事業への参加機会を提供した。

- (1) 地域の課題に取り組む事業 (まちづくり、男女共同参画、少数弱者支援等)
- (2) 地域の国際化に資する事業
- (3) 公共性を有し、多文化共生に資する事業
- (4) 国際的な課題(医療・地球環境問題・貧困)に取り組む事業
- (5) 留学生の諸問題(就職支援・住宅問題等)に取り組む事業

平成21年度及び22年度は(2)・(5)、平成23年度は(2)、平成24年度は(1)、平成25年度は(4)を それぞれ1件ずつ実施した。

○国際交流推進状況

国際交流会館等の施設を活用し、地方公共団体、地域ボランティア等との連携・協力により、入居者に以下のプログラム等への参加機会を提供した。

| ロ ハ | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------------|-------|-------|-------|------|------|
| 区分 | 16会館中 | 15会館中 | 15会館中 | 5会館中 | 5会館中 |
| 国際理解講座 | 2会館 | 5会館 | 6会館 | 3会館 | 3会館 |
| 日本文化紹介プログラム | 9会館 | 8会館 | 7会館 | 3会館 | 4会館 |
| 文化祭等会館関連行事 | 10会館 | 8会館 | 8会館 | 5会館 | 5会館 |
| スポーツ交流 | 6会館 | 5会館 | 4会館 | 1会館 | 1会館 |
| 各種文化教室等 | 6会館 | 6会館 | 6会館 | 2会館 | 2会館 |

○国際交流会館等の施設の稼働率

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)における指摘を踏まえ、地域へ施設利用の促進を図るため、国際交流会館の附属施設(多目的ホール、会議施設等)について、地域の地方公共団体やボランティア団体等への施設資料送付やホームページでの広報活動を行い、施設利用の周知を図った。

平成22年度は、東日本大震災の影響により各種イベントが自粛されたことにより稼働率が抑制され、目標に達しなかったが、平成23年度以降は、各会館における館生及びRAに対する施設利用の周知徹底及び利用ポスターの掲示等のPR、地域の地方公共団体やボランティア団体等への施設資料送付やホームページでの広報活動を行い、施設利用の周知を図り、目標を達成した。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標 | 44.3% | 45. 7% | 47.1% | 48.5% | 50.0% |
| 実績 | 44.1% | 44.8% | 52.6% | 56.9% | 57.5% |

※稼働率:同一施設の稼動日数を貸し出し可能日数で除したもの。

≪中期目標≫

国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。

≪中期計画≫

④ 国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。

≪実績≫

- ○国際交流会館等の売却
 - ◇「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度に大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1号館)、大阪第一(2号館)、大阪第二及び広島の各国際交流会館については、当該地域の大学(国立大学法人及び学校法人)へ売却した。
 - ◇札幌、金沢、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館及び東京国際交流館については、一般競争入札

の結果、購入希望者が無かったところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得る」こととされた。

「※平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)はそれ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」することとされた。

- ◇平成23年度末までに売却ができなかった札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館、東京国際交流館については、地元自治体及び大学等と売却に向けて引き続き協議を行うとともに、 資産の有効活用の観点から引き続き大学等に留学生宿舎として居室の提供を行った。
- ◇利用大学の運営へのより主体的な関与を得るため、平成23年度は、大学等に対し機構が居室を貸し出し、当該大学等から学生等に居室を配分する「貸出利用方式」を新設し、金沢、兵庫及び福岡の各国際交流会館、東京国際交流館において利用大学等との連携・協力を得て運営した。
- ◇平成24年度は、東京国際交流館においては、大学推薦方式による入居資格に学部留学生(研究生を含む)、大学が実施する学生受入プログラム(インターンシップを含む)に参加し教育を受ける外国人学生、及び大学に所属する日本人学生(学部3年生相当以上)を新たに追加した。
- ◇札幌、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館においても、大学推薦方式の募集対象を大学等に所属 する日本人学生、外国人研究者で研究実績が優れている者まで入居資格を拡大する等、居室の最 大限の有効活用を図った。
- ◇平成25年度は、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館については、地権者の同意を得て、 一般競争入札による売却を実施したが、参加申込者は得られなかった。

≪中期目標≫

② 留学生借り上げ宿舎等への支援

外国人留学生のための低廉かつ良質な宿舎の確保のため、地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対し、助成を行うこと、及び大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。

地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対する助成は、平成21年度をもって廃止する。

≪中期計画≫

⑤ 留学生借り上げ宿舎支援事業及び留学生宿舎建設奨励費事業を実施する。 また、助成対象の留学生宿舎の運営状況については、適切に把握し事業を実施する。 留学生宿舎建設奨励費事業は、平成21年度に廃止する。

≪実績≫

○留学生借り上げ宿舎支援事業

平成21年度は、平成20年度の実績を踏まえ、支援の対象となる留学生を渡日1年以内に入居を開始する者を優先した上で、国内からの進学者、入学後1年以内の留学生もしくは就学生((財)日本語教

育振興協会の認定校に限る)) とし、支援金の使途についても対象となるものを追加する等申請条件を見直し、平成22年度も実施した。

平成23年度以降は、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度(短期受入れ)と連携した留学生借り上げ宿舎支援事業を実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進した。また、平成23年度は、東日本大震災被災留学生を支援するため、災害被災者追加採用を実施した。留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況は以下のとおりである。

[平成21年度~平成22年度]

| 区分 | | 借り上げ宿舎支援 | ショートステイ支援 | | |
|------|-----|------------|-----------|--|--|
| | 学校数 | 延べ124校 | 延べ13校 | | |
| 21年度 | 宿舎数 | 2,066戸 | 216戸 | | |
| | 金額 | 135, 266千円 | 4,294千円 | | |
| | 学校数 | 延べ148校 | 延べ23校 | | |
| 22年度 | 宿舎数 | 2, 228戸 | 220世帯 | | |
| | 金額 | 151,486千円 | 4,322千円 | | |

「平成23年度~平成25年度】

| 区分 | | 学習奨励費受給者 等支援 | 留学生交流支援制度 (短期受入れ)支援 | ホームステイ支援 |
|------|-----|-----------------|------------------------|----------|
| | 学校数 | 延べ92校 | 延べ4校 | 延べ14校 |
| 23年度 | 宿舎数 | 1,248戸 | 55戸 | 151世帯 |
| | 金額 | 80,308千円 | 3,423千円 | 2,958千円 |
| | 学校数 | 延べ105校 | 延べ10校 | 延べ12校 |
| 24年度 | 宿舎数 | 1,714戸 | 105戸 | 174世帯 |
| | 金額 | 114,259千円 | 6,444千円 | 3,332千円 |
| | 学校数 | 延べ123校 | 延べ6校 | 延べ23校 |
| 25年度 | 宿舎数 | 1,972戸 | 62戸 | 192世帯 |
| | 金額 | 126, 132千円 | 3,575千円 | 3,695千円 |

- ※平成25年度に、「私費外国人留学生学習奨励費」給付制度を「文部科学省外国人留学生学習奨励費」給付制度に名称変更した。
- ※上表について、平成23年度に、「ショートステイ支援」を「ホームステイ支援」へ、平成25年度 に、「留学生交流支援制度(ショートステイ)支援」を「留学生交流支援制度(短期受入れ) 支援」へ変更した。

また、支援の対象となった宿舎については、居住状況を適切に把握するとともに、途中解約等により支援対象から外れた宿舎について、大学等に指導を行い、返金させた。

○留学生宿舎建設奨励事業(平成21年度終了)

平成21年度は、留学生宿舎建設奨励事業審査会による事業計画書の審査の結果、補助対象者として 選定された岡山大学、熊本大学に対し、竣工を確認し、事業実績に基づき、建設奨励金42,736千円 を交付した。

なお、留学生宿舎建設奨励事業は平成21年度をもって廃止した。

○助成対象の留学生宿舎の運営状況の把握等

助成対象の留学生宿舎の運営状況は、補助金適正化法等に基づき適切に把握し、対応した。

留学生宿舎建設奨励事業については、平成21年度は、平成20年度までに設置された全30大学等に宿舎の入居状況を確認した。

事業は平成21年度をもって終了したが、平成22年度以降も大学等に対し、5月1日現在の宿舎の入居 状況を文書で確認した。なお、別府大学留学生会館の廃止に伴い、補助金を国庫に返納した(平成 23年11月)。

≪中期目標≫

(3) 日本留学試験の実施

日本留学試験は、多くの大学等で外国人留学生の入学者選抜の一環として利用されるよう、 試験の公平性や信頼性を確保し、適正に実施する。また、外国人留学生の受入れを積極的に推 進するため、海外における新たな国・地域での試験実施について取り組むとともに、利用者の 利便性の向上や一層の利用促進に取り組む。

≪中期計画≫

(5) 日本留学試験の実施

① 得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験 実施の公平性及び信頼の確保に努める。また、大学等や日本語教育機関からの要望を踏まえ、 英語科目の導入について検討する。さらに、利便性を向上させる観点から、試験問題の多言 語化やコンピュータ試験について検討を行う。

≪実績≫

- ○適正な試験問題作成及び点検体制の強化
 - ◇日本語の問題作成委員(平成21年度1人)、得点等化(※)や結果分析を担当する非常勤職員(専門員)(平成21年度1人)、物理、生物、総合科目の英語版の試験問題の点検を担当する委員(平成22年度各1人)、総合科目の問題作成委員(平成22年度4人)、試験問題の分析や成績判定を行う試験小委員会管理・評価部会の調査員(平成23年度1人)、日本語科目作成委員(平成24年度2人)及び生物科目作成委員(平成25年度1人)をそれぞれ増員し、適正な試験問題作成及び点検体制の強化を図った。
 - ※「得点等化」とは、複数種類の試験について、その得点を素点では無く、共通の尺度上の得点として表わして相互に比較できるようにするものである。
 - ◇平成22年度は、日本語科目の聴解・聴読解、読解及び記述の各領域の得点範囲及び試験時間を変更し、よりバランスのとれた領域構成とするために、聴解・聴読解の試験時間を短縮し、読解に長文及び複問形式(1つの文章に対して設問が複数ある)を導入する等内容を改定して実施した。改定前後の試験問題の難易度等を比較検証するため、本試験とは別に日本語科目のモニター試験を実施し、平成23年度にその結果について分析し、試験小委員会日本語部会に、データ上、問題は生じていないことを報告した。
 - ◇基礎学力科目(理科、総合科目、数学)のシラバス(出題範囲)は日本の高等学校の学習指導要領に基づいているため、高等学校において新しい学習指導要領が実施されたことを踏まえ、基礎学力科目のシラバスを改訂することとし、平成24年度に改訂のスケジュール等を機構ホームペー

ジで公開したほか、大学や日本語教育機関等にも周知した。

◇平成25年度は、平成24年度に公表した改訂のスケジュールに基づき、理科及び数学のシラバスを 改訂し、シラバス改訂版を機構ホームページで公開したほか、大学や日本語教育機関等にも周知 した。

○実施体制等について大学等の意見聴取

- ◇質の向上を踏まえた日本留学試験の実施のため、日本語科目の改定案について、大学等関係機関 に通知して意見を伺った他、日本語教育学会の総会、日本語学校教育研究大会等を利用して広報 に努めた。
- ◇不正行為者への対応がわかりにくい、地震等不足の事態への対応の記載が不十分等という試験実施協力大学の意見、日本語科目の改定を踏まえ、「試験監督等の要領」をより一層危機管理も念頭においた内容に改善し更新した。
- ◇障害をもった応募者に対応するため、平成23年度以降、障害者と国内外の試験について造詣の深い有識者に調査員を委嘱し、障害等の理由で特別措置の申し出があった応募者に対して、調査員の意見等を踏まえた特別措置を講じて本試験を実施した。

○英語科目の導入や試験問題の多言語化についての調査検討

- ◇多言語化については、平成21年度に実施した調査、試行試験等の結果を踏まえて、平成22年度の 日本留学試験実施委員会において、当面見送ることが妥当という結論を得た。
- ◇英語科目導入については、教員等との意見交換、大学を対象に実施したアンケート調査、有識者による英語科目のスキーム、シラバス(出題範囲)等の検討の結果を踏まえ、平成25年度の日本留学試験実施委員会において、当面見送ることが妥当という結論を得た。

○コンピュータ試験に関する調査

- ◇平成21年度に、海外におけるコンピュータ試験の先行事例とコンピュータ試験の試験問題の漏洩 対策に係る調査を実施した。
- ◇平成22年度及び平成23年度は、平成23年2月及び平成23年12月に文部科学省が実施したコンピュータ試験の試行試験に関し、同省と協議の上、試験問題の提供、受験者の確保、得点等化(複数種類の試験について、その得点を素点では無く、共通の尺度上の得点として表わして相互に比較できるようにする)の採点処理等で協力した。また、試験問題のアイテムバンク化(試験問題をデータベースに蓄積し、出題や分析の基準となるようシステム化を図る)について検討し、資料を収集した。
- ◇平成24年度は、上記文部科学省によるコンピュータ試験の試行試験の結果も踏まえて、現行の試験をコンピュータ試験に移行する場合の具体的な運用プラン、実施スケジュール、試験問題開発に関する課題、導入費用等を整理し、コンピュータ試験化に関するメリット・デメリットを検証するための調査を実施し、引き続き検討した。
- ◇平成25年度は、平成24年度に実施した調査結果を分析し、その結果を踏まえて、日本留学試験実施委員会において、直ちに実用化に踏み切ることは困難という結論を得た。

≪中期計画≫

② 外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。海外の社会情勢、日本における外国人の入国管理行政の状況に特段の変化がない限り、中期目標期間における年間受験者数の平均が、前中期目標期間における年間受験者数の平均を上回ることとする。

また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。

≪実績≫

○新たな海外における試験実施国・都市の状況

日本語学習者、日本留学試験実施の要求状況等に鑑み、海外実施について検討した。

香港については、平成21年度に文部科学省及び外務省を通じて香港特別行政区政府に試験実施許可を申請したところ了解が得られ、平成22年6月に試行試験を実施し、11月以降本試験を実施した。 香港における試験の広報の一環として、現地の大学や日本語教育機関の関係者を対象に、日本留学試験セミナーを開催した。

ネパール(カトマンズ)については、現地に出張し、日本留学同窓会、在ネパール日本国大使館、日本語教育機関等からの意見聴取等により、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のためのインフラ整備状況等の現地調査を行ったところ、停電多発等の実施上の問題点を把握した。

○年間受験者数

| 区分 | 前中期目標期間に おける受験者数 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 中期目標期間に おける受験者数 |
|-----|---------------------|---------|----------|----------|---------|---------|--------------------|
| 第1回 | | 21,461人 | 23, 294人 | 19,579人 | 16,032人 | 15,613人 | |
| 第2回 | | 22,935人 | 23,397人 | 18,592人 | 15,736人 | 15,497人 | |
| 計 | 36,554人 | 44,396人 | 46,691人 | 38, 171人 | 31,795人 | 31,110人 | 38,433人 |

平成21年度及び平成22年度は、多くの受験者数を確保し、いずれも対前年度を上回った。

平成23年度以降は、円高や東日本大震災等の影響のため、受験者の大半を占める日本国内の日本語教育機関の在籍者が減少したこと等の理由により、年間受験者数は減少したが、平成25年度においては、受験者の対前年度減少数が平成24年度の約1割程度にまで縮小した(平成25年度:685人減、平成24年度:6,376人減)。海外においては広報が奏功し、香港等受験者が増加した国・地域もあった。また、平成24年度以降は、国内外の受験者層の属性等の調査も行った上で、効果的な受験者数増の取組みを強化するために、「日本留学試験利用促進のための取組」を策定した。

第2期中期目標期間における年間受験者数の平均(38,433人)は、中期計画どおり、第1期中期目標期間における年間受験者数の平均(36,554人)を上回った。

《東日本大震災対応》

平成23年度は、平成22年度末に発生した東日本大震災の影響により、試験出願締切に間に合わない者が生じることを避けるため、国内の出願締切を一週間延長した。また、本来の試験日に受験できない被災者等に対し、受験の機会を失することがないよう、特別追試験日を設け、試験を実施した。更に、出願していたが、通常試験日及び特別追試験日ともに受験できない被災者等を対

象に、受験料等の返金申請を受け付け、返金手続きを実施した。

○試験の利用促進のための取組状況

- (1) 従来、試験実施通知をしていなかった高等専門学校61校と国立高等専門学校機構に対し、試験の利用について案内し、平成22年度から、国立高等専門学校機構を通じて、高等専門学校が利用した。
- (2) 大学に対する試験実施通知の際に、大学院入試への活用についても検討を依頼することにより、 試験の利用促進を図った。
- (3) 平成21年度から平成23年度は「日本留学試験を利用した渡日前入学促進パンフレット」、平成24年度以降は「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を作成し、試験実施通知の際に、大学、高等専門学校、専門学校、日本語教育機関等に悉皆的に配布したほか、各地域の国立基幹大学が主催する日本留学試験地域ブロック会議や、留学関係のイベント等において配付・説明し、大学等に対し、日本留学試験の利用、渡日前入学許可等の取組を促した。
- (4) 平成25年度から、新たに「日本語学校生のための専門学校進学相談会」に参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を配付するなど、専門学校に対する利用促進を図った。

〈参考〉日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施大学

| 平成21年度末 | 平成22年度末 | 平成23年度末 | 平成24年度末 | 平成25年度末 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 78校 | 90校 | 93校 | 94校 | 96校 |

※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、 入学を許可するものである。

≪中期目標≫

- (4) 日本語教育センターにおける教育の実施
 - ① 先導的・モデル的な日本語教育の実施を推進する観点から、日本語教育のモデルとなる質の高い教育内容を提供する。また、日本語教育機関及び高等教育機関との連携による教材開発、研修機会の提供等を積極的に実施する。

≪中期計画≫

- (6) 日本語教育センターにおける教育の実施
 - ① 日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。特に、カリキュラム・教材等の開発、 日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会の開催、外国人日本語教員に対する現職研修 及び教材の提供等を推進する。

≪実績≫

- ○カリキュラム・教材等の開発
- (1) 効果的なカリキュラムの作成

大学院、学部、高専進学それぞれの、受験や進学後に求められる能力を短時間に効率よく習得で

きるよう配慮したカリキュラムを平成22年度に改訂した。

(2) 教材の開発

①アラビア語圏の学生のための教材開発

アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うための教材が不足していることから、アラビア語圏の大学進学者のための理科系専門用語集(数学・物理・化学・生物)を新たに作成し、授業に活用するとともに、市販した。また、「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(力学編)」を作成し授業に活用するとともに、音声・会話を中心とした日本語初級入門教材の作成に着手した。

②専修学校進学者のための教材開発

「専門学校に進学する留学生のための日本事情」の補助教材を新たに作成し、解説等の整備を行い、市販に向けた改訂作業を行うとともに、別冊教材を完成させた。

③基礎科目教材の開発

[数学科]

文科系留学生のための数学教材の試用版の作成及び改訂を行った。また、日本留学試験のシラバスと文科系の留学生のニーズを踏まえ、本センター作成の数学教材の内容を精選し、数学 I 等の部分をコンパクトにまとめた教材に改訂した。平成24年度以降は、高等学校における新指導要領の実施に伴う日本留学試験のシラバス改訂に対応するため、数学教材を改訂した。

[社会科]

地理・歴史・政治・経済・現代社会のポイントを網羅的にまとめ、一冊で学習できる「総合科目サブノート」について、試用版を試用し、英訳付語彙リストの作成と改訂を行った。平成24年度は、非漢字圏の学生もより学習しやすいようにする等の観点から、構成を「地理・歴史・経済・政治・国際社会」に改めるとともに、内容も見直したほか、英訳付語彙リストを巻末に収めるなどの改訂を行った。

「物理科]

平成25年度は、高等専門学校進学者等の非漢字圏の学習者を対象とした補助教材としての「物理サブノート」を作成し、「絵を見て覚える物理用語集(力学)」に改称した。

④ 非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材の開発

課題遂行能力に重点を置き、新カリキュラムに沿って試用版を作成した。また、本センター独自のカリキュラムに基づき、大学等での学習上の課題遂行能力に重点を置いた、日本語の各技能について体系的に関連させて学習できる日本語中級教材7分冊(読解・聴解・文章表現、口頭表現、文法リスト・語彙リスト・漢字リスト)を作成、改訂した。平成25年度は、非漢字圏の高等専門学校進学者のための日本語副教材の作成に着手した。

○研究協議会の開催

外国人留学生のための日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と 日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行う研究協議会を、毎年度東京及び大阪で開催し、成果の普及を図るため、実施概要報告を機構のホームページ上に掲載した。

○海外教員短期研修

各年度において、以下のとおり海外の教員を招聘し、日本語の指導方法等について研修を行った。 また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関にお ける日本語教育を支援した。

| 区分 | 国・大学 | 人数 | 日数 |
|------|---|---------|------|
| 21年度 | インドネシア (ダルマプルサダ大学) タイ (国立行政開発大学院大学) マレーシア (マラエ科大学国際教育センター) 台湾 (到遠管理学院) | 各1人、計4人 | 5~6日 |
| 22年度 | ベトナム (ドンズー日本語学校) | 1人 | 5日 |
| 23年度 | 台湾(国立交通大学言語教育与研究センター非常勤講師) タイ(タイ国立行政開発大学院大学講師) | 各1人、計2人 | 6日 |
| 24年度 | ミャンマー(ミャンマー元日本留学生協会日本語センター講師) | 1人 | 5日 |
| 25年度 | ベトナム(貿易大学日本語学部基礎日本語学科講師) 台湾(台湾東海大學日本語言文化学系講師) | 各1人、計2人 | 6日 |

≪中期目標≫

② 国の要請に迅速に応えるべく、日本語教育部門については、私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に受入れを行うとともに、効果的・効率的な事業実施の観点から、その運営体制の見直しを図る。

≪中期計画≫

② 私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受け入れるとともに、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、日本語教育部門の運営体制の更なる見直しを行う。

≪実績≫

○学生の受入れに係る取組み

外国政府派遣留学生等の積極的な受入れを図るため、関係国大使館等と綿密な連絡を取り、本センターの受入体制、指導、学習環境などについて積極的なアピールを行った。また、海外留学に注力しているサウジアラビアをはじめとする中東諸国からの留学生を獲得するため、平成23年度からサウジアラビアの「国際高等教育フェア」に参加した。

○国費・政府派遣・私費別受入れ数

私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、国費留学生及び外国政府派遣留学生を積極的に 受け入れた。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------------|------|------|------|------|------|
| 受入れ数(計) | 455人 | 388人 | 290人 | 327人 | 302人 |
| (東京) | 264人 | 237人 | 135人 | 172人 | 175人 |
| (大阪) | 191人 | 151人 | 155人 | 155人 | 127人 |
| 国費留学生(計) | 121人 | 112人 | 58人 | 80人 | 105人 |
| (東京) | 80人 | 79人 | 43人 | 51人 | 68人 |
| (大阪) | 41人 | 33人 | 15人 | 29人 | 37人 |
| 政府派遣留学生(計) | 107人 | 71人 | 64人 | 82人 | 62人 |
| (東京) | 78人 | 52人 | 18人 | 44人 | 48人 |
| (大阪) | 29人 | 19人 | 46人 | 38人 | 14人 |
| 私費留学生(計) | 227人 | 205人 | 168人 | 165人 | 135人 |
| (東京) | 106人 | 106人 | 74人 | 77人 | 59人 |
| (大阪) | 121人 | 99人 | 94人 | 88人 | 76人 |

○卒業者の進学率

進学希望者数のほぼ全員が以下のとおり進学した。

| | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 進: | 学希望者数(A) | 386人 | 361人 | 240人 | 290人 | 274人 |
| | (東京) | 220人 | 220人 | 140人 | 148人 | 174人 |
| | (大阪) | 166人 | 141人 | 100人 | 142人 | 100人 |
| 進 | 学者数(B) | 381人 | 357人 | 237人 | 288人 | 272人 |
| | (東京) | 217人 | 217人 | 138人 | 147人 | 173人 |
| | (大阪) | 164人 | 140人 | 99人 | 141人 | 99人 |
| 進 | 学率 (B/A) | 98.7% | 98.9% | 98.8% | 99.3% | 99.3% |
| | (東京) | 98.6% | 98.6% | 98.6% | 99.3% | 99.4% |
| | (大阪) | 98.8% | 99.3% | 99.0% | 99.3% | 99.0% |

○運営体制の見直し

「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成20年度までに日本語教育部門の組織・運営体制の見直しを行い、研究開発機能の充実を図るため、カリキュラム・教材研究開発室を設置し、室長の下に、東京の高専主任(心得)と大阪の教務主任(心得)が同開発室の研究主任を兼務する体制としたところ、教材開発の体制がより実践的となり、東京・大阪両センターの教材開発の進捗が一層管理しやすくなり、効率的に作業が進められた。更に、教材を両校で分担して作成するとともに、作成・改訂した教材を相互に活用するなどの連携強化を図り、両校の教育の質の向上に努めた。

また、これまで東京校・大阪校それぞれ独自に実施していた学生募集活動について、両校のPR等における連携を一層強化した。

以上により、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、組織・運営体制の改善を図った。

≪中期計画≫

③ 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

≪実績≫

○修了予定者に対するアンケート調査

日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、修了予定者に対するアンケート調査を実施した。4段階による満足度調査で、「満足」・「やや満足」の回答は、以下のとおりである。

| 区分 | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------------------|------|------|------|------|------|------|
| 日本語教育センターに対する満足度(平均) | | 97% | 93% | 97% | 92% | 97% |
| | (東京) | 97% | 93% | 97% | 95% | 97% |
| | (大阪) | 97% | 93% | 98% | 94% | 99% |

○アンケート結果を踏まえた改善

アンケートの結果、基礎科目を除くすべての項目について満足度80%以上であったことから、基礎科目の授業の充実を図るため、基礎科目の新たな教材(アラビア語圏の大学進学者のための理科系専門用語集、総合科目サブノート、文科系留学生のための数学教材)の作成に着手し、「留学生のための理科系専門用語辞典」として完成させ、市販し授業で活用した。

≪中期目標≫

③ 地域の国際交流拠点としての機能の発揮、資産の有効活用の観点から、地域との連携による日本文化、事情等の理解を促進する取組等を実施する。

≪中期計画≫

④ 日本語教育センターの外国人留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイ等への積極的参加を促進する。

≪実績≫

○国際理解教育授業への参加状況

地域の小・中学校が実施する国際理解教育授業に対して、日本語教育センター在校生のほか、卒業 生が参加・協力した

| | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------------|----------|------|------|-------|-------|-------|
| 東京 | 参加者(延べ)数 | 294人 | 199人 | 86人 | 102人 | 106人 |
| 果尔 | 学校数 | 11校 | 8校 | 2校·3回 | 2校・3回 | 3校・4回 |
| → KE | 参加者(延べ)数 | 84人 | 35人 | 35人 | 52人 | 81人 |
| 大阪 | 学校数 | 9校 | 8校 | 12校 | 12校 | 17校 |

○小・中・高・大学生・社会人との交流状況

小・中・高・大学生・社会人との交流会に在校生が参加した。

| 区分 | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 東京 | 件数 | 17件 | 16件 | 18件 | 56件 | 87件 |
| 果 尽 | 参加者〔在校生延べ〕数 | 852人 | 856人 | 319人 | 751人 | 1,228人 |
| → KE | 件数 | 42件 | 51件 | 52件 | 41件 | 57件 |
| 大阪 | 参加者〔在校生延べ〕数 | 1,092人 | 1,064人 | 1,074人 | 1,002人 | 1,073人 |

○ホームステイへの参加状況

ホームステイ受入団体等の協力を得て、以下のとおり、在校生がホームステイに参加し、日本人との交流を図った。

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|------|------------|------------|----------------|----------------|--------|
| | 参加者数 | 79人 | 70人 | 9人 | 21人 | 28人 |
| 東京 | 場所 | 静岡県福田町等8か所 | 静岡県福田町等8か所 | 北海道北見市 等4か所 | 北海道北見市 等4か所 | 東京都内 |
| | 参加者数 | 47人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 大阪 | 場所 | 愛知県豊根村等3か所 | 愛知県豊根村 | 愛知県豊根村 | 愛知県豊根村 | 愛知県豊根村 |

[※]平成21年度及び平成22年度はホームビジットを含む

≪中期計画≫

⑤ 日本語教育センターの附属施設を地域に積極的に開放する。

≪実績≫

○附属施設の貸出状況

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、東京日本語教育センターの保有資産の有効活用の方策について検討するよう指摘されたことを踏まえ、平成21年度から、教育活動に支障のない範囲で学生ホール及び教室を地域に開放し、NPO法人などに、学生ホール及び教室の貸し出しを行った。

平成23年度は、東日本大震災の影響及び節電の取組により、平成23年7月1日~9月30日の間、施設の貸し出しを停止したため、利用件数が減少したが、平成24年度以降、日頃交流がある近隣地域の学校等に、交流事業の促進と併せて施設利用の PR を行う等、効果的かつ積極的に周知を行い、施設の有効活用を図った。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 学生ホール | 1件 | 33件 | 20件 | 58件 | 91件 |
| 教室 | 41件 | 18件 | 11件 | 29件 | 12件 |
| 計 | 42件 | 51件 | 31件 | 87件 | 103件 |

≪中期目標≫

(5) 留学情報提供・相談機能の強化

日本留学に係る情報発信機能等の強化及び日本人学生の海外留学を推進するため、留学情報 センター等における我が国及び海外への留学に関する情報の収集・提供・相談の充実を図る。 留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。

≪中期計画≫

(7) 留学情報提供・相談機能の強化

① 留学情報センター及び海外事務所等において、留学情報の収集・整理、留学希望者や国内 外の関係機関への情報提供及び留学相談を行う。また、ホームページアクセス件数を平成2 O年度実績以上とする。なお、各年度において利用状況を分析し、留学情報提供・相談機能 の強化のための方策を検討・実施する。

留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。

日本留学に係る情報については、他機関等との連携により日本留学希望者向けのポータルサイトを構築するとともに、情報発信機能を強化し、海外における日本留学希望者のためのワンストップ(一元的窓口)サービスの展開への協力及び留学交流担当者の人材養成を実施する。

≪実績≫

○留学情報の収集・整理

平成21年度及び平成22年度において、国内外の大学・教育機関の教育体制・教育内容、留学手続き 方法、奨学金等に関する各種書籍、カタログ等の留学関連資料を収集し、日本・海外留学希望者に 対して情報提供を行うとともに、留学手続きや奨学金等に関して留学相談を行った。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、直接の留学相談窓口である留学情報センターを平成23年3月に廃止した。

平成23年度以降は、日本・海外留学希望者等へ国内外の大学・教育機関の教育体制・教育内容、留学手続き方法、奨学金その他留学関連情報を収集し機構ホームページ等を利用して積極的に情報を発信した。

平成25年度は、海外留学に関する情報において、特に機構に対して問い合わせが多い海外留学奨学 金情報の充実を目的として、海外留学奨学金検索サイトを構築した。

○出版物の作成

日本・海外留学に関する各種出版物を作成し、国内外の留学フェア等の際に配布するとともに、要望に基づき、国内外の大学等教育機関、在外公館、国際交流団体等に提供し、留学情報の普及に努めた。毎年度作成した出版物は次のとおりである。

| 区分 | 出版物名 | 内容 | | |
|----------------|-----------------------------|---------------|-------|--|
| □ | Student Guide to Japan | 日本留学総合案内冊子 | 8か国語 | |
| 日本留学 | Student Guide to Japan【簡易版】 | 上記の簡易・縮小版 | 7か国語 | |
| 由于 | 日本留学奨学金パンフレット | 日本留学のための奨学金一覧 | 和文・英文 | |
| 海外 | 私がつくる海外留学 | 留学総合案内冊子 | 和文 | |
| 留学 | 海外留学奨学金パンフレット | 海外留学のための奨学金一覧 | 和文 | |
| 共通 | 月刊「留学交流」 | 留学交流に関する専門誌 | 和文 | |

※月刊「留学交流」は、平成22年度まで有料の雑誌として発行していたが、より多くの関係者に 情報提供を行うため、平成23年度より、ウェブマガジン「留学交流」として、ウェブ上での無 料公開に発行形態を改めた。

○留学生交流及び留学情報提供に関する調査

留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化、改善に役立てるため、次の調査を実施し、調査結果は機構のホームページ上で公表した。

- (1) 外国人留学生進路状況調查(毎年度)
- (2) 外国人留学生学位授与状况調查(毎年度)

- (3) 日本人学生留学状況調査(毎年度)
- (4) 外国人留学生年間短期受入れ状況調査(※平成21年度試行、平成22年度から実施)
- (5) 短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査(※平成21年度試行、平成22年度から実施)
- (6) 海外教育機関調査 (スウェーデン) (平成21年度)
- (7) 海外教育機関調査(中国)(平成22年度)
- (8) 海外留学経験者の追跡調査(平成23年度)
- (9) 海外教育機関調査 (インド) (平成24年度)
- (10) 海外教育機関調査 (スペイン) (平成25年度)

《東日本大震災対応》

平成23年3月に、外国人留学生が震災等に係る正確な情報を得て冷静に対応できるよう、震災関連情報等についての電話相談窓口を開設し、土日祝日を含む毎日、日英2カ国語で対応した。

○日本留学ポータルサイト

ウェブを通じた日本留学情報提供におけるワンストップサービスの展開を目指すため、平成21年度に構築した日本留学ポータルサイトを平成22年度に公開し、その後、更に迅速な更新作業を行えるよう、コンテンツの改修を行った。また、広報用しおりを作成し、海外の日本留学説明会等において配布するとともに、我が国の大学等に対してリンク設定依頼を行い、更なるリンク拡充に努めた。《東日本大震災対応》

日本留学ポータルサイトに相談窓口の開設について掲載するとともに、4カ国語(日、英、韓、中 (簡体字・繁体字)) にて震災に関する外国人向け情報のリンク集を掲載した。

○ワンストップサービス展開への協力

海外の様々な場所で日本留学関係の資料を入手・閲覧できる機会を増やすという方針に基づき、日本留学促進資料の公開拠点(20の国・地域55ヶ所)として指定するアジア地域の大学、図書館等に引き続き日本留学関連資料を送付するとともに、要望に基づき、機構が作成した様々な言語の印刷物を海外の関係機関に提供した。

また、海外における日本留学希望者のためのワンストップサービス展開のため、平成22年度及び平成23年度はタイ(バンコク)及び中国(北京)、平成24年度以降はタイ(バンコク)に職員を長期出張させて現地での情報提供の強化を図った。

インドネシア、韓国、タイ及びマレーシアに設置する事務所においては、日本留学説明会の実施、 留学相談、日本留学関係資料の閲覧、渡日前入学許可推進に係る事業(我が国の大学が行う入学試験会場の提供)等を行った。また、海外におけるわが国の大学情報のワンストップサービス展開の 一環として、「英文大学情報検索システム」の更改を行った。

○大学等の留学交流担当者養成のための研修の実施

我が国の大学等において留学生交流業務に携わる教職員を対象に、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識の修得及び適切な実務研修の機会を提供することを目的として、以下のとおり、

「留学生交流実務担当教職員養成プログラム」を実施した。

| 区分 | テーマ | 開催地 | 来場者数 |
|------|---|-----------------|-------|
| 21年度 | 多様かつ多数の外国人留学生に対してどのように対応するのか? | 東京・神戸 (各1回) | 計73人 |
| 22年度 | A:ポートフォリオ・アプローチによる留学生交流業務の振り返りと改善 B:地方の大学における留学生受入れの現状と体制構築(地方からの発信) | 東京・大阪 (合計3回) | 計96人 |
| 23年度 | A:外国人留学生と震災 B:帰国留学生のネットワーク構築 | 東京・大阪 (合計4回) | 計298人 |
| 24年度 | A:大学等のリスク管理-外国人留学生等の受入れに係る安全 保障輸出管理- B:留学生宿舎における生活指導事例 | 東京・大阪 (合計4回) | 計263人 |
| 25年度 | 講演会:外国人留学生のリクルーティング戦略-海外向け広報 戦略の立て方と実践方法- 報告会:留学生交流拠点整備事業報告会 | 東京・大阪 (合計3回) | 計235人 |

[※]平成22年度の東京会場は、東日本大震災の影響により1回中止

○ホームページのアクセス件数

日本留学への関心の回復に貢献できるよう、魅力的なホームページの構築及びユーザビリティの向上を図った。その結果、中期目標期間の各年度において、以下のとおり、目標値である平成20年度 実績(1,027万件)を上回った。

(単位:件)

| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 12, 077, 137 | 12, 786, 012 | 11, 472, 545 | 13, 775, 510 | 13, 577, 189 |

≪中期計画≫

② 外国人を対象とした日本留学フェア及び日本留学に関する説明会、日本人を対象とした海外留学フェア及び海外留学に関する説明会を開催する。また、各種教育展、国内外の中等・高等教育機関、国際交流関係団体等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

≪実績≫

○日本留学フェア及び日本留学セミナーの実施

日本の大学等や関係機関の参加を得て、諸外国において「日本留学フェア」を実施し、日本の高等 教育に関する情報及び個々の大学等の教育・研究上の特色等に関する最新で的確な情報をブース対 応やセミナー形式により提供した。また、現地帰国留学生会及び在外日本国公館等の協力を得て「日 本留学セミナー」を実施した。

[日本留学フェア実施状況]

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 国・地域数 | 8か国・地域 | 9か国・地域 | 9か国・地域 | 8か国・地域 | 9か国・地域 |
| 都市数 | 15都市 | 15都市 | 15都市 | 13都市 | 15都市 |
| か.hn.l | 1,060 | 1, 160 | 1, 158 | 1, 104 | 1, 389 |
| 参加大学等数(延べ) | 大学・機関等 | 大学・機関等 | 大学・機関等 | 大学・機関等 | 大学・機関等 |
| 来場者数〔合計〕 | 28,753人 | 28,312人 | 23,871人 | 21,435人 | 27,954人 |

[※]参加大学等数は、実施国・地域毎の延べ参加数である。

[日本留学セミナー実施状況]

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 国数 | 9か国 | 5か国 | 5か国 | 5か国 | 6か国 |
| 都市数 | 11都市 | 8都市 | 7都市 | 6都市 | 8都市 |
| 来場者数〔合計〕 | 4,030人 | 約2,760人 | 約3,520人 | 約2,350人 | 約3,175人 |

○海外留学フェア及び海外留学説明会の実施

海外留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や教育機関等のブース参加を得て、諸外国の教育制度、留学手続き、生活一般等の正確な情報を提供する「海外留学フェア」を実施した。

[海外留学フェア実施状況]

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催地 | 東京・神戸 | 東京・神戸 | 東京 | 東京 | 東京 |
| 来場者数(合計) | 約550人 | 700人 | 582人 | 622人 | 407人 |

加えて、国別、目的別等にテーマを定め、海外留学経験者の経験談を中心とした小規模セミナーの 「海外留学説明会」を、全国で実施した。

○国内外で他機関が実施する説明会等への積極的参加

日本留学に関しては、国土交通省が展開する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に基づく国際 旅行博覧会や大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 (グローバル30) 採択大学が海外で 実施する日本留学に関する説明会等に参加し、資料配布及び個別面談等による日本留学プロモーション活動を実施した。また、日本国内においても、大学等の要請に基づき、日本留学に関する説明を行った。

海外留学に関しては、大学が主催する留学フェアや国際交流団体等が主催するイベント等に、要請に基づいて参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

≪中期目標≫

(6) 外国人留学生等の交流推進

① 外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。

≪中期計画≫

(8) 外国人留学生等の交流推進

① 外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。

≪実績≫

○国際大学交流セミナー(平成23年度終了)

海外の大学から学生と教員を招き、日本の大学の学生と専門的な分野について意見を交換し、また交流親善を図ることを目的として、日本の大学と海外の大学が合同で約2週間にわたり開催するものであり、平成21年度から平成23年度において、機構と日本の7大学が共催して実施した。なお、国際大学交流セミナーは、平成23年度をもって廃止した。

| 区分 | 共催大学 |
|------|--|
| 21年度 | 北海道大学、山梨大学、東京海洋大学、京都大学、神戸大学、福岡教育大学、鹿児島大学 |
| 22年度 | 筑波大学、福井大学、名古屋大学、三重大学、奈良先端科学技術大学院大学、愛媛大学、 長崎大学 |
| 23年度 | 室蘭工業大学、信州大学、金沢大学、愛知県立大学、三重大学、広島大学、山口大学 |

○外国人留学生国際交流事業

日本の大学と海外の大学が学生間の専門的な分野に関する活発な意見交換や地域との交流親善等を 行うことにより、学生間の相互理解、異文化理解を図り、日本留学の促進とグローバル人材の育成 を目的に、平成24年度においては、日本の7大学を採用して実施した。

なお、外国人留学生国際交流事業は、平成24年度のみ実施した。

| 区分 | 大学名 | | | | |
|------|-------------------------------------|--|--|--|--|
| 24年度 | 北海道大学、山形大学、三重大学、岡山大学、広島大学、九州大学、大分大学 | | | | |

○国際シンポジウム

東京国際交流館施設において、以下のとおり、国際シンポジウムを実施した。

| 区分 | タイトル | 共催大学等 |
|------|----------------------------|----------------|
| 21年度 | 「留学生30万人計画」と日本語教育 | 名古屋外国語大学、大阪大学、 |
| 21平度 | 一大学と予備教育の連携を考える― | 関西大学 (コンソーシアム) |
| 22年度 | 東アジアのグローバリゼーションと大学教育の将来 | 武蔵大学 |
| 23年度 | 未来のスマート社会と先端科学議技術 | 早稲田大学 |
| 23年度 | -3.11を乗り越えて- | 平個四八子 |
| 24年度 | 大学の国際戦略 | 明治大学 |
| 24平度 | ―その評価手法と指標を考える― | 为 伯八子 |
| 25年度 | 21世紀はアジアの世紀か?―環境問題、経済格差、人間 | 埼玉大学 |
| 25年度 | の安全保障一 | 柯上八子 |

≪中期目標≫

② 東京国際交流館プラザ平成の会議施設については、平成20年4月から実施している市場化 テストの活用による経費の節減、稼働率の向上に努めるとともに、留学情報発信機能など、必 要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の 有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。

≪中期計画≫

② 東京国際交流館プラザ平成会議施設については、市場化テストの活用、一般競争入札等によ る民間委託により、年間稼働率(全体及び国際交流に係る催事それぞれ)を平成21~22年 度については平成18年度実績以上を、平成23~25年度については平成20~22年度の 3か年の実績平均値以上を確保する。なお、プラザ平成の留学情報センターが有する情報発信 機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も 含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。

留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。

≪実績≫

○市場化テストの活用及び一般競争入札等による民間委託

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく「公共サ ービス改革基本方針」(平成18年12月22日閣議決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19 年12月24日閣議決定)を踏まえ、東京国際交流館プラザ平成会議施設等の企画・管理・運営業務に ついて、平成20年度から平成22年度までの間、平成19年度中に選定した受託者により業務を実施し た。

平成23年度以降は、より効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験 を踏まえ、一般競争入札を実施し、受託事業者を選定の上、当該事業者に運営業務を委託した。

○プラザ平成会議施設の年間稼働率

「平成21~22年度]

| 稼働率(機構利用除く) | 指標 (18年度実績) | 21年度 | 22年度 |
|--------------------|----------------|-------|-------|
| 3階 国際交流会議場&メディアホール | 8.0%以上 | 21.0% | 19.8% |
| 4階 会議室1~5 | 10.1%以上 | 19.7% | 19.0% |
| 稼動率のうち国際交流に係る催事 | 指標 (18年度実績) | 21年度 | 22年度 |
| 3階 国際交流会議場&メディアホール | 2.1%以上 | 3.9% | 4.3% |
| 4階 会議室1~5 | 2.1%以上 | 3.9% | 3.5% |

[平成23~25年度]

| 稼働率 (機構利用除く) | 指標 (20~22年度実績 の3か年平均) | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--------------------|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 3階 国際交流会議場&メディアホール | 20.3%以上 | 30.7% | 30.2% | 36.1% |
| 4階 会議室1~5 | 18.8%以上 | 25.1% | 22.7% | 24.5% |
| 稼動率のうち国際交流に係る催事 | 指標 (20~22年度実績 の3か年平均) | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| 3階 国際交流会議場&メディアホール | 5.3%以上 | 7.5% | 6.3% | 6.9% |
| 4階 会議室1~5 | 4.0%以上 | 4.2% | 4.2% | 4.0% |

平成23年度は、平成22年度末に東日本大震災の発生があったが、パンフレット及び DVD を作成し、

利用促進 PR に取り組んだ。平成24年度は、会議施設については、平成23年度末をもって廃止する 予定であったことから、平成23年度中に平成24年度利用の予約を受け付けることができなかったが、 関係大学、在日外国公館への利用促進 PR に取り組んだ。以上により、各年度全区分において目標 を達成することができた。

○プラザ平成会議施設の収支状況

(単位:千円)

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入 | 58, 148 | 56, 453 | 70, 867 | 66, 930 | 73, 872 |
| 支出 | 423, 934 | 384, 553 | 341, 671 | 356, 226 | 441, 718 |
| 収入一支出 | △365, 786 | △328, 100 | △270, 804 | △289, 296 | △367, 847 |

○徴収料金

(単位:円)

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 会議施設利用料金 | 53, 878, 182 | 49, 124, 899 | 66, 170, 393 | 57, 902, 116 | 69, 584, 836 |
| 研修宿泊室宿泊料金 | 1, 554, 000 | 488,000 | 732, 000 | 1, 172, 000 | 1, 556, 000 |
| 計 | 55, 432, 182 | 49, 612, 899 | 66, 902, 393 | 59, 074, 116 | 71, 140, 836 |
| (確保されるべき質) | 年間31,600千円以上 | | 年 | 間51,200千円以 | 以上 |

- ※徴収料金(光熱水料を除く。)とは、4月1日から翌年3月31日までを1年間とし、その期間内において会議施設等の利用があり、既に料金を徴収している、あるいは請求書を発行しているものの合計額から光熱水料等を差し引いた額のことである。
- ※平成21年度及び平成22年度の「確保されるべき質」は、平成19年11月に決定された東京国際交流 館プラザ平成会議施設等運営事業民間競争入札実施要項において「本事業の実施に当たり確保 されるべき質」として受託者に求めた質のことである。
- ※平成23年度以降の「確保されるべき質」は、各年度における東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営業務仕様書において「本事業の実施に当たり確保されるべき質」として受託者に求めた質のことである。

○留学情報センターの廃止(平成22年度廃止)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、留学情報センターを平成23年3月に廃止した。

○売却も含めた資産の有効活用

- ◇「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)における指摘を踏まえ、第2期中期計画において、留学情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずることとした。平成21年度は、売却を含めた資産活用方策の実施に向けた調査を行い、プラザ平成の単独での売却は困難である等の報告書をとりまとめた。
- ◇平成22年度は、留学生・研究者宿舎と一体で売却する方針を決定し、留学生・研究者宿舎の在館

生が所属する大学を中心に複数の大学と売却交渉を行った。また、売却後の売却先による使途について東京都港湾局とも協議を行っていたところ、留学生・研究者宿舎の設置・運営については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」こととされた。

◇これを受け、文部科学省とも調整の上、プラザ平成及び留学生・研究者宿舎の一体的な売却に向け、大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施したが、購入希望者が無かったところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得る」こととされた。

※平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」することとされた。

◇これらのことを踏まえ、プラザ平成については、留学生・研究者宿舎との一体的な売却に向けて 引き続き努力するとともに、売却又は廃止の進め方についての結論を得るまでの間、東京都の定 める臨海副都心開発の基本方針や土地利用目的等を踏まえつつ、資産の有効活用の観点から、引 き続き外部貸し出しを行うこととした。

≪中期目標≫

(7) 外国人留学生の就職支援

外国人留学生の就職支援に資するため、大学等や企業、関係省庁等との連携を強化し、就職支援に係る取組を推進する。

≪中期計画≫

(9) 外国人留学生の就職支援

国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした た就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報や 企業説明会等への支援を関係機関等と連携して行う。

また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進する。

≪実績≫

○就職指導に関するガイダンス

平成21年度は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職・採用活動について、それぞれのキャリアデザインに沿った就職支援が行われるよう、留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供するとともに、学校側、企業側が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職機会の確保と就職指導の更なる充実を図ることを目的として、文部科学省、法務省、厚生労働省、経済産業省、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所の協力等を得て実施した。

本ガイダンスは、「4 学生生活支援事業」「(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施」の「全国就職指導ガイダンス」(66頁) と、プログラム内容、参加者内訳等に重複している箇所が

あったため、平成22年度以降は一つのガイダンスとして整理のうえ本ガイダンスを廃止し、「全国 就職指導ガイダンス」の中で、「外国人留学生の就職支援についてのセッション」として組み入れ て実施し、来場者への資料として「留学生のための就活ガイド」を配付した。

○外国人留学生就職活動準備セミナー(平成24年度廃止)

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生に対して留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、日本経済団体連合会等関係団体の後援を受け、また、東京外国人雇用サービスセンター等との緊密な連携により実施した。

なお、外国人留学生就職活動準備セミナーは実施当初は先導的役割を担っていたが、近年は同様の 民間企業によるセミナーが数多く実施されており、また当初の目的は達成されたことを踏まえ、平 成24年度をもって廃止した。

| 区分 | 平成21年度 | 平成2 | 2年度 | 平成2 | 3年度 | 平成2 | 4年度 |
|------|--------|------|------|------|------|------|------|
| 開催地 | 東京 | 東京 | 大阪 | 東京 | 大阪 | 東京 | 大阪 |
| 来場者数 | 352人 | 650人 | 517人 | 471人 | 364人 | 443人 | 189人 |

○機構のメールマガジン(日本留学ネットワークメールマガジン)において東京外国人雇用サービス センターのセミナーやイベント等の情報提供を行った。

≪中期目標≫

(8) 帰国外国人留学生に対するフォローアップ 留学生交流の意義を高めるため、外国人留学生の帰国後のフォローアップを充実する。

≪中期計画≫

(10) 帰国外国人留学生に対するフォローアップ

帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、メールマガジンを通じて、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。

≪実績≫

○帰国外国人留学生短期研究制度

開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍 している者に対し、日本の大学(短期大学を除く)において、当該大学の研究者と共に短期研究を 行う機会を提供することにより実施した。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大学数 | 59大学 | 59大学 | 56大学 | 48大学 | 29大学 |
| 国・地域数 | 24か国・地域 | 16か国・地域 | 17か国・地域 | 15か国・地域 | 17か国・地域 |
| 採用者数 | 75人 | 59人 | 56人 | 48人 | 49人 |

○帰国外国人留学生研究指導事業

留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本

における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。

| | 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 大学数 | 22大学 | 18大学 | 15大学 | 10大学 | 9大学 |
| Ī | 採用者数 | 25人 | 20人 | 17人 | 10人 | 10人 |

○Japan Alumni eNews(日本留学ネットワークメールマガジン)

JASSOの留学生事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を、日・英2か国語で毎月配信した。また、「Japan Alumni eNews」の普及のために、ポスター及びリーフレットを大学、帰国留学生会、国際交流協会等へ送付した。

(単位:件)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 国・地域数 | 156か国・地域 | 164か国・地域 | 169か国・地域 | 169か国・地域 | 172か国・地域 |
| 配信数 | 11, 956 | 24, 555 | 33, 821 | 39, 529 | 44, 814 |
| 年間合計配信数 | 123, 657 | 216, 736 | 361, 621 | 411, 826 | 529, 722 |

≪中期目標≫

4 学生生活支援事業

(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実

大学等の自主的な取組を促すため、学生生活支援に関する喫緊の重要課題、かつ、各大学等に おける取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携して実施 する。

≪中期計画≫

4 学生生活支援事業

(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実

大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の領域に係る研修会を、各大学等における 取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携のうえ実施する。 各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得 られるようにする。

- (i) 学生相談領域
- (ii) 就職・キャリア支援領域
- (iii) 留学生修学支援領域
- (iv) 障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域
- なお、留学生修学支援領域は、平成23年度中に廃止する。

≪実績≫

○研修事業の精選

◇平成21年度は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、研修事業を「学生相談」「就職・キャリア支援」「留学生修学支援」「障害学生修学支援その他喫緊の重

要課題」に精選するとともに、カリキュラムの改善等の研修内容の充実を図った。

- ◇平成24年度以降は、「学生相談・メンタルヘルス」「就職・キャリア支援」「障害学生支援」の3領域に精選して実施し、より効果的な支援を行えるようカリキュラムを抜本的に改訂し、具体的な学習内容等を事前に明示するなどの事業内容の改善を図った。
- ◇平成25年度は、把握した参加者や大学等のニーズをカリキュラム等の事業内容に反映させ、「学生相談・メンタルヘルス」「就職・キャリア支援」「障害学生支援」の3領域で研修会を実施したところ、参加者に対する満足度調査では、回答者の9割以上から肯定的な評価を得た。

なお、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成25年12月16日政 策評価・独立行政法人評価委員会)を踏まえ、平成26年度の研修事業については「学生相談・メ ンタルヘルス研修会」及び「就職・キャリア支援研修会」を廃止することとした。

◇有料化については、平成24年度以降、「就職・キャリア支援研修会」の「専門コース」において 実施し、また、これに係るアンケート調査を実施しその状況を検証した。

○各領域別研修の実施状況

- (i) 学生相談領域
- (1) 全国大学保健管理研究集会(平成22年度終了)
 - ①目的:学生が心身とも健康で、有意義な生活を送れるように、各大学において取り組んでいる 保健管理の経験及び種々の問題に関する調査・研究の成果を発表・討議することにより、 大学における保健管理の一層の充実と発展を図る。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校等における保健管理業務の担当者及び研究者

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|
| 参加者数 | 692人 | 819人 |

- (2) 学生の心の悩みに関する教職員研修会(旧名:学生支援合同フォーラム)(平成22年度終了)
 - ①目的:精神科医やカウンセラー等の専門家による研究報告、事例研究と両者の相互理解を深め 連携体制を築くための合同企画を実施し、大学等におけるメンタルヘルス及び学生相談 に関する機会の充実を図る。
 - ②対象:学生の相談業務、メンタルヘルスの業務に関わる国公私立大学・短期大学・高等専門学 校等の教職員

| 1 | □ /\ | 平台4年 | 75 -400 F F |
|---|------|--------|-------------|
| | 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| | 参加者数 | 382人 | 503人 |

- (3) メンタルヘルス研究協議会(地区)(平成23年度終了)
 - ①目的:学生のメンタルヘルスについて研究協議を行い、正しい知識の修得と理解を深め、メンタルヘルスに関する支援活動の啓発と普及を図る。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

| 地区 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 北海道・東北 | 102人 | 106人 | 77人 |
| 北関東・甲信越 | 60人 | 56人 | 71人 |
| 東京 | 74人 | 86人 | 75人 |
| 東海・北陸 | 103人 | 104人 | 73人 |
| 近畿 | 93人 | 100人 | 71人 |
| 中国・四国 | 59人 | 60人 | 57人 |

| 九州 | 70人 | 73人 | 84人 |
|----|-----|-----|-----|
|----|-----|-----|-----|

- (4) 学生相談インテーカーセミナー(平成23年度終了)
 - ①目的:相談窓口において初回面接を担当する者や日常の教育指導・窓口業務等において援助的 に関わろうとする者に必要となる、学生の対応に際しての基本的な心構えや知識・留意 点を修得させ、学生相談的対応の充実に資する。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 参加者数 | 293人 | 290人 | 286人 |

- (5) 学生相談・メンタルヘルス研修会(平成24年度から実施)
 - ①目的:大学等において、現代の学生の状況、メンタルヘルスに関する知見等を踏まえ、自校の教育目的に基づき、学内外の関係者と連携・協力しながら、学生の課題解決の支援を実施することができる教職員を養成する。また、自校の学生相談の充実に貢献することができる教職員を養成する。
 - ②対象:学生相談に関わる教職員

| 地区 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|--------|--------|
| 東京 | 96人 | 98人 |
| 大阪 | 98人 | 102人 |

- (ii) 就職・キャリア支援領域の研修会
- (1) 就職・キャリア支援教職員研修会(基礎コース)(旧名:就職・キャリア支援研修会)及び(専門コース)(平成23年度終了)
 - ①目的:
 - [基礎コース] 大学等における学生への総合的・実践的な就職・キャリア支援の充実を図るため、就職・キャリア支援担当者として必要となる基礎的な知識・技術を修得し、 資質・能力の向上を目指す。
 - [専門コース] 大学等における学生への総合的・実践的な就職・キャリア支援の充実を図るため、就職・キャリア支援業務に関する企画またはマネージメントを行い、その中核を担う者として必要となる専門的な知識・技術を修得し、資質・能力の向上を目指す。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 基礎コース | 119人 | 117人 | 117人 |
| 専門コース | | 36人 | 31人 |

- (2) 就職キャリア支援研修会[基礎コース]及び[専門コース](平成24年度から実施)
 - ①目的:学生を取り巻く社会状況と、キャリアや進路選択に関する現代の学生の特徴を理解し、 就職・キャリア支援担当者としての実践力の向上を図る。また、自校の就職・キャリア支 援の取組全体の整備・改善に貢献できる教職員の能力の向上を図る。

②対象:

[基礎コース] 就職支援業務またはキャリア支援業務に従事する者

[専門コース] 就職・キャリア支援に関わる専門性の高い知識・技術の修得を希望する者であって、基礎コースを修了した者

| 区分 | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|----|--------|--------|
| 基礎コース | 東京 | 96人 | 100人 |
| 基礎コー人 | 大阪 | 96人 | 98人 |
| 専門コース | | 35人 | 36人 |

(iii) 留学生修学支援領域(平成23年度終了)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、留学生 支援領域は平成23年度をもって廃止した。

- (1) 留学生交流研究協議会(平成22年度終了)
 - ①目的:大学等における留学生交流の充実に資するため、留学生の受入れ及び派遣に関する諸問題について、関係大学等の教員、幹部事務職員等により研究協議を行う。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設等の教職員

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|
| 参加者数 | 434人 | 389人 |

- (2) 留学生担当職員研修会(旧名:留学生担当者研修会)(平成23年度終了)
 - ①目的:大学等において、留学生関係事務担当者(初任職員)に対し、留学生の受入れ及び派遣に伴う諸問題に関する研修の機会を提供し、資質の向上を図ることにより、我が国における留学生交流体制の整備充実に資する。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設等の職員

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 参加者数 | 273人 | 294人 | 274人 |

- (iv) 障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域
- (1) 障害学生修学支援教職員研修会(旧名:障害学生修学支援のための教職員研修会)(平成23年度 終了)
 - ①目的:学生支援担当者として、障害学生修学支援のために必要な障害者施策や関係法制度、障害理解、障害学生に関する支援業務等の基本的な知識及びスキルを修得することにより、教職員の能力の向上及び障害学生支援の充実に資することを目的とする。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 参加者数 | 187人 | 200人 | 197人 |

- (2) 大学生等における薬物乱用防止のための指導者研修会(平成21年度のみ)
 - ①目的:大学等の教職員を対象として、薬物乱用に関連する多方面からの講演を行い、基礎的な 知識を習得させ、薬物乱用防止の啓発を図る。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)の教職員

| 地区 | 北海道 | 東北 | 関東・ 甲信越 | 東海 · 北陸 | 近畿 | 中国• 四国 | 九州 · 沖縄 |
|------|-----|-----|------------|------------|------|-----------|------------|
| 参加者数 | 59人 | 65人 | 319人 | 141人 | 274人 | 116人 | 129人 |

- (3) 学生等の薬物乱用防止のための教職員研修会(平成22年度のみ)
- ①目的:大学等の教職員を対象として、薬物乱用防止に関わる講演及び有益な情報提供を行うと ともに、学校内における薬物乱用防止についての学生指導方策について参加者間で意見 交換を行い、各大学等における薬物乱用防止の取組みの促進を図る。

②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

| | 地区 | 北海道 • 東北 | 関東・ 甲信越 | 東海 · 北陸 | 近畿・ 中国・四国 | 九州 · 沖縄 |
|---|------|-------------|------------|------------|--------------|------------|
| Ī | 参加者数 | 41人 | 102人 | 41人 | 97人 | 49人 |

- (4) 全国学生指導担当教職員研修会(旧名:全国学生指導研修会)(平成23年度終了)
 - ①目的:学生指導に関する総合的研修として、講演や参加者相互の討議・情報交換等を通じて、 学生指導の諸問題に関する参加者の見識を高め、各校における学生支援策の充実に資す ることを目的とする。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の幹部教職員

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 参加者数 | 302人 | 200人 | 190人 |

- (5) 地区学生指導研修会(平成21年度終了)
 - ①目的: 学生指導業務を適正かつ円滑に処理するために必要な基本的知識等を習得することにより、学生指導職員としての資質の向上を図る。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の事務職員

| 地区 | 北海道 | 東北 | 東京・関 東甲信越 | 東海 • 北陸 | 近畿 | 中国· 四国 | 九州 |
|------|-----|-----|--------------|------------|------|-----------|-----|
| 参加者数 | 46人 | 62人 | 103人 | 78人 | 141人 | 77人 | 86人 |

- (6) 障害学生支援研修会
 - ①目的:障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。また、自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員を養成する。
 - ②対象:障害学生支援に関わる教職員

| 区分 | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|----|--------|--------|
| 理解・実践プログラム | 東京 | 97人 | 97人 |
| 理解・美銭ノログノム | 大阪 | 99人 | 100人 |
| 応用プログラム | | 50人 | 56人 |

○各研修会における参加者満足度調査の結果

各年度の研修会全体の満足度平均は以下のとおり、高い評価を得ている。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 研修会全体の平均 | 94.9% | 96.4% | 97.4% | 98.8% | 99.5% |

≪中期目標≫

(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施

学生生活支援に関する情報について、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率 化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、改善を図りつつ、収集・提供を行う。

≪中期計画≫

(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施

学生生活支援に関する情報を収集し、学生支援情報データベースをはじめとするインターネットや出版物等を通じて提供を行う。なお、学生支援情報データベースについては、各大学等

の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、 その改善に努める。

学生支援情報データベースについては、平成22年度中に廃止する。

≪実績≫

- ○学生生活支援に関する情報の収集・提供等を次のとおり実施した。
 - ◇インターネットによる情報提供

当該年度における喫緊の課題として、「就職関係情報」、「消費者被害防止」、「新型インフルエンザ情報」、「薬物乱用の防止」等について、機構ホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援に係る的確な情報の発信に努めた。

◇冊子「大学と学生」

平成21年度及び平成22年度は、冊子「大学と学生」を毎月発行したが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、平成23年度で刊行を廃止し、平成24年度にバックナンバーを掲載した。

◇「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」の実施

平成22年度及び平成25年度において、大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について調査した。平成22年度調査は、調査結果分析報告書「学生支援の現代的展開―平成22年度学生支援取組状況調査より―」を取りまとめ、平成23年度に機構ホームページ上に調査結果を掲載すること、大学等へ冊子を送付することにより、情報提供を行った。

平成25年度調査は、外部有識者による「学生支援の取組状況に関する調査協力者会議」の審議を踏まえ、不登校の学生に対する取組み等を調査項目に追加したほか一定の変更を行い実施した。 ※従来の「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査」を、平成25年度より改称。

○「全国就職指導ガイダンス」の開催

- ①目的:大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、就職問題懇談会「申合せ」 及び日本経済団体連合会「倫理憲章」に基づいた適正な就職・採用活動について周知・徹 底するとともに、学校側、企業側の双方が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職 機会の均等の確保並びに、多様な学生に対応した就職指導の充実に資する。
- ②対象:大学・短期大学・高等専門学校の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務 担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体

「全国就職指導ガイダンスの参加者数〕

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 第1回(東京) | 939人 | 958人 | 979人 | 928人 | 971人 |
| 第2回(神戸) | 775人 | 780人 | 759人 | 808人 | |

※平成25年度は年1回開催とした。

※平成23年度第1回においては、東日本大震災の影響による就職・採用活動の急激な変化に鑑み、 文部科学省・厚生労働省・経済産業省の特別ブースを設けるなど、政府の震災関連施策等の 情報提供及び相談業務を併せて実施した。 ○全国就職指導ガイダンスにおける外国人留学生就職支援セッション及び障害学生就職支援セッションの実施

平成22年度以降、「全国就職指導ガイダンス」と「外国人留学生就職ガイダンス」を統合し、全国 就職指導ガイダンスにおいて、外国人留学生及び障害のある学生の就職支援についてのセッション を実施した。

[全国就職指導ガイダンスにおける各セッションの参加者数]

| 区分 | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-----------------|-----|------|------|------|------|
| 外国人留学生就職支援セッション | 第1回 | 126人 | 200人 | 151人 | 152人 |
| 外国八笛子生脱職又抜ヒツション | 第2回 | 158人 | 103人 | 155人 | |
| 障害学生就職支援セッション | 第1回 | 133人 | 139人 | 150人 | 207人 |
| | 第2回 | 111人 | 80人 | 143人 | |

- ○「防災教育と学生ボランティア支援セミナー」の実施(平成23年度のみ)
 - ①目的:東日本大震災の経験から、ボランティア活動支援と防災教育という2つの視点を取上げることにより、学生の人間的成長支援という観点も含め、各大学等の学生支援の充実に資する。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の教職員
 - ③参加者:223人
- ○「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー」の実施(平成24年度から従来の事業を 再編して実施)

当該セミナーの企画に当たっては、大学等の実情把握のための情報収集として、事前のアンケートを行い、テーマ設定等の検討を行った。

- (1) 平成24年度
 - ①目的:各大学等における学生生活にかかるリスクの把握と対応に関して、自殺・飲酒・カルト に関連する取組に焦点を当て、講演及び事例紹介を行うとともに、分科会において参加 者間での意見交換を行い、各大学等の取組の促進を図る。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の理事・副学長等相当職、学生支援に携わる教員及び幹部職員(課長相当以上の職員)
 - ③参加者:191人
- (2) 平成25年度
 - ①目的:各大学等において関心の高い課題となっている、学生生活に適応できずに、中途退学、 休学、不登校となってしまう学生に対する取組に焦点を当てたセミナーを開催し、講演 による情報提供、先進事例等の紹介などを行うことにより、各大学等における学生支援 の充実に資する。
 - ②対象:国公私立大学・短期大学・高等専門学校の理事・副学長等相当職、学生支援に携わる教員及び幹部職員(課長相当職以上)
 - ③参加者:421人
- ○「学生支援情報データベース」(平成22年度廃止)

学生支援データベースの改善を図ることを目的として、学生支援に積極的に取り組んでいる大学等

約30校を訪問し、利用状況や要望など大学等のニーズの把握を行い、効率化・合理化・有用性の観点から、データベースの見直しを実施した。

学生支援情報データベースを通じて、全国の大学等における学生生活支援の取組情報、学生支援窓口の情報等を収集・提供し、学生支援に係る情報の充実に努めたが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、学生支援情報データベースは平成22年12月をもって運用を停止した。

≪中期目標≫

(3) 心身に障害のある者への支援

心身に障害のある者に関する大学等における支援状況及びニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進する。

≪中期計画≫

(3) 心身に障害のある者への支援

心身に障害のある者に関する、大学等への進学、在学、就職に関する現状、課題、支援に係る ニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進する。

≪実績≫

- ○障害学生修学支援ネットワーク事業
- (1) 障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会の開催

下記の拠点校・協力機関である大学・研究機関等の有識者から構成される「障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会」において、平成21年度から平成23年度までの間、ネットワーク事業の運営等について協議した。

| 区分 | 大学・機関名 |
|------|---|
| 拠点校 | 札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、富山大学、同志社大学、 関西学院大学、広島大学、福岡教育大学 |
| 協力機関 | 筑波技術大学、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンター |

(2) 障害学生修学支援ネットワーク相談事業の実施

ネットワーク拠点校による相談を実施し、大学等の障害学生修学支援担当者の相談に対応した。

(3) 障害のある学生の教育支援に関する調査研究の実施

拠点校等がより先進的な取組を行うことができるよう研究を進め、その成果を全国の大学等に還元することにより、教育支援の向上を目指すことを目的として、平成21年度は8大学、平成22年度は7大学に委託した。

| 区分 | 大学・機関名 |
|--------|--|
| 平成21年度 | 宫城教育大学、筑波大学、筑波技術大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、 広島大学、福岡教育大学 |
| 平成22年度 | 宫城教育大学、筑波大学、筑波技術大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、広島大学 |

(4) 障害のある学生の就業力の支援に関する調査研究の実施

平成22年度に、障害学生修学支援ネットワーク運営委員会に「障害のある学生の就業力の支援に

関する調査研究専門部会」を設置し、この専門部会において調査項目を決定し、調査を行った。 平成23年度に調査の結果を分析し報告書としてとりまとめ、全国の高等教育機関等に提供した。

(5) 支援技術導入・向上のためのツール開発

平成19年度、平成20年度に実施した「聴覚障害学生支援研究会」及び平成20年度に実施した「情報保障リーダーズ研修会」の成果を踏まえ、平成21年度に、各大学で聴覚障害学生支援のための支援技術を自主的・継続的に維持・向上していくためのツール(ノートテイク・PC テイク養成講座研修・講習・勉強会・反省会などの実施・運営に関する方法やマニュアルなど)を作成した。

(6) 障害学生修学支援ブロック別地域連携シンポジウムの実施

大学等間の連携を強化するとともに、大学等だけでなく地域の関係機関も含めた連携や障害学生 修学支援の質の向上、全国的な支援のつながりを構築することを目指し、各拠点校の地域の高等 教育機関関係者、高等学校関係者や企業等を対象としたブロック別シンポジウムを、拠点校を中 心に、平成22年度以降下記のとおり開催した。

| 区分 | ブロック | 拠点校 | 参加者数 |
|------|--------------------|-------------|------|
| | 北海道地区 | 札幌学院大学 | 77人 |
| 22年度 | 近畿(大阪府・兵庫県・和歌山県)地区 | 関西学院大学 | 89人 |
| | 九州・沖縄地区 | 福岡教育大学 | 71人 |
| | 中部地区 | 日本福祉大学 | 64人 |
| 23年度 | 北陸・甲信越地区 | 富山大学 | 46人 |
| | 近畿(滋賀県・京都府・奈良県)地区 | 同志社大学 | 102人 |
| | 東北地区 | 宮城教育大学 | 53人 |
| 24年度 | 関東地区 | 筑波大学·筑波技術大学 | 184人 |
| | 中国・四国地区 | 広島大学 | 89人 |

(7) 平成25年度障害学生支援セミナー

大学等における障害学生に対する合理的配慮の提供義務当についての理解を促進するため、拠点 校等と協力して障害学生支援セミナーを、平成25年度に以下のとおり開催した。

| 協力大学 | 参加者数 | 満足度 |
|---------------|------|--------|
| 札幌学院大学 | 90人 | 95.0% |
| 福岡教育大学・九州大学 | 64人 | 100% |
| 関西学院大学 | 120人 | 97.3% |
| 同志社大学 | 114人 | 100% |
| 富山大学 | 82人 | 94.1% |
| 筑波大学・筑波技術大学 | 148人 | 96.0% |
| 日本福祉大学・愛知教育大学 | 100人 | 89.4% |
| 富山大学 | 156人 | 95.4% |
| 宮城教育大学 | 60人 | 90. 2% |
| 広島大学 | 57人 | 89. 2% |
| 関西学院大学 | 122人 | 100% |
| 福岡教育大学・九州大学 | 90人 | 87.3% |

(8) 障害学生支援に関する調査研究

平成25年度に、拠点校6大学の協力を得て、障害学生支援に関する調査研究を実施した。調査結果については平成26年度にホームページで公表する。

研究テーマは以下のとおりである。

| 大学 | 研究テーマ |
|--------|---------------------------------------|
| 打幅完成十分 | 障害のある学生に対する就職支援と学内外の連携に関する調査研究~学生・卒業 |
| 札幌学院大学 | 生・教職員を対象とする聞き取り調査~ |
| 宮城教育大学 | 全国の教育大学(教員養成大学)における発達障害学生支援の取り組みの現状と課 |
| 呂城教育八子 | 題について |
| 富山大学 | 高機能発達障害に対する就労支援の在り方に関する実証的研究 |
| 日本福祉大学 | 障害学生の支援に関わる高大連携および入口支援の在り方に関する調査 |
| 関西学院大学 | 高校から大学への移行期における発達的変化と環境変化が学校適応に及ぼす影響 |
| | について |
| 広島大学 | 支援デザインの最適化〜地域連携による支援リソースの共有 |

○平成25年度高等教育における障害学生支援に関するシンポジウム

高等教育段階における合理的配慮についての理解を深め、障害学生支援の充実に資することを目的 として、大学、短期大学及び高等専門学校の副学長(副校長)相当者等を対象としたシンポジウム を開催した(参加者数:392人)。

本シンポジウムでは、文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」(平成24年12月21日)の合理的配慮等の記述や、米国、カナダや欧州における施策や先進的事例等を紹介した。

○共催事業の実施

障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校・協力機関との連携・協力により、機構と共催で開催 した。

| 区分 | 研修名 | 主催等 |
|------------|----------------------|---------------------|
| | 第3回全国障害学生支援コーディネーター研 | 主催: 筑波技術大学 |
| 91年帝 | 修会 | 後援:(独)国立特別支援教育総合研究所 |
| 21年度 | 第4回視覚障害学生支援ワークショップ | 主催: 筑波技術大学 |
| | 聴覚障害学生支援技術講習会 | 主催: 筑波技術大学 |
| 22年度 | 第1回東海地区障害学生高等教育支援交流会 | 共催:日本福祉大学 |
| 23・24年度 | 発達障がい学生支援研修会 | 共催:関西学院大学、ひょうご発達障害 |
| 20 21 / /2 | | 者支援センター |

○障害学生修学支援事例研究会の実施(旧:障害学生修学支援セミナー)

平成21年度は、高等教育機関の修学環境の更なる整備・充実を図ることを目的として、障害学生修 学支援セミナーを開催し、参加者の課題解決につながる情報提供と更なる知識形成を図るため、社 会で活躍している障害のある方の講演と課題ごとのグループディスカッションを実施した。

平成22年度以降は、大学等からの要望により、障害学生の修学支援の充実に資することを目的に、 障害学生修学支援事例研究会として開催し、障害学生修学支援における課題について、専門的な見 地から情報を提供し、また、個別事例について大学等の担当者が情報交換を行った。

| Ī | 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 参加者数 | 131人 | 173人 | 124人 | 131人 | 141人 |

※対象者:大学・短期大学・高等専門学校において、障害学生支援を担当している教職員(参加申込時点で1年以上従事する者)

○関係機関の取組の情報提供

ホームページの障害学生修学支援に関するコンテンツの充実の一環として、大学等における取組事例を掲載した。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 掲載件数 | 48件 | 28件 | 33件 | 21件 | 26件 |

○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する目的で、毎年調査を実施し、結果を公表した。

- ◇平成22年度は、平成21年度まで紙媒体と電子媒体の2種の調査票で調査を実施していたものを、 全て電子媒体に切り替えるとともに、調査の手引きを作成して、調査票集計の改善・効率化を図った。
- ◇平成24年度は、支援体制に関する項目を追加した。また、結果を公表するに当たり、実態や傾向がより分かるよう、各項目の結果の概要について、昨年度と比較するなど詳細に記述した。
- ◇平成25年度は、障害学生の入学に関する調査項目の見直しを行った。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 回収率 | 100% | 100% | 100% | 99.9% | 100% |

[※]平成24年度は、閉校となる私立大学1校が未回答

○文部科学省障害学生受入促進研究委託事業

平成20年度に文部科学省が公募する「障害学生受入促進研究委託事業」に採択され、平成20年度から平成22年度までの3年間、障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究を7大学に委託し、実施した。また、3年間の調査研究成果を、機構ホームページに公開した。

| 大学 | 調査研究テーマ |
|--------|---|
| 宮城教育大学 | 障害のある学生の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究 |
| 筑波大学 | 視覚障害学生、聴覚障害学生、運動障害学生の高校段階及び大学での支援の実態と 支援の連続性に関わる調査研究 |
| 東京大学 | 障害のある学生への高等教育における合理的配慮の妥当性に関する研究 |
| 富山大学 | 高機能発達障害学生が望む高大連携の在り方と大学の受け入れ態勢に関する実証 的研究 |
| 同志社大学 | 障害のある生徒の大学での講義保障体験の有無による進学意欲の影響に関する比 較調査 |
| 関西学院大学 | 障害のある生徒の進学促進・支援に関する高大連携の在り方について:近畿中・南部の大学へのアンケート調査結果報告書 |
| 広島大学 | 中等教育と高等教育を滑らかにつなぐ、最適な評価方法とユニバーサルな教育・情報支援の研究 |

○障害学生支援に係る理解啓発の促進、広報活動

(1) 平成21年度に、新たに「教職員のための障害学生修学支援ガイド」及び「障害学生支援についての教職員研修プログラム DVD&PowerPoint」を作成した。平成23年度は、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」について、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けての我が国

の関連国内法の整備に係る状況等を踏まえ、障害のある学生への支援の基本的考え方として、今後、合理的配慮が重要になること等の視点を盛り込んで記述した。また、東日本大震災を契機にした災害時における障害のある学生への支援のあり方を加えるとともに、新たに精神障害の理解に必要な記述を加えるなどの見直しを行い、改訂版を作成した。

これらのガイド及び DVD は、全国就職指導ガイダンス、障害学生支援研修会、ホームページで 周知し、活用の促進に努めた結果、各地で開催された障害学生支援に関する講演会等で活用され た。

(2)「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の結果や機構における障害学生支援の取組等、障害学生修学支援に関する情報について、ホームページに掲載し、実態調査の冊子を大学等に送付するとともに、大学等における講演等で積極的に情報提供を行った。その結果、新聞や関係団体の資料等に広く掲載されるとともに、障害学生支援に関する論文や関係機関や団体の事業計画策定の参考として活用された。

○障害学生支援委員会

障害学生支援事業について、国の障害者支援施策に沿った適切な推進を図るための包括的な協議を 行うため、平成25年度新たに「障害学生支援委員会」を開催し、平成25年度実施事業及び平成26年 度以降実施予定の障害学生支援事業について協議した。

≪中期目標≫

5 その他附帯業務

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既 定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。

≪中期計画≫

5 その他附帯業務

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既 定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。

≪実績≫

○高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県 高等学校等奨学金事業主管課へ送付し、都道府県からの各種問い合わせに対応した。

≪中期目標≫

- Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項
- 1 業務の効率化
- (1) 一般管理費等の削減

組織・業務の徹底した見直し、効率化に努め、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)は、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、その

9%以上を削減する。

≪中期計画≫

- Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 業務の効率化
- (1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、その9%以上を削減する。

≪実績≫

○経費削減に係る取組

光熱水費について、以下の事項等を周知及び実施することにより、役職員の省エネルギーに関する 意識の向上に努め、経費の抑制を図った。

| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|----------------|---------------------------------------|
| 区分 | 内容 |
| 冷暖房温度 | クールビズ、ウォームビズの励行により適切に設定 |
| パソコン | ディスプレイの省電力設定を行う、離席時の電源オフ等の徹底 |
| プリンター | 業務に影響しない範囲で稼動台数を削減 |
| 冷蔵庫 | 設定温度を調整 |
| エレベーターの運転台数 | 業務に支障のない範囲で削減 |
| 廊下、ロビー等共用部分の照明 | 業務上必要最小限の範囲で点灯 |

外部委託も引き続き推進し、経費の抑制を図った。

○一般管理費の削減状況

[中期目標期間終了時(平成25年度)の目標額:16億3,600万円]

業務の効率化及び外部委託の推進により、一般管理費を削減し、目標額を達成した。

(単位:千円)

| 区分 | 20年度予算 | 21年度決算 | 22年度決算 | 23年度決算 | 24年度決算 | 25年度決算 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 一般管理費 | 591, 300 | 694, 581 | 547, 472 | 490, 486 | 610, 187 | 611, 136 |
| 人件費 (管理系) | 1, 356, 502 | 1, 058, 253 | 1, 093, 969 | 1, 089, 013 | 1, 021, 877 | 1, 016, 852 |
| 合計 | 1, 947, 802 | 1, 752, 834 | 1, 641, 441 | 1, 579, 499 | 1, 632, 064 | 1, 627, 988 |
| 削減割合 | | △10.0% | △15.7% | △18.9% | △16.2% | △16.4% |

[※]削減割合は、平成20年度予算に対するものである。

≪中期目標≫

また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成2 0年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事 務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を 含む。)の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

≪中期計画≫

また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。)の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

≪実績≫

○事業費の削減状況

[中期目標期間終了時(平成25年度)の目標額:135億9,100万円]

中期目標期間中に目標額を達成した。

(単位:千円)

| 区分 | 20年度予算 | 21年度決算 | 22年度決算 | 23年度決算 | 24年度決算 | 25年度決算 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 業務経費 | 11, 436, 399 | 10, 717, 686 | 10, 218, 481 | 9, 165, 852 | 7, 827, 400 | 8, 278, 823 |
| 人件費 (事業系) | 3, 498, 640 | 3, 282, 959 | 3, 192, 575 | 3, 091, 943 | 3, 053, 280 | 3, 059, 814 |
| 合計 | 14, 935, 039 | 14, 000, 645 | 13, 411, 056 | 12, 257, 795 | 10, 880, 680 | 11, 338, 636 |
| 削減割合 | | △6.3% | △10.2% | △17.9% | △27.1% | △24.1% |

[※]削減割合は、平成20年度予算に対するものである。

○期首要回収額及び返還金回収事務処理費等

中期目標期間中の各年度において目標を達成した。

(単位:百万円)

| | 区分 | 20年度予算 | 21年度実績 | 22年度実績 | 23年度実績 | 24年度実績 | 25年度実績 |
|---|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| į | 期首要回収額 | 341, 677 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 各年度における平成25年度予算額(予定) | _ | 571, 326 | 566, 203 | 556, 834 | 535, 536 | 557, 768 |
| | 平成20年度予算に対する伸び率 | _ | 67. 2% | 65. 7% | 63.0% | 56.7% | 63.2% |
| Ì | 区還金回収事務処理費等 | 2, 766 | 3, 320 | 3, 931 | 4, 218 | 3, 964 | 4, 441 |
| | 平成20年度予算に対する伸び率 | _ | 20.0% | 42.1% | 52.5% | 43.3% | 60.5% |

^{※「}返還金回収事務処理費用等」には、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び 平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。

≪中期目標≫

なお、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。

併せて役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、奨学金の回収業務等の民間委託の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図りつつ、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改

革を進める。

≪中期計画≫

なお、一般管理費及び業務経費のうち、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

併せて、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、奨学金の回収業務をはじめとする各事業の競争入札による民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。

職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改革を進める。

≪実績≫

○人件費の削減状況

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「勧告の方向性」(平成18年11月27日政策評価・独立行政法人評価委員会)等を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減した。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続し、平成24年度以降も引き続き平成17年度の人件費に比べて5%以上削減した。

(単位:万円)

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------|----------|----------|----------|--------|----------|
| 実績額 | 35億1,094 | 34億9,917 | 34億4,968 | 32億863 | 31億4,767 |
| 対前年度削減率 | △1.2% | △0.3% | △1.4% | △7.0% | △1.9% |
| 対17年度削減率 | △17.5% | △17.7% | △18.9% | △24.6% | △26.0% |

※平成17年度実績額:42億5,350万円

※中期目標期間の目標額(平成17年度実績額比5%減):40億4,100万円

○給与体系の見直し

人事院勧告に基づき給与改定を実施した。平成24年度以降は、東日本大震災復興支援のための措置 として、国家公務員の給与特例法に準じた役職員の給与等の減額を実施した。

○ラスパイレス指数

機構の職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)については、以下のとおりである。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|----------|-------|-------|--------|-------|-------|
| ラスパイレス指数 | 107.8 | 106.6 | 103. 7 | 103.4 | 100.9 |

国に比べ給与水準が高くなっている理由としては、①地域別では、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域(東京都新宿区・目黒区など)に勤務する職員の比率が高いこと、②学歴別では、大学卒以上の職員数が短大・高校卒の職員数と比較して多く、国家公務員全体と比較して比率が高いこと等の理由による。

○諸手当

役職手当以外の諸手当の内容等については、国と同様となっており、法人独自の諸手当はない。 役職手当については、国の場合と支給額の一部が異なるが、人事院規則9-17「俸給の特別調整額」 で定められている「行政職俸給表(一)」における国の支給額を基準として、国における職務の級 の下位にあたる支給額またはそれ以下としており、人件費の抑制を図っている。

○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の指摘を踏まえ、計画的な人員の 削減を図るため、事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進し、管理職を含め組織の簡 素化を図るとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。平成20年度及び平成21年度におい ては自己都合等退職や出向終了により、職員数が大幅に減少したところであるが、事業が拡大して いる中で円滑な事業の実施のために、平成22年度以降は任期付職員採用といった取組も行いつつ自 己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を図った。

なお、第2期中期計画終了時(平成25年度)までに、第1期中期計画開始時の職員数(542人)と 比べ、1割程度の職員数を削減(平成25年度末487人)することとしており、各年度において目標を 達成した。

○役職員数(毎年度3月末現在)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 役員数 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| 常勤職員数 | 445人 | 461人 | 482人 | 475人 | 477人 |

≪中期目標≫

(2) 外部委託等の推進

効果的・効率的業務運営に資するため、奨学金の返還金回収業務をはじめとする各事業について競争入札による民間委託を推進する。国際交流会館等の管理運営業務については、市場化テストの実施状況、検証結果を踏まえつつ、民間競争入札を更に推進する。また、国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、今後の新設は停止することとする。現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、「制度及び組織の見直しの基本方針」を踏まえ、 引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。

≪中期計画≫

(2) 外部委託等の推進

① 効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、延滞債権のうち特に初期延滞債権について重点的に回収業務の外部委託を行う。また、中・長期の延滞債権の外部委託については計画的に実施する。

≪実績≫

- ○行政支出総点検会議の指摘(平成20年12月1日)及び「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ」(平成20年12月3日行政減量・効率化有識者会議)における「既存の滞納者も含めた回収業務の民間委託の拡大を図るべき」との指摘等を踏まえ、外部委託を推進することにより延滞債権の回収業務の強化を図った。
- ○確認書・返還誓約書等業務の委託状況

専門的かつ高度な判断を伴わない単純大量業務について、以下のとおり外部委託を実施した。

(単位:件)

| 区分 | 内容 | 作業総件数 |
|--------|------------------------|----------|
| | 確認書の点検 | 261, 690 |
| 平成21年度 | 返還誓約書の点検 | 309, 474 |
| | 個人信用情報の取扱いに関する同意書の点検等 | 793, 778 |
| | 確認書の点検 | 317, 990 |
| 平成22年度 | 返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分) | 310, 530 |
| | 返還誓約書の点検(平成22年度採用者分) | 456, 754 |
| | 確認書の点検 | 320, 763 |
| 平成23年度 | 返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分) | 218, 099 |
| | 返還誓約書の点検(平成22年度以降採用者分) | 472, 746 |
| | 確認書の点検 | 339, 599 |
| 平成24年度 | 返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分) | 187, 986 |
| | 返還誓約書の点検(平成22年度以降採用者分) | 481, 720 |
| | 確認書の点検 | 327, 472 |
| 平成25年度 | 返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分) | 12, 376 |
| | 返還誓約書の点検(平成22年度以降採用者分) | 493, 181 |

※平成22年度以降の「確認書」とは、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」である。

○返還金回収業務の委託状況

初期延滞債権について重点的に回収業務の外部委託を行い、また中・長期の延滞債権については返 還金回収促進策を踏まえ、外部委託を実施した。外部委託の内容は以下のとおりである。

(単位:件)

| | 作業総件数 | 備考(実施期間) |
|-----------------------|---|-----------------------------|
| 平成21年度 | 11 未松叶剱 | 加与(大旭朔间) |
| 初期延滞債権の督促架電 | | Ī |
| ****** | 1, 239, 815 | |
| (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満) | 0.051 | T-400F0F 7F |
| 初期延滞債権の回収委託 | 3, 051 | 平成22年2月~7月 |
| (延滞3ヶ月以上) | 3, 267 | 平成22年3月~8月 |
| 中長期延滞債権の回収委託 | 27, 484 | |
| (延滞4ヶ月以上3年未満、6ヶ月入金なし) | 21, 101 | |
| 中長期延滞債権の回収委託 | 23, 042 | |
| (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし) | 25, 042 | |
| 機関保証加入者の回収委託 | 9 419 | |
| (延滞13ヶ月以上) | 2, 413 | |
| 平成22年度 | | |
| 初期延滞債権の督促架電 | 1 100 551 | |
| (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満) | 1, 199, 571 | |
| 初期延滞債権の回収委託 | | |
| (延滞3ヶ月以上) | 55, 833 | |
| 中長期延滞債権の回収委託 | | |
| (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし) | 23, 042 | |
| 中長期延滞債権の回収委託 | | |
| (延滞4年以上8年以下、6ヶ月入金なし) | 9, 065 | |
| 機関保証加入者の回収委託 | | |
| | 1, 384 | |
| (延滯9ヶ月以上) | | |
| 平成23年度 | | T |
| 初期延滞債権の督促架電 | 1, 276, 023 | |
| (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満) | 1, 2, 0, 020 | |
| 初期延滞債権の回収委託 | 70, 296 | |
| (延滞3ヶ月以上) | 10, 230 | |
| 中長期延滞債権の回収委託 | 12 061 | |
| (延滞4年以上8年以下、6ヶ月入金なし) | 12, 961 | |
| 中長期延滞債権の回収委託 | 19 455 | |
| (延滞2年半以上4年未満、6ヶ月入金なし) | 13, 455 | |
| 中長期延滞債権の回収委託 | 15.000 | |
| (延滞3年半以上8年未満、6ヶ月入金なし) | 15, 020 | |
| 平成24年度 | | |
| 初期延滞債権の督促架電 | | |
| (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満) | 1, 301, 666 | |
| 初期延滞債権の回収委託 | | |
| (延滞3ヶ月以上) | 75, 000 | |
| (April 6.) 11 SVT) | 14, 423 | 平成24年2月~25年2月 |
| 中長期延滞債権の回収委託 | | 平成24年2月~25年2月 平成24年8月~26年2月 |
| (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし) | | |
| | 8, 802 | 平成25年2月~26年2月 |
| 平成25年度 | | I |
| 初期延滞債権の督促架電 | 1, 502, 785 | |
| (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満) | , | |
| 初期延滞債権の回収委託 | 73, 693 | |
| (延滞3ヶ月以上) | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | |
| | | 平成24年8月~26年2月 |
| 中長期延滞債権の回収委託 | 8, 426 | 平成25年2月~26年2月 |
| (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし) | 9, 301 | 平成25年8月~27年2月 |
| | 8, 100 | 平成26年2月~27年2月 |

(単位:件)

| 区分 | 内容 | 作業総件数 |
|--------|---------------------------|---------|
| 平成23年度 | 初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上)委託継続分 | 2, 954 |
| 十成23千茂 | 中長期延滞債権の回収委託委託継続分 | 12, 621 |
| 平成24年度 | 初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上)委託継続分 | 8, 400 |
| 十成24千及 | 中長期延滞債権の回収委託委託継続分 | 8, 514 |
| 平成25年度 | 初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上)委託継続分 | 9, 266 |
| 平成25平及 | 中長期延滞債権の回収委託委託継続分 | 8, 924 |

≪中期計画≫

② 国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めることとし、このため、適切に受託者を選定、委託し、市場化テストの検証結果等を踏まえ、民間競争入札の更なる推進を図るとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、 引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用す る場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。

≪実績≫

○国際交流会館等の新設の廃止

国際交流会館等の管理運営業務については、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、新たに設置していない。

○国際交流会館等の管理運営業務

◇平成21年度及び平成22年度は、国際交流会館等の管理・運営業務について実績があり、豊富なノウハウを有し、利用者及び施設の特性に応じたサービスの質を確保することができる公益財団法人日本国際教育支援協会に管理・運営業務を委託した(市場化テスト対象の広島国際交流会館、大阪第二国際交流会館及び兵庫国際交流会館を除く。)。

平成22年度は、市場化テストの実施状況を踏まえ、祖師谷国際交流会館、東京日本語教育センター留学生寮及び大阪日本語教育センター留学生寮の管理・運営業務(本体業務)については、7月から一般競争入札の落札者に管理・運営業務を委託した。

- ◇平成23年度以降は、一般競争入札により選定した事業者に管理・運営業務を委託し、経費の削減 に努めた(市場化テスト対象の大阪第二国際交流会館及び兵庫国際交流会館を除く。)。
- ◇市場化テストは、公正かつ効率的・効果的な運営を図る観点から、広島国際交流会館(平成20年

度~22年度)、大阪第二国際交流会館(平成21年度~23年度)、兵庫国際交流会館(平成22年度・23年度)について実施し、経費の削減に努めた。この経験を踏まえ、売却が困難な国際交流会館等の管理・運営業務について競争入札による業務委託を行った。

○国際交流会館等の売却

- ◇平成21年度は、京都国際交流会館について、一般競争入札を実施し、京都大学へ売却した。
- ◇「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度に大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1号館)、大阪第一(2号館)、大阪第二及び広島の各国際交流会館については、当該地域の大学(国立大学法人及び学校法人)へ売却した。
- ◇札幌、金沢、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館及び東京国際交流館については、一般競争入札の結果、購入希望者が無かったところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得る」こととされた。

※平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」することとされた。

- ◇このことを踏まえ、平成24年度以降は、平成23年度末に売却ができなかった会館等については、 地元自治体及び大学等と売却に向けて引き続き協議を行うとともに、当面、廃止の進め方につい ての検討を行う間、資産の有効活用の観点から、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るな よう努めるなど、適切な措置を講ずることとし、今後の在り方等について大学や地権者など関係 機関との協議を積極的に行った。
- ◇平成25年度は、「独立行政法人等の改革に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を 踏まえ、札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館について、今後の処理方針の検討に先立ち、 平成26年2月より、一般競争入札の手続きを開始した。
- ○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく「公共サービス改革基本方針」(平成18年12月22日閣議決定)を踏まえ、広島国際交流会館、大阪第二国際交流会館、兵庫国際交流会館は、それぞれ以下により管理・運営業務が実施された。

| 区分 | 実施時期 | 受託者 |
|------------|----------------------|--|
| 広島国際交流会館 | 平成20年度~ 平成22年度 | 広島国際交流会館管理・運営業務共同事業体 (構成事業者:財団法人日本国際教育支援協会(代表者)、東宝 ビル管理株式会社) |
| 大阪第二国際交流会館 | 平成21年度~ 平成23年度 | 大阪第二国際交流会館管理・運営業務共同事業体 (構成事業者:財団法人日本国際教育支援協会(代表者)、伸和 サービス株式会社) |
| 兵庫国際交流会館 | 平成22年度~ 平成23年度(※) | 日本管財株式会社 |

※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、 留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、 平成23年度末までに廃止する」こととされたことから、委託期間については、平成23年度で 終了することとされた。)

(1) 広島国際交流会館

- ①「確保されるべき質」については、評価対象となるアンケートの調査項目の全てにおいて、市場化テスト実施要項に記載された目標値(満足度)である80%をすべての年度で上回った。
- ②平成20年度及び平成21年度の実施状況について、確保されるべき質の達成状況、業務の実施状況及び実施経費の状況のとりまとめを行い、機構市場化テスト評価委員会の意見を踏まえた実績評価を内閣府官民競争入札等管理委員会へ提出するとともに、機構ホームページで公表し、内閣府入札監理小委員会及び官民競争入札等管理委員会における審議を踏まえ、実施状況については評価できるとの結論を得た。
- ③平成22年度で市場化テストを終了し、平成22年度に実施した結果について、経費の削減状況や 業務の質の確保及びさらなる効果的・効率的業務運営に係る提案の点検を行い、取りまとめた 結果を内閣府へ報告するとともに、機構ホームページで公表した。

(2) 大阪第二国際交流会館

- ①「確保されるべき質」は、評価対象となるアンケートの調査項目の全てにおいて、市場化テスト実施要項に記載された目標値(満足度)である80%をすべての年度で上回った。また、業務改善に向け、意見交換を含めてカウンセラーと2回、レジデント・アシスタント(RA)と12回のミーティングを実施し、さらなる効果的・効率的業務運営に係る提案を1回行い、市場化テスト実施要項に記載された目標値(年度内に提案1回以上)を達成した。
- ②平成21年度の実施状況について、確保されるべき質の達成状況、業務の実施状況及び実施経費の状況の取りまとめを行い、機構市場化テスト評価委員会の意見を踏まえた実績評価を内閣府へ提出するとともに、機構ホームページで公表した。
- ③平成22年度で市場化テストを終了し、経費の削減状況や業務の質の確保及びさらなる効果的・ 効率的業務運営に係る提案の点検を行い、取りまとめた結果を内閣府へ報告するとともに、機 構ホームページで公表した。

(3) 兵庫国際交流会館

①「確保されるべき質」については、平成22年度及び平成23年度に、評価対象となるアンケートの調査項目の全てにおいて、市場化テスト実施要項に記載された目標値(満足度)である80%をすべての年度で上回った。

また、業務改善に向け、意見交換を含めてカウンセラーと24回、レジデント・アシスタント(RA) と12回のミーティングを実施し、さらなる効果的・効率的業務運営に係る提案を1回行い、市場 化テスト実施要項に記載された目標値(年度内に提案1回以上)を達成した。

一方、政府による事業仕分け(平成22年4月28日)において、国際交流会館等留学生寄宿舎等の設置及び運営について「事業の廃止(ただし、現在の入居者に配慮すること)」とされたことを受け、平成24年3月以降の入居者の受入れが停止され新規入居者の募集・受入れ(入居期間2年間)ができなくなったことから入居者数が減少し、入居率及び共用施設の一時利用に係る施設

稼働率については、市場化テスト実施要項に記載された目標値を下回った。

- ②平成22年度に実施した結果について、経費の削減状況や業務の質の確保及びさらなる効果的・ 効率的業務運営に係る提案の点検を行い、取りまとめた結果を内閣府へ報告するとともに、機 構ホームページで公表した。
- ③平成23年度で市場化テストを終了し、市場化テストによる1年度あたりの経費と、従来の実施に要した経費とを比較する等の検証を行った。また、平成23年度の市場化テストの実施状況をとりまとめた結果を内閣府へ報告するとともに、機構ホームページで公表した。

〈参考1〉市場化テストに係る落札額と従来の実施に要した経費との比較

(1) 広島国際交流会館の管理・運営業務

| 18年度経費① (※) | 落札額 (20~22年度) | 落札額② (1年度あたり) | 1年度あたりの経費③ ②×1.05(消費税分) | 3-1 |
|-------------|------------------|------------------|----------------------------|----------|
| 26,978千円 | 63,531千円 | 21,177千円 | 22,236千円 | △4,747千円 |

(2) 大阪第二国際交流会館の管理・運営業務

| 19年度経費① (※) | 落札額 (21~23年度) | 落札額② (1年度あたり) | 1年度あたりの経費③ ②×1.05 (消費税分) | 3-1 |
|-------------|------------------|------------------|-----------------------------|----------|
| 26,797千円 | 60,363千円 | 20,121千円 | 21, 127千円 | △5,670千円 |

(3) 兵庫国際交流会館の管理・運営業務

| 20年度経費① (※) | 落札額 (22~24年度) | 落札額② (1年度あたり) | 1年度あたりの経費③ ②×1.05(消費税分) | 3-1 | |
|-------------|------------------|------------------|----------------------------|----------|--|
| 51,743千円 | 126,342千円 | 42,114千円 | 44,220千円 | △7,523千円 | |

[※]人件費、物件費、委託費、常勤職員退職給付費用及び間接部門費の合計

〈参考2〉兵庫国際交流会館の入居率及び施設稼働率の状況

| 区分 | | 22年度実績 | 23年度実績 | 23年度目標値 | |
|-------|----------------|--------|--------|---------|--|
| 入居率 | | 165人 | 127人 | 89.0% | |
| | | 83.5% | 64.2% | 09.070 | |
| 佐凯袋師家 | 年間施設稼働率平均 | 48.4% | 48.2% | 50.0% | |
| 施設稼働率 | 多目的ホールに係る年間稼働率 | 30.1% | 30.1% | 31.0% | |

≪中期目標≫

(3)入札・契約の適正化

入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図る。

また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。

≪中期計画≫

(3)入札・契約の適正化

入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図る。

また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。

≪実績≫

- ○一般競争入札及び契約の見直し等
 - ◇平成21年度は、「随意契約見直し計画」(平成19年12月)に基づき、競争性のある契約方式を着実に実施し、平成21年度に新たに生じた契約についても同計画を踏まえ、可能な限り競争性の高い方法で契約を行うよう努めた。
 - ◇平成22年度は、平成20年度に締結した随意契約等について、契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、新たな「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)を策定し、これに基づき、電気、ガス若しくは水等、その契約の性質または目的が競争を許さない場合等の真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行した。平成22年度以降、同計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等(一般競争入札、企画競争、公募)により調達した。

○一者応札・一者応募への対応

- ◇平成21年度は、「一者応札・一者応募に対する改善方策について」の策定及び公表(平成21年7月)に基づき、「企画競争による公募に係る実施要領」及び「総合評価を指定されていない調達において実施する総合評価落札方式実施要項」の改正(平成21年8月)を行い、競争性を確保するための措置として、競争参加者から提案書を提出させる競争入札及び企画競争による調達について、公告日から提案書の提出まで、原則として最低でも20日間の期間を確保することとした。
- ◇平成22年度からは過去3年間、平成24年度からは2か年連続(2回連続を含む)して一者応札又は 一者応募になった案件について、入札参加予定事業者に対する意見招請を行い、より多くの参加 事業者を確保できるよう、調達仕様書の変更、参加条件の緩和を図った。

○入札及び契約の適正化

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を以下のとおり推進した。

- ◇平成21年度は、契約の透明性・公平性・効率性を確保する観点から「委託業務の再委託に関する 取扱い基準」を制定した。
- ◇平成22年度は、「仕様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領」を制定し複数の事業者が 等しく参加できるような仕様書の作成を進めるため、仕様書作成プロセスを明文化し、更に要領 制定との整合性を図るため、総合評価落札方式の実施要項の改訂を行った。
- ◇平成23年度は、契約内容に適合した履行及び公正な秩序の確保を図るため、「低入札価格調査取扱要項」を制定し、入札及び契約の適正化を推進した。また、「仕様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領」及び実施手順等を踏まえて、総合評価落札方式の実施要項に提案書に関する技術審査結果報告書の作成及び開封に関する記述の追加などの改正を行った。
- ◇平成24年度は、契約内容に適合した履行及び公正な秩序の確保を図るため、過去3年間継続して 一者応札・一者応募となった調達を行う場合に設置することとしていた仕様策定委員会を、直近 の過去2回の競争入札等において継続して一者応札・一者応募となった場合に設置するよう「仕

様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領」の改正を行った。また、低入札価格調査制度の適切な活用のため、落札候補者に対して調査を行う場合には、当該候補者から人件費が明記された入札価格内訳書を徴収するよう「低入札価格調査取扱要項」の改正を行った。

◇平成25年度は、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性を確保するため、50万円以上(税込)の少額随意契約により調達する案件を対象として、見積りの相手方を特定せず、案件を機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせを導入した。また、企画競争の円滑な実施に向けて、公示及び公募要領の作成並びに公示から企画提案書等の提出期限までの日数を見直すため、「企画競争による公募に係る実施要領」の改正を行うとともに、政府調達案件への競争参加を希望する事業者の円滑な参入に向けて、競争参加資格の申請の場所及び提出期日を記載することを明記するなど、「政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する細則」の改正を行った。

さらに、随意契約の適正化に向けて、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成25年4月23日閣議決定)に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するため、「契約事務取扱細則」第23条に規定する随意契約によることができる場合の条項に「慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受ける場合」を明文化した。

○契約件数及び契約金額の状況

(単位:件、千円)

| 区分 | | ①平成20年度実績 | | ②見直し計画 平成22年4月公表 | | ③平成25年度実績 | | ③と②の比較増減 (見直し計画の進捗状況) | |
|----|-------|-----------|-------------|---------------------|-------------|-----------|-------------|--------------------------|-------------------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競 | き争性のあ | (63.4%) | (58.0%) | | | (72. 1%) | (80.8%) | | |
| Z | 契約 | 253 | 3, 055, 616 | 366 | 3, 953, 455 | 196 | 4, 738, 390 | ▲ 140 | 784, 935 |
| | 競争入 | (53.1%) | (50.8%) | | | (62.5%) | (68.0%) | | |
| | 札等 | 212 | 2, 677, 693 | 258 | 3, 385, 253 | 170 | 3, 986, 121 | ▲88 | 600, 868 |
| | 企画競 | (10.3%) | (7.2%) | | | (9.6%) | (12.8%) | | |
| | 争、公募 | 41 | 377, 923 | 78 | 568, 202 | 26 | 752, 268 | ▲ 52 | 184, 066 |
| 競 | き争性のな | (36.6%) | (42.0%) | | | (27.9%) | (19.2%) | | |
| V | 随意契約 | 146 | 2, 213, 697 | 63 | 1, 315, 858 | 76 | 1, 123, 141 | 13 | ▲ 192, 717 |
| | 合計 | (100.0%) | (100.0%) | | | (100.0%) | (100.0%) | | |
| | | 399 | 5, 269, 313 | 399 | 5, 269, 313 | 272 | 5, 861, 530 | ▲ 127 | 592, 217 |

○契約監視委員会

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者により構成される「契約監視委員会」を設置し、平成20年度に締結した契約、平成19年度以前に締結された複数年契約、平成21年度末までに契約締結が予定されている調達案件のうち、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募について、点検・見直しを実施し、これを踏まえ、新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。

平成22年度以降の各年度の契約監視委員会において、「随意契約等見直し計画」に基づく見直し状況、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」についての点検が行われた結果、適正に契約がなされていることが確認された。また、「一者応札・一者応募」に対する取組についても、「随意契約等見直し計画」に基づき適切に見直しが行われ、契約手続きが実施されていることが確

認され、次年度以降の取組についても承認された。

○「一者応札・一者応募」の状況

「一者応札・一者応募」については、平成23年度以降、機構ホームページにおいて仕様書等に対する意見招請等を踏まえて見直しを行った結果、以下のとおり減少し、更なる競争性の確保が達成された。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一者応札•一者応募 | 64件 | 90件 | 58件 | 43件 | 45件 |
| (競争性のある契約件数に占める割合) | (25.9%) | (34.2%) | (28.6%) | (23.8%) | (23.0%) |
| うち不落随意契約 | 5件 | 5件 | 7件 | 4件 | 4件 |

≪中期目標≫

(4)業務・システムの最適化

奨学金業務システムについて、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適 化を行う。

≪中期計画≫

(4)業務・システムの最適化

業務運営の効率化・合理化を図る観点から、業務・システムの最適化を計画的に実施する。

≪実績≫

○奨学金業務・システムの最適化

「奨学金業務・システム最適化計画」(平成20年3月31日公表)に基づき、平成21年度及び平成22年度は最適化を進め、平成23年度は、新たに開発した奨学金業務システム運用を安定的に開始するため、業務・システム最適化検証委員会、業務・システム最適化委員会を開催し、新システムへの切替えの最終確認を実施した。また、学校担当者向けシステム説明会も開催した。

平成24年1月運用開始後は、初稼働の業務では開発業者にも立会い及び不具合等の発生時の対応を 依頼する等、業務実施体制を更に整備し、想定外の事象が発生した際に迅速に対応できる体制をと った結果、概ね順調に運用することができた。

○次世代システム

機構内において、次世代システム検討準備委員会を開催し、次世代システムの主な検討事項である 社会保障・税に関わる番号制度に関する情報共有及び検討すべき課題に関する協議を行うとともに、 番号制度が現行制度に与える影響を調査するための調査・研究業務を実施した。

また、内閣官房が調達した「社会保障・税に関わる番号制度のマイ・ポータルに係るユースケース 分析等に関する調査研究」に奨学金事業が対象となったことから、ヒアリング対応や資料提出等の 協力を行うと共に、内閣官房が実施した政省令策定に向けた調査に協力する等、番号制度の詳細な 制度及びシステム設計に関する情報収集を進めた。

≪中期目標≫

2 組織の効率化

機構の中期目標・中期計画に掲げられた業務運営が最も効率的・効果的に行えるよう、民間委託の推進の結果を踏まえた組織の簡素化を図るとともに、適切かつ柔軟な組織の構築及び職員配置を図る。特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた効率的な組織・業務運営体制を確立する。

≪中期計画≫

2 組織の効果的な機能発揮

(1)政策企画委員会

理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会から、機構の運営、業務の実施に 関する重要事項について助言を得る。

≪実績≫

○政策企画委員会の開催状況

中期目標期間の各年度において、政策企画委員会を開催し、機構が実施する事業の状況と今後の展開について議論を行い、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について、外部有識者から客観的な視点に基づき意見をいただいた。また、委員会の開催後、議事録については機構のホームページに公開した。

≪中期計画≫

(2)組織の見直し

組織については、より効果的・効率的業務運営に資するよう、管理職も含め組織の簡素化を進めるとともに、必要な見直しを行う。当面、「留学生30万人計画」に留意しつつ、特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた見直しを行う。支部については、各地域において、大学等と連携しつつ、機構の事業を効果的に実施できるよう、支部の行う事業も含めて見直しを行う。

≪実績≫

○組織の見直し

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期計画の進捗・達成状況、制度変更の諸事情等を適切に勘案し、効率的・効果的な組織を構築するため、管理職を含めた組織の簡素化を図るとともに、機構の事務事業の見直しや、行政改革等の指摘への対応状況、常勤職員と非常勤職員・派遣職員の役割分担等に留意しつつ、管理部門と事業部門を併せ、組織の見直しを実施した。

また、各事業部内において業務の移管・集約を行う等、より効果的・効率的な業務運営を図った。 奨学金業務については、返還金の回収強化に重点を置くため、平成21年度に「法務課」及び「機関 保証業務課」を設置し、その後も返還業務の改善・効率や奨学金事業に関するガバナンスの強化の ための見直しを実施した。支部については、業務を奨学金の法的処理を中心とした返還金回収業務 に重点化し、支部に属する事務所を廃止し整理した。

≪中期目標≫

3 内部統制・ガバナンスの強化

業務全般について、厳格かつ客観的な自己評価及び外部有識者による評価を実施し、その結果 を業務の改善等に資するとともに、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備などを実施す る。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意 契約の適正化を推進する。

≪中期計画≫

- 3 内部統制・ガバナンスの強化
- (1) 適切な評価の実施

外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を事業の改善に活用する。評価の結果は、ホームページ等において公表する。

≪実績≫

○機構評価委員会の開催状況

中期目標期間の各年度において、厳格かつ客観的な評価に資するよう定量的な把握に努めつつとりまとめ自己評価を実施し、これを踏まえ、外部有識者による評価委員会(第1回)を開催し、業務実績の評価を行い、評価結果については、ホームページに公開した。

また、評価委員会(第2回)を開催し、業務実績に係る評価の観点(評価指標)について審議のう え決定した。

○評価結果の事業の改善への活用状況

各年度の評価結果については各部にフィードバックのうえ、評価におけるPDCAサイクル(計画・実行・評価分析・改善のサイクル)に基づき、業務の現状・課題の把握・分析、改善方法の策定等の進捗状況把握を行った。そのうえで、評価結果における指摘事項が次年度業務にどのように反映され、改善が図られたかについて留意して、次年度業務実績に係る評価指標を策定した。

なお、適切な評価の実施に資するため、独立行政法人制度の仕組みやPDCAサイクルの説明、当該サイクルの各段階における具体的な実施事項及び関連資料等を掲載した「評価の手引き」を改訂し、各部に提示し、周知を図った。

≪中期計画≫

(2) 監査の実施

業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受けるとともに、業務執行部内から独立した監査室を設置し、監事監査及び内部監査の機能を強化する。

≪実績≫

○監査室の設置

内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備を一層強化するため、内部監査をはじめ、個人情報保

護に関する統括、情報公開に関する業務、コンプライアンスの推進に関する業務等を一元的に実施 し、各部等から独立した「監査室」を平成21年度に設置した。

○監事事務局の設置

監事機能の体制強化のため、監事の補佐を行い、監事の事務を整理する「監事事務局」を平成23年度に設置した。監事事務局は、監事の指示により、情報収集や資料作成などを行い、監事が実施する監査の補佐業務の更なる強化を図り、監事監査体制の強化に寄与した。

○監事定期監査の実施

各年度において、前年度に実施した各事業を対象とし、各事業に係る業務や会計経理が、中期計画 及び年度計画に基づき法令その他の定め及び予算に従って適正かつ効率的・効果的に運営・処理さ れたかという観点から、全部署を対象とし、実地監査及び書面監査として監事定期監査が実施され た。

○内部監査(業務監査・会計監査・自己査定監査)の実施

機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目標として内部監査を実施した。結果については、関係部署に対して通知し、改善状況報告を求めるとともに、役員及び各部等の長が出席する運営会議においても報告を行った。

平成23年度以降は、「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」(平成22年9月2日文部科学省)の提言を踏まえ、内部監査は機構内の特定課題を深く調査し、課題改善につなげる機能を重視した。

①業務監査

業務とマニュアルの整合性及び個人情報保護・管理の状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

②会計監査

小口現金の出納事務、館費等収入、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約の実施状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

③自己査定監査

「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」について、監査を実施した。

更に、各年度において、前年度に内部監査を実施した事項のうち、継続した監査の必要性が認められた事務処理等について、フォローアップを行い、改善状況の確認を行った。

≪中期計画≫

(3) コンプライアンスの推進

奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令及び規程等を遵守し、適切な運営を図る。このため、コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

≪実績≫

- ○コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会(外部有識者2名を含む18名の委員で構成。)において「日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を各年度策定するとともに、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的とし、様々な取組を実施した。
 - (1) コンプライアンス職員研修の実施 各年度において、新入職員に対しコンプライアンス研修を実施した。また、年度ごとに階層別 の研修も実施した。
 - (2)「日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修時の資料として配付し役職員に周知した。
 - (3) ホームページを通じて、コンプライアンスの推進について対外広報を行うとともに、職員に対する周知の徹底を図った。
 - (4) 個人情報保護の徹底

個人情報の取り扱い等で注意すべきポイントをまとめた「個人情報保護に係る自己点検シート」について、職員一人ひとりに自己点検を実施させ、機構が保有する個人情報の保護に関する理解と意識の涵養を図った。また、「個人情報保護規程施行状況調査」を実施し、各部等における個人情報保護規程の施行状況の確認と点検を行い、意識の涵養を図った。

≪中期計画≫

(4)随意契約の見直し

平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するため、契約の不断の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。

≪実績≫

○随意契約

随意契約については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進するとともに、契約監視委員会において、適正な契約がなされていることが確認された。

≪中期目標≫

- Ⅳ 財務内容の改善に関する事項
- 1 収入の確保等
- (1) 寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。
- (2) 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

≪中期計画≫

- Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- (1)収入の確保等
 - ① 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

≪実績≫

○中期目標期間の各年度において、財務諸表の公表にあたり、決算情報等の公表の充実を図るため、 決算情報を簡潔に取りまとめた「決算の概要」を作成し、財務諸表とともにホームページにて公表 した。

≪中期目標≫

(3) 奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保 に努める。

≪中期計画≫

④ 奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。

≪実績≫

財投機関債の発行及び民間資金借入による自己調達資金の確保に努めた。

○財投機関債発行額

(単位:億円)

| 発行年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 発行額 | 1, 170 | 1,600 | 1,700 | 1,800 | 1,800 |

○民間資金借入額実績(年度末残高)

(単位:億円)

| 借入年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 借入額 | 3, 638 | 3,822 | 4, 711 | 4, 468 | 4, 133 |

≪中期目標≫

- (4) 国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。
- (5)保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。

≪中期計画≫

② 国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業

運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率 的な予算執行に努める。保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自 己収入を適切に確保する。

≪実績≫

○収入状況

(単位:千円)

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------------|-------------|-------------|----------|----------|----------|
| 留学生宿舎収入 | 1, 052, 896 | 1, 049, 031 | 885, 720 | 418, 803 | 646, 348 |
| 日本語学校収入 | 407, 984 | 364, 194 | 286, 900 | 295, 045 | 281, 928 |
| 日本留学試験検定料収入 | 388, 523 | 412, 535 | 357, 577 | 290, 246 | 308, 709 |

日本語教育センターについては、学生募集活動について東京・大阪両校のPRの連携の一層強化等による業務の効率化を図っており、効率的な予算執行に努めている。

≪中期計画≫

③ 広報活動と連携しながら、寄附金の受入れに努め、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について検討する。

≪実績≫

○寄附金受入状況

(単位:件、円)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 件数 | 1, 157 | 1, 348 | 1, 287 | 1, 321 | 1, 415 |
| 金額 | 94, 477, 014 | 113, 564, 095 | 177, 890, 377 | 106, 782, 475 | 203, 005, 898 |

中期目標期間の各年度において、積極的な寄附金募集のため、業績優秀者返還免除者への通知に寄附金リーフレットを同封したほか、返還特別免除者、奨学金返還完了者への通知に、寄附金の案内を記載して発送し、返還のてびきの巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載し、寄附金に対する周知を図るとともに、ホームページ及び寄附金リーフレットに、寄附のより具体的な申込方法を掲載し利便性を図った。平成23年度は、ホームページから直接寄附金の申し込みができるよう申込ページを開設し、申出者の利便性を図った。

○優秀学生顕彰

寄附金を活用し、大学・短大・高等専門学校・専修学校(専門課程)を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化・芸術、スポーツ、社会貢献の分野で優れた業績を挙げた者を奨励・援助し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、中期目標期間の各年度、優秀学生顕彰を実施した。また、本顕彰についての広報(学校掲示用ポスター及びチラシの作成、学校奨学金事務担当者対象の奨学業務連絡協議会における周知)を行った。

| × | 公分 | 応募者数 | 大賞 | 優秀賞 | 奨励賞 |
|--------|-------|------|-----|-----|-----|
| | 学術 | 39人 | 4人 | 7人 | 13人 |
| | 文化・芸術 | 51人 | 3人 | 6人 | 15人 |
| 平成21年度 | スポーツ | 104人 | 5人 | 13人 | 18人 |
| | 社会貢献 | 22人 | 2人 | 2人 | 4人 |
| | 計 | 216人 | 14人 | 28人 | 50人 |
| | 学術 | 26人 | 2人 | 4人 | 7人 |
| | 文化・芸術 | 46人 | 3人 | 5人 | 10人 |
| 平成22年度 | スポーツ | 38人 | 3人 | 6人 | 9人 |
| | 社会貢献 | 20人 | 2人 | 4人 | 4人 |
| | 計 | 130人 | 10人 | 19人 | 30人 |
| | 学術 | 17人 | 4人 | 3人 | 4人 |
| | 文化・芸術 | 39人 | 1人 | 8人 | 6人 |
| 平成23年度 | スポーツ | 56人 | 6人 | 11人 | 13人 |
| | 社会貢献 | 12人 | 2人 | 0人 | 2人 |
| | 計 | 124人 | 13人 | 22人 | 25人 |
| | 学術 | 19人 | 4人 | 3人 | 4人 |
| | 文化・芸術 | 31人 | 2人 | 1人 | 6人 |
| 平成24年度 | スポーツ | 44人 | 6人 | 4人 | 11人 |
| | 社会貢献 | 12人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 計 | 106人 | 13人 | 9人 | 22人 |
| | 学術 | 17人 | 4人 | 1人 | 5人 |
| | 文化・芸術 | 28人 | 3人 | 6人 | 5人 |
| 平成25年度 | スポーツ | 45人 | 8人 | 9人 | 5人 |
| | 社会貢献 | 8人 | 1人 | 0人 | 2人 |
| | 計 | 98人 | 16人 | 16人 | 17人 |

○留学生·奨学生地域交流事業

中期目標期間の各年度において、公益財団法人中島記念国際交流財団の助成金を活用し、地域における外国人留学生・日本人学生が合宿による交流を通じて、人的なつながりを構築し、国際親善と相互理解を深めることを目的とした「留学生・奨学生地域交流集会」を育英友の会との共催により開催した。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------|------|------|------|------|----------|
| 北海道 | 62人 | 66人 | 52人 | 31人 | 33人 |
| 東北 | 02人 | 00/ | 52人 | 20人 | 悪天候により中止 |
| 関東 | 88人 | 96人 | 95人 | 90人 | 80人 |
| 東海 | 42人 | 49人 | 36人 | 38人 | 35人 |
| 北信越 | 42人 | 49人 | 17人 | 19人 | 30人 |
| 近畿 | 84人 | 86人 | 74人 | 64人 | 45人 |
| 中国・四国 | 47人 | 70 l | 1.00 | 42人 | 34人 |
| 九州 | 51人 | 78人 | 90人 | 38人 | 26人 |
| 合計 | 374人 | 375人 | 364人 | 342人 | 253人 |

○新たな寄附金事業の検討

機構内にプロジェクトチームを立ち上げ、寄附金の活用についての議論を行い、平成23年度以降は、 プロジェクトチームにおける議論を受けて、進学を希望する高校生に向けて分かりやすく奨学金制 度を解説した「奨学金ガイドブック」を寄附金により作成するとともに、寄附金の活用及び新たな 寄附金事業の創設(平成26年度中実施予定)について、関係部署及び関係機関と引き続き実施内容 等を検討した。

≪中期目標≫

2 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。

≪中期計画≫

- (2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施
 - ① 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。

≪実績≫

○平成20年度決算から独立行政法人会計基準に沿って変更した債務者区分に従い請求を行った。

≪中期計画≫

② 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

≪実績≫

○貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、平成20年度決算から独立行政法人会計基準に沿って変更した債務者区分による債権分類に基づく算定方法に従って計上した。

「中期目標期間の決算額〕

(単位:億円)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第一種 | 798 | 781 | 715 | 688 | 659 |
| 第二種 | 885 | 961 | 978 | 1,030 | 1,048 |

≪中期計画≫

(3)予算

別紙のとおり

≪実績≫

別紙1参照

≪中期計画≫

(4) 収支計画

別紙のとおり

≪実績≫

別紙2参照

≪中期計画≫

(5) 資金計画

別紙のとおり

≪実績≫

別紙3参照

≪中期計画≫

Ⅳ 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,40 0億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 の限度額は、53億円とする。

≪実績≫

○中期目標期間において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は以下のとおりであり、限度額の範囲内であった。

(単位:億円)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 最大額 | 3, 411 | 6,080 | 6, 952 | 7, 135 | 7, 169 |

○運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。

≪中期計画≫

V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力する。

国際交流会館等(13か所)の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。

≪実績≫

○平成21年度に行った京都国際交流会館及び京都学生支援会館の譲渡について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)附則第3条の規定により、不要財産の譲渡に相当するものとして文部科学大臣が定めた旨の通知(平成23年1月26日)を受けたため、不要財産の譲渡収入について国庫納付を行うために文部科学大臣へ認可申請を行い(平成23年3月15日)、文部科学大臣より認可を得(平成23年3月20日)、国庫納付の通知を受けた(平成23年3月31日)ことを踏まえ、国庫納付を行った(平成23年4月18日)。

〈参考〉

- ・譲渡収入 352,610,000円(内、政府支出の比率に基づく額95,025,454円)
- ・譲渡費用 なし
- ・差引額 352,610,000円(内、国庫納付額95,025,454円)
- ○平成23年度に、競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等(仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1号館)、大阪第一(2号館)、大阪第二及び広島の各国際交流会館)については、「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)第46条の2第2項ただし書き並びに「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成12年政令第316号)第2条の5第1項及び第3項の定めるところにより、不要財産の譲渡収入による国庫納付を行うために文部科学大臣への報告を行い(平成24年3月30日)、政府支出の比率に応じて文部科学大臣より国庫納付の通知を受け(平成24年3月30日)、国庫納付を行った(平成24年4月13日)。

〈参考〉

- ・譲渡収入 6,390,087,450円(内、政府支出の比率に基づく額6,268,479,349円)
- ・譲渡費用 344,851,788円 (内、政府支出の比率に基づく額340,454,958円)
- ・差引額 6,045,235,662円(内、国庫納付額5,928,024,391円)
- ○札幌、金沢、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館及び東京国際交流館については、一般競争入札の 結果、購入希望者が無かったところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24 年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情によ り売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得 る」こととされた。
 - ※平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」することとされた。
 - このことを踏まえ、平成24年度は、平成23年度末に売却ができなかった会館等については、地元自 治体及び大学等と売却に向けて引き続き協議を行った。
- ○平成25年度は、「独立行政法人等の改革に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) を踏まえ、今後の対処方針の検討に先立ち、譲渡希望者の有無を確認するために、売却に係る一般 競争入札の実施に向けて、不動産鑑定を実施した。また、各国際交流会館における個別財産の確認

調査及び地権者への譲渡条件の承認等を踏まえて、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について売却に係る一般競争入札を実施したが、応札者はなかった。

≪中期計画≫

VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画 職員宿舎(高円寺、豊田、百合丘第2・第3、鳴子及び香里)については、売却により各宿舎 の貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却収入が見込まれる場合には処分を行い、その売却収入 は当該引当金の財源とする。

≪実績≫

○高円寺宿舎

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえて設置された「職員宿舎のあり方検討のためのプロジェクトチーム」の結論(売却により高円寺宿舎の貸倒引当金充当財源計上額(96,500,000円)に足りる売却収入が見込まれる場合には処分を行いその売却収入は当該貸倒引当金の財源とする。)に則って当該不動産の価格調査を平成21年度以降実施したところ、複数の民間業者より当該貸倒引当金充当財源計上額を上回る金額での当該不動産の譲渡の希望があったため、平成22年度に一般競争入を実施し、平成23年3月に民間事業者に売却した。

| 区分 | 引渡時期 | 契約相手先 | 売 | 却金額 |
|-------------|---------|-------|---------------|----------------|
| 高円寺宿舎 | | | | 146, 410, 000円 |
| | 平成23年3月 | 民間事業者 | 土地 | 141, 160, 000円 |
| (東京都杉並区) | | | 建物 | 5, 250, 000円 |
| | 貸倒引当金 | | 96, 500, 000円 | |

○百合丘第2・第3宿舎、豊田宿舎

貸倒引当金充当財源計上額を上回る額での売却見込みが立った百合丘第2・第3宿舎と、単独では貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却見込みが乏しい豊田宿舎を一体的に売却する方向で、平成23年度に一般競争入札を実施し、平成24年4月に民間事業者に売却した。

○鳴子宿舎、香里宿舎

機構ホームページに施設概要を公表し、不動産業者等からの照会への対応を通じた情報収集や売却 見込みの把握を行うとともに、不動産鑑定、土地測量に着手するなど、売却に向けた取組を実施し 売買契約を締結し、平成24年度において順次、売却を行った。

〈参考〉平成24年度中に売却・引渡しを完了した職員宿舎

| 区分 | 引渡時期 | 契約相手先 | | 売却 | 印金額 |
|----------------------|---------|-------|------------------|----|----------------|
| 豊田宿舎 | | | | | 126, 000, 000円 |
| (東京都日野市) | 平成24年4月 | 民間事業者 | | 土地 | 126,000,000円 |
| | | | | 建物 | 0円 |
| 百合丘第2・第3宿舎 | | | | | 616, 165, 000円 |
| (神奈川県川崎市) | 平成24年4月 | 民間事業者 | | 土地 | 616, 165, 000円 |
| (仲宗川県川崎川) | | | | 建物 | 0円 |
| 响フなん | 平成24年8月 | | | | 154, 161, 720円 |
| 鳴子宿舎 (愛知県名古屋市) | | 個人事業者 | | 土地 | 151,011,720円 |
| (发和乐石百座川) | | | | 建物 | 3, 150, 000円 |
| 壬田 | | | | | 112,440,000円 |
| 香里宿舎 (大)(古)(古)(古) | 平成25年3月 | 民間事業者 | | 土地 | 112,440,000円 |
| (大阪府枚方市) | | | | 建物 | 0円 |
| | 計 | 1 | , 008, 766, 720円 | | |
| | 計 | | 936, 100, 240円 | | |
| | | 差 | 額 | | 72, 666, 480円 |

○田代宿舎、さつき丘宿舎

平成24年3月末に用途廃止の手続きを行った田代及びさつき丘の両宿舎については、機構ホームページに施設概要を公表し、外部からの照会への対応を通じた情報収集や売却見込みの把握、不動産鑑定を実施するとともに、文部科学大臣より重要な財産の処分に係る認可を受けた(平成25年2月7日付)ことから、平成25年度において売却手続きを実施し、順次、売却を行った。

〈参考〉平成25年度中に売却・引渡しを完了した職員宿舎

| 区分 | 引渡時期 | 契約相手先 | | 売却金額 | | |
|-------------------|---------|---------------|---|----------------|--|--|
| 田仏岩本 | | | | 16, 072, 550円 | | |
| 田代宿舎 (愛知県名古屋市) | 平成25年6月 | 民間事業者 | | 土地 10,349,000円 | | |
| (发邓乐石百座川) | | | | 建物 5,723,550円 | | |
| さつき丘宿舎 | 平成25年7月 | | | 12, 147, 600円 | | |
| (大阪府枚方市) | | 民間事業者 | | 土地 9,048,000円 | | |
| | | | | 建物 3,099,600円 | | |
| | | 売却金額の | 計 | 28, 220, 150円 | | |
| | 計 | 48, 030, 000円 | | | | |
| | | 差 | 額 | △19, 809, 850円 | | |

≪中期計画≫

Ⅲ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、 職員の研修機会の充実等に充てる。

≪実績≫

○剰余金の使用実績はなかった。

≪中期目標≫

- V その他業務運営に関する重要事項
- 1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、本部施設の整備を含め、長期的視点に立って推進する。

≪中期計画≫

- Ⅲ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項
- 1 施設及び設備に関する計画

機構の業務を総合的かつ円滑に実施するため、経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、必要となる施設の整備を推進する。国際交流会館等については、大学・民間等への売却又は廃止までその保全を適切に行う。

≪実績≫

- ○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、市谷事務所を含む都内事務所の在り方について、機構内に設置した「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において、経済合理性等を勘案しつつ検討した結果、当面は、業務の円滑性等の観点から、現状維持することとし、必要に応じて見直しを進めていくという結論を得た。
- ○国際交流会館等に入居する外国人留学生の安全・安心のために、「施設保全マニュアル」を更新し、 各支部等が所管する国際交流会館等について、マニュアルに基づいた点検等を適切に実施している ことを現地調査等により確認した。また、東日本大震災により被災した国際交流会館等をはじめ、 一部の修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。

《東日本大震災対応》

平成23年度は震災復旧として、以下のとおり被災した国際交流会館等の修繕を行った。

| 区分 | 内容 |
|--------------|------------------------------|
| 仙台第一国際交流会館 | 外壁のひび割れ、タイルのひび割れ、アルミサッシ及びガラス |
| | の破損、部屋の間仕切り壁の破損、屋外舗装の亀裂等の修繕 |
| 仙台第二国際交流会館 | 別館の渡り廊下のコンクリート剥落や亀裂等の修繕 |
| 東京国際交流会館 | 電気温水器転倒による給湯設備等の支障、タイルのひび割れ当 |
| 宋尔国际父孤云路 | の修繕 |

≪中期目標≫

2 人事に関する計画

機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図るとともに、各種 事業の民間委託の推進や組織の簡素化を図ることで職員数を削減する。

≪中期計画≫

2 人事に関する計画

(1) 方針

人事基本計画に基づき、人材の確保・育成と適正配置を図る。特に、

- ① 明確な採用基準を設定し、採用後のキャリアパスを整備する。
- ② 業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行う。
- ③ 常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を行う。
- ④ 公正な人事評価と処遇への適切な反映を行う。
- ⑤ 効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けた研修機会の確保・充実を図る。
- ⑥ 男女共同参画の一層の推進に努める。
- ⑦ 職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間を含む広範な分野・関連機関と 引き続き人事交流を行う。

≪実績≫

- ○人事基本計画に基づき、以下の施策を実施した。
- ①職員採用後のキャリアパス整備及び非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部 登用にかかる採用基準の設定を行い、以下のとおり、任期付職員・常勤職員への内部登用を行った。

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 任期付職員 | _ | 19人 | 16人 | 3人 | 16人 |
| 常勤職員 | | _ | | _ | 7人 |

※任期付職員への内部登用は平成22年度から、常勤職員への内部登用は平成25年度から行った。 また、意欲と能力のある若手職員を積極的に登用し、円滑な業務実施に向けた適正な人材育成・配置に資するために、昇任に係る在職年数の短縮化や昇任選考方法の改善を図った上で平成22年度に新たな昇任選考基準を策定し、これに基づき、昇任選考を実施した。

②幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、任期付職員を含み採用した。また、専門的な能力を有する人材確保のため、金融関係の分野において任期付で採用した。

| | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|------------|------|------|------|------|------|
| 採 | 用者数 | 15人 | 38人 | 39人 | 15人 | 33人 |
| | うち任期付採用 | 3人 | 25人 | 23人 | 4人 | 17人 |
| | うち金融関係分野採用 | 13人 | 5人 | 5人 | 1人 | 1人 |

③常勤職員は特に豊富な知識、経験及びそれらに基づく高度な判断を要する業務を行い、非常勤職員 はそれら以外のある程度の知識、経験で対応可能な業務を行うこととし、常勤職員数を抑制しつつ、 非常勤職員を採用・配置した。

(毎年度3月末現在)

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 非常勤職員配置人数 | 302人 | 311人 | 307人 | 320人 | 305人 |

④公正な人事評価の実施状況

ア. 昇任選考について

昇任基準について、機構内グループウェアを通じ周知するとともに、課長補佐、係長及び主任

への昇任選考において、各階層別に設定した評価基準と選考方法を職員に明らかにして、公平 な昇任選考を行った。また、平成22年度に新たな昇任基準を策定し、引き続き機構内グループ ウェアを通じ周知するとともに、公平な昇任選考を行った。

イ. 勤勉手当について

6月期及び12月期の勤勉手当について、評価対象期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映 したものとするため、自己評価、上司評価による評価等を総合的に勘案して、100分の20の範 囲内で増額又は減額して支給した。

ウ. 新たな人事評価制度の施行について

国家公務員で導入している新たな人事評価制度の状況に留意しつつ、当該制度を参考に人事評価制度の見直しをすることとし、見直し後の制度への円滑な移行準備と試行のため、説明会に参加する等、国や他の関係機関における人事制度に係る情報収集をし、現行の制度との比較等を行い、人事評価制度の見直しに向けた取組を進めた。

⑤職員研修の実施状況

ア. 管理職研修

第2期中期計画の着実な達成に向け、機構職員の意識改革と組織の活性化に資するため、中期 目標期間の各年度において、管理職研修を実施した。

イ. 階層別研修

各年度において、次の階層別研修を重点的に実施した。

| 区分 | 内容 |
|--------|---------------------------------|
| 平成21年度 | 新職員研修、主任研修、係長研修 |
| 平成22年度 | 新職員研修、主任研修、係長研修 |
| 平成23年度 | 若手職員研修、係長級研修、課長補佐・係長特別研修 |
| 平成24年度 | 新入職員研修、若手職員研修、主任研修、係長級研修 |
| 平成25年度 | 新入職員研修、新職員フォローアップ研修、主任研修、課長補佐研修 |

ウ. 分野別研修

職員の適性・能力、希望等に応じ、これらを伸ばすための分野別研修を各年度実施した。

工. 特別研修

機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修(JASSO 講演会)を各年度実施した。

⑥女性幹部職員の登用状況

女性職員の部長級、課長級への登用を行った。また、今後の登用への対応として、その前段階の課 長補佐の登用・育成に努めた。

(毎年度3月末現在)

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 部長級 | 18人 | 18人 | 18人 | 17人 | 17人 |
| うち女性 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 2人 |
| 割合 | 16.7% | 16.7% | 16.7% | 17.6% | 11.8% |
| 課長級 | 50人 | 50人 | 50人 | 51人 | 48人 |
| うち女性 | 9人 | 9人 | 11人 | 10人 | 10人 |
| 割合 | 18.0% | 18.0% | 22.0% | 19.6% | 20.8% |
| 課長補佐級 | 49人 | 45人 | 53人 | 66人 | 66人 |
| うち女性 | 10人 | 9人 | 9人 | 15人 | 13人 |
| 割合 | 20.4% | 20.0% | 17.0% | 22.7% | 19.7% |
| 計 | 117人 | 113人 | 121人 | 134人 | 131人 |
| うち女性 | 22人 | 21人 | 23人 | 28人 | 25人 |
| 割合 | 18.5% | 18.6% | 19.0% | 20.9% | 19.1% |

全ての職員が生き生きと働くことのできる職場環境の実現を目指した、平成20年度策定の「ポジティブアクションプラン」を踏まえ、女性職員の人材育成等に取組み、男女共同参画の推進に努めた。

⑦人事交流の実施状況

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、私立大学、機構と関係ある公益法人、民間等と積極的に人事交流を実施した。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--------------|------|------|------|------|------|
| 機構から他機関への出向者 | 48人 | 35人 | 33人 | 30人 | 29人 |
| 他機関から機構への出向者 | 41人 | 42人 | 35人 | 33人 | 28人 |

≪中期計画≫

(2) 人事に係る指標

中期目標期間中、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化 を図る。

中期目標期間中に、前中期目標期間開始時の職員数(542人)と比べ1割程度の職員数を削減する。

(参考1) 期初の常勤職員数 497人 期末の常勤職員数の見込み 487人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 22,855(百万円)

≪実績≫

○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の指摘を踏まえ、計画的な人員の削減を図るため、事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進し、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。

平成 20 年度及び平成 21 年度においては自己都合等退職や出向終了により、職員数が大幅に減少したところであるが、事業が拡大している中で円滑な事業の実施のために、平成 22 年度以降は任期付職員採用といった取組も行いつつ自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を

図った。

なお、第2期中期計画終了時(平成25年度)までに、第1期中期目標開始時の職員数(542人)と 比べ、1割程度の職員数の削減(平成25年度末487人)することとしており、各年度において目標を達成した。

○役職員数(毎年度3月末現在)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 役員数 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| 常勤職員数 | 445人 | 461人 | 482人 | 475人 | 477人 |

≪中期計画≫

3 中期目標の期間を超える債務負担

なし

≪中期計画≫

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。

前期中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。

≪実績≫

○前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。

≪中期目標≫

3 情報セキュリティ対策に係る計画 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報 セキュリティ対策の向上を図る。

≪中期計画≫

5 情報セキュリティ対策に係る計画

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報 セキュリティ対策の向上を図る。

≪実績≫

- ○機構内グループウェアや文書決裁システムを運用し、書面による連絡や決裁手続きを電子的な方法 に変更することにより、一斉配信や相互の距離に関係なく情報伝達が可能となるなどの効率的な情 報共有や迅速な事務処理を行った。
- ○情報セキュリティ対策基準及び実施手順に基づき、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保

- するために情報セキュリティ対策の向上を図っているが、更に以下の対応を行った。
- ◇情報セキュリティ委員会を開催し、近年の情報セキュリティを取巻く状況や政府の方針を踏まえ 情報セキュリティポリシーの改訂を行った。
- ◇Webアプリケーションプログラムやミドルウェア等のWebシステムに対する脆弱性診断を実施 し、ミドルウェアのバージョンアップ等の対策を講じた。
- ◇ファイアフォールに加えて、新たにWebアプリケーションプログラムに特化したファイアフォール (WAF) を導入し、Webアプリケーションプログラムの脆弱性を狙ったサイバー攻撃からブロックする対策を行った。
- ◇業務用パソコンとして平成21年度よりシンクライアントパソコン (※1) を導入し、機構における業務用パソコンの72% (※2) がシンクライアントパソコンとなった。この導入により情報漏えいを防ぐとともにデータの一元管理を可能とし、業務運営の効率化並びに情報セキュリティ対策の向上を図った。

「シンクライアント化については、業務上外部機関と電子媒体でデータ交換が発生する場合や災」 害時対策用としてシンクライアント以外のパソコンも設置しておく必要があることから、 100%のシンクライアント化を目的とするものではない。

- (※1) 必要最低限なソフトウェアだけを登載し、USBやCD・DVDドライブ等を持たない端末であり、これによりExcelやWord等のアプリケーションソフトやファイルなどは、サーバ側で一元管理し、盗難による情報漏えいや電子媒体からのウィルス感染の防止、及び端末ごとの管理コストの削減を図っている。
- (※2) 機構ネットワークにて管理している1,120台中810台
- ◇コンピュータウィルス対策として専用の管理サーバを設置し、毎日最新のウィルス情報を取得して機構全体を集中的に監視すると共に、毎週1回全パソコンのウィルスチェックを実施した。
- ◇情報セキュリティ対策を周知徹底するため、研修会開催及び標的型メール攻撃訓練を実施した。

1. 予算

別紙1

平成21年度~平成25年度予算

(単位:百万円)

| | _ + +n=1 == | : | 平成21年度 | Ē | 平成2 | 2年度 | 平成2 | 3年度 | 平成2 | 4年度 | 平成2 | 5年度 | 平成21年 | 度~平成25 | 年度累計 |
|---|-------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|---------------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|--------------|------------|
| 区 分 | 中期計画 | 予算 | 変更後予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | | 変更後予算 | 決算 |
| 収入 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金等 | 7,316,640 | 1,165,074 | 1,177,810 | 1,191,620 | 1,579,903 | 1,580,579 | 1,677,246 | 1,655,650 | 1,692,026 | 1,618,091 | 1,783,824 | 1,519,610 | 7,898,073 | 7,910,810 | 7,565,551 |
| 運営費交付金 | 98,778 | 18,282 | 26,172 | 26,172 | 17,839 | 17,839 | 15,755 | 15,755 | 15,119 | 14,802 | 13,922 | 13,922 | 80,916 | 88,807 | 88,491 |
| 高等学校等奨学金事業交付金 | 111,462 | 28,092 | 28,092 | 28,092 | 27,044 | 27,044 | 24,044 | 24,044 | 20,037 | 20,037 | 13,465 | 13,465 | 112,681 | 112,681 | 112,681 |
| 国庫補助金 | 30,895 | 6,010 | 10,349 | 8,876 | 6,456 | 8,276 | 8,941 | 9,142 | 10,362 | 10,372 | 10,515 | 10,515 | 42,285 | 46,624 | 47,181 |
| 育英資金返還免除等補助金 | 15,226 | 3,741 | 3,741 | 3,741 | 4,057 | 4,057 | 4,570 | 4,570 | 5,040 | 5,040 | 5,290 | 5,290 | 22,699 | 22,699 | 22,699 |
| 大学改革推進等補助金 | - | _ | 14 | 14 | - | 16 | - | 18 | - | 10 | - | - | - | 14 | 58 |
| 留学生交流支援制度補助金 | 14,433 | 2,269 | 5,358 | 4,166 | 2,400 | 3,592 | 4,372 | 4,372 | 5,322 | 5,322 | 5,225 | 5,225 | 19,587 | 22,676 | 22,676 |
| 奨学金業務システム開発費等補助金 | 1,235 | _ | 1,235 | 955 | - | 611 | - | 183 | - | - | - | - | - | 1,235 | 1,749 |
| 施設整備費補助金 | - | - | - | 47 | - | - | - | 64 | - | - | - | - | - | - | 111 |
| 受託収入 | 835 | 720 | 720 | 652 | 477 | 727 | 350 | 297 | 81 | 79 | - | 10 | 1,627 | 1,627 | 1,764 |
| 貸付回収金 | 2,168,142 | 369,134 | 368,179 | 400,960 | 424,147 | 456,651 | 463,874 | 504,950 | 502,139 | 558,216 | 555,707 | 612,414 | 2,315,001 | 2,314,047 | 2,533,190 |
| 貸付金利息等 | 133,534 | 16,853 | 16,853 | 20,355 | 22,419 | 24,557 | 27,786 | 28,981 | 31,980 | 33,467 | 33,437 | 35,714 | 132,475 | 132,475 | 143,075 |
| 政府補給金 | 218,192 | 28,712 | 28,712 | 20,820 | 29,484 | 15,451 | 24,918 | 14,182 | 22,040 | 2,949 | 16,225 | 2,040 | 121,379 | 121,379 | 55,442 |
| 事業収入 | 6,881 | 1,823 | 1,823 | 1,711 | 1,823 | 1,682 | 1,801 | 1,505 | 487 | 895 | 816 | 1,026 | 6,751 | 6,751 | 6,818 |
| 雑収入 | 10,011 | 2,298 | 2,298 | 2,894 | 2,804 | 3,367 | 3,002 | 3,585 | 3,783 | 3,496 | 4,860 | 5,304 | 16,747 | 16,747 | 18,647 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 10,095,368 | 1,636,997 | 1,661,008 | 1,702,200 | 2,112,398 | 2,136,173 | 2,247,718 | 2,258,155 | 2,298,054 | 2,262,405 | 2,432,770 | 2,214,018 | 10,727,936 | 10,751,948 | 10,572,951 |
| 支出 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学資金貸与事業費 | 4,914,861 | 947,492 | 959,274 | | 1,005,479 | | | 1,058,589 | 1,126,315 | 1,081,519 | 1,198,168 | 1,093,348 | 5,355,569 | 5,367,351 | 5,204,863 |
| 一般管理費 | 12,557 | 2,650 | 2,650 | 2,603 | 2,732 | 2,520 | 2,627 | 2,361 | 2,486 | 2,321 | 2,325 | 2,327 | 12,820 | 12,820 | 12,132 |
| うち、人件費(管理系) | 5,849 | 1,318 | 1,318 | 1,058 | 1,284 | 1,094 | 1,201 | 1,089 | 1,185 | 1,022 | 1,140 | 1,017 | 6,128 | 6,128 | 5,280 |
| 物件費 | 6,708 | 1,332 | 1,332 | 1,545 | 1,448 | 1,426 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 1,272 | 1,301 | 1,299 | 1,185 | 1,310 | 6,692 | 6,692 | 6,852 |
| 業務経費 | 94,611 | 19,142 | 19,142 | 19,349 | 19,317 | 19,411 | 17,805 | 18,108 | 16,702 | 16,394 | 17,188 | 17,218 | 90,154 | 90,154 | 90,480 |
| 貸与事業を除く事業費 | 66,748 | 13,955 | 13,955 | 14,154 | 13,627 | 13,552 | 12,420 | 12,409 | 11,161 | 10,961 | 11,185 | 11,413 | 62,348 | 62,348 | 62,488 |
| うち、人件費(事業系) | 16,759 | 3,400 | 3,400 | 3,283 | 3,370 | 3,193 | 3,167 | 3,092 | 3,109 | 3,053 | 3,173 | 3,060 | 16,219 | 16,219 | 15,681 |
| 物件費 | 49,988 | 10,556 | 10,556 | 10,871 | 10,257 | 10,359 | , | 9,317 | 8,052 | 7,908 | 8,012 | 8,353 | 46,129 | 46,129 | 46,808 |
| 貸与事業業務経費 | 27,863 | 5,186 | 5,186 | 5,195 | 5,690 | 5,859 | 5,385 | 5,699 | 5,541 | 5,433 | 6,004 | 5,805 | 27,806 | 27,806 | 27,992 |
| 特殊経費 | 8,502 | 611 | 8,502 | 8,133 | 417 | 636 | 127 | 352 | 201 | Δ 111 | 10.405 | 99 | 1,441 | 9,331 | 9,109 |
| 高等学校等奨学金事業移管業務費 | 111,462 | 28,092 | 28,092 | 28,092 | 27,044 | 27,044 | 24,044 | 24,044 | 20,037 | 20,037 | 13,465 | 13,465 | 112,681 | 112,681 | 112,681 |
| 借入金等償還 | 4,593,260 | 612,746 | 612,746 | 628,346 | | 1,005,156 | , , | 1,056,216 | 1,100,156 | 1,082,246 | 1,177,346 | 1,033,465 | 4,964,120 | 4,964,120 | 4,805,429 |
| 借入金等利息償還 施設整備費 | 351,656 | 45,850 | 45,850 | 37,860 47 | 53,615 | 38,814 | 52,487 | 38,975 | 53,355 | 37,760 | 51,500 | 37,035 | 256,807 | 256,807 | 190,444 |
| │ | | _ | - 14 | 13 | _ | - 12 | _ | 64 15 | - | 10 | _ | _ | _ | - 4.4 | 111 50 |
| ■ 入字以单推進寺補助金経費 ■ 留学生交流支援制度補助金経費 | 14,433 | 2,269 | 5,358 | 4,135 | 2,400 | 3,541 | 4,372 | 4.155 | 5.322 | 4.632 | 5.225 | 4,229 | 19.587 | 14 22,676 | 20,691 |
| ・ 選挙をはいる。 ・ といる。 ・ とい | 1,235 | 2,209 | 1,235 | 4,135 954 | 2,400 | 611 | 4,372 | 183 | 5,322 | 4,032 | 5,225 | 4,229 | 18,567 | 1,235 | 1,748 |
| ・ 突子並未務ンペナム開発負券補助並経負・ 受託経費 | 835 | 720 | 720 | 954 652 | - 477 | 727 | 350 | 183 297 | - 81 | - 79 | _ | 10 | 1.627 | 1,235 | 1,748 |
| 文礼柱貝 | 633 | /20 | 720 | 032 | 4// | 121 | 350 | 297 | 81 | 79 | _ | 10 | 1,027 | 1,027 | 1,704 |
| 計 | 10 102 412 | 1 650 571 | 1 682 592 | 1 680 774 | 2 117 227 | 2 110 200 | 2 248 042 | 2 203 350 | 2,324,654 | 2 244 226 | 2 465 201 | 2 201 106 | 10 814 905 | 10 839 917 | 10 440 502 |
| ĀΙ | 10,100,413 | 1,008,071 | 1,000,000 | 1,000,774 | 4,111,237 | ۷,110,200 | 2,240,042 | 2,200,000 | 2,324,034 | ۷,244,000 | ۷,400,301 | 2,201,190 | 10,014,003 | 10,000,017 | 10,445,002 |

[※] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

別紙2

平成21年度~平成25年度収支計画

(単位:百万円)

| 要用の部 経常経費 795,347 138,277 150,507 142,499 140,256 129,155 133,914 120,691 148,749 117,032 128,169 106,981 689,364 701,594 616,3 | 区 分 | 中期計画 | | 平成21年度 | | 平成2 | 2年度 | 平成2 | 3年度 | 平成2 | 4年度 | 平成2 | 5年度 | 平成21年 | 度~平成25 | 年度累計 |
|---|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経常経費 | | 中州市四 | 計画 | 変更後計画 | 決算 | 計画 | 変更後計画 | 決算 |
| 業務経費 780.851 135.161 147.391 139.296 136.604 125.908 130.755 116.989 144.923 113.706 124.785 103.640 672.229 684.458 599.5 - 般管理費 124.39 2.650 2.650 2.687 2.807 2.565 2.561 2.430 2.194 2.173 2.323 2.128 12.535 12.535 11.9 数 | 費用の部 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 経常経費 | 795,347 | 138,277 | 150,507 | 142,499 | 140,256 | 129,155 | 133,914 | 120,691 | 148,749 | 117,032 | 128,169 | 106,981 | 689,364 | 701,594 | 616,358 |
| 減価償却費 2,057 466 466 516 845 682 598 1,271 1,632 1,153 1,060 1,213 4,600 4,600 4,8 財務費用 7 5 5 5 5 5 2 2 2 1 1 1 1 7 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 | 業務経費 | 780,851 | 135,161 | 147,391 | 139,296 | 136,604 | 125,908 | 130,755 | 116,989 | 144,923 | 113,706 | 124,785 | 103,640 | 672,229 | 684,458 | 599,540 |
| 財務費用 7 5 5 5 5 5 2 2 1 1 1 1 7 7 7 8 8 8 8 7 9 150.508 142.786 140.195 132.248 133.735 124.766 148.484 120.575 127.896 111.779 688.589 700.819 632.11 8 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 一般管理費 | 12,439 | 2,650 | 2,650 | 2,687 | 2,807 | 2,565 | 2,561 | 2,430 | 2,194 | 2,173 | 2,323 | 2,128 | 12,535 | 12,535 | 11,983 |
| 陸時損失 | 減価償却費 | 2,057 | 466 | 466 | 516 | 845 | 682 | 598 | 1,271 | 1,632 | 1,153 | 1,060 | 1,213 | 4,600 | 4,600 | 4,835 |
| 収益の部 経常収益 795,143 138,279 150,508 142,786 140,195 132,248 133,735 124,766 148,484 120,575 127,896 111,779 688,589 700,819 632,11 126,000 632,11 | 財務費用 | 7 | 5 | 5 | 5 | 2 | 2 | 1 | 1 | - | - | - | - | 7 | 7 | 7 |
| 経常収益 795,143 138,279 150,508 142,786 140,195 132,248 133,735 124,766 148,484 120,575 127,896 111,779 688,589 700,819 632,10 | 臨時損失 | _ | _ | - | 189 | - | 7 | - | 110 | - | 0 | - | 0 | - | - | 307 |
| 運営費交付金収益 施設費収益 96,731 17,851 25,742 25,354 17,410 17,348 15,211 15,783 14,458 14,304 13,841 12,668 78,771 86,662 85,4 施設費収益 - - - 47 -< | 収益の部 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設費収益 | 経常収益 | 795,143 | 138,279 | 150,508 | 142,786 | 140,195 | 132,248 | 133,735 | 124,766 | 148,484 | 120,575 | 127,896 | 111,779 | 688,589 | 700,819 | 632,154 |
| 自己収入 | 運営費交付金収益 | 96,731 | 17,851 | 25,742 | 25,354 | 17,410 | 17,348 | 15,211 | 15,783 | 14,458 | 14,304 | 13,841 | 12,668 | 78,771 | 86,662 | 85,457 |
| 受託収入 | 施設費収益 | - | - | - | 47 | _ | _ | _ | 59 | _ | - | - | _ | _ | - | 106 |
| 補助金等収益 | 自己収入 | 150,153 | 20,872 | 20,872 | 25,007 | 26,939 | 29,285 | 32,716 | 33,672 | 36,158 | 37,504 | 38,977 | 41,747 | 155,661 | 155,661 | 167,215 |
| 財源措置予定額収益 資産見返負債戻入 財務収益 協時収益 日的積立金取崩額 | 受託収入 | 835 | 720 | 720 | 652 | 565 | 727 | 333 | 297 | 81 | 79 | - | 10 | 1,698 | 1,698 | 1,764 |
| 資産見返負債戻入 1,318 325 325 383 669 426 423 1,290 1,141 661 607 689 3,166 3,166 3,4 財務収益 493 135 135 239 167 276 226 321 265 373 272 347 1,064 1,064 1,5 臨時収益 - - - - - 50 - 1,723 - - - 466 - - 2,2 純利益 282 132 132 332 104 3,410 46 6,008 0 3,915 0 5,611 282 282 19,2 目的積立金取崩額 - <td< td=""><td>補助金等収益</td><td>290,982</td><td>51,783</td><td>56,121</td><td>48,349</td><td>51,767</td><td>44,129</td><td>45,208</td><td>41,808</td><td>43,870</td><td>31,454</td><td>34,162</td><td>22,462</td><td>226,790</td><td>231,129</td><td>188,203</td></td<> | 補助金等収益 | 290,982 | 51,783 | 56,121 | 48,349 | 51,767 | 44,129 | 45,208 | 41,808 | 43,870 | 31,454 | 34,162 | 22,462 | 226,790 | 231,129 | 188,203 |
| 財務収益 493 135 135 239 167 276 226 321 265 373 272 347 1,064 1,56 1,5 1,5 1,5 1,5 1,5 1,5 1,5 1,5 1,5 1,5 | 財源措置予定額収益 | 255,124 | 46,728 | 46,728 | 42,993 | 42,846 | 40,333 | 39,844 | 31,857 | 52,776 | 36,573 | 40,310 | 34,203 | 222,504 | 222,504 | 185,960 |
| 臨時収益 - - - 50 - 1,723 - - - 466 - - 2,2 純利益 282 132 132 332 104 3,410 46 6,008 0 3,915 0 5,611 282 282 19,2 目的積立金取崩額 - - - - - - - - - - - - - - - - | 資産見返負債戻入 | 1,318 | 325 | 325 | 383 | 669 | 426 | 423 | 1,290 | 1,141 | 661 | 607 | 689 | 3,166 | 3,166 | 3,449 |
| 純利益 282 132 132 332 104 3,410 46 6,008 0 3,915 0 5,611 282 282 19,2 目的積立金取崩額 | 財務収益 | 493 | 135 | 135 | 239 | 167 | 276 | 226 | 321 | 265 | 373 | 272 | 347 | 1,064 | 1,064 | 1,556 |
| 目的積立金取崩額 | 臨時収益 | _ | _ | - | - | - | 50 | _ | 1,723 | - | - | - | 466 | - | - | 2,239 |
| | 純利益 | 282 | 132 | 132 | 332 | 104 | 3,410 | 46 | 6,008 | 0 | 3,915 | 0 | 5,611 | 282 | 282 | 19,277 |
| 総利益 282 132 132 332 104 3,410 46 6,008 0 3,915 0 5,611 282 282 19,2 | 目的積立金取崩額 | _ | - | - | - | _ | - | _ | - | _ | - | - | - | - | - | _ |
| | 総利益 | 282 | 132 | 132 | 332 | 104 | 3,410 | 46 | 6,008 | 0 | 3,915 | 0 | 5,611 | 282 | 282 | 19,277 |

[※] 各欄積算の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成21年度~平成25年度資金計画

(単位:百万円)

別紙3

| 区分 | 中期計画 | | 平成21年度 | | 平成22年度 平成23年度 | | | | 平成24 | 1 10-4 | 平成2 | 1 100 | 平成21年度~平成25年度累計 | | |
|-------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|------------|------------|
| | 中 初 山 凹 | 計画 | 変更後計画 | 決算 | 計画 | 決算 | 計画 | 決算 | 計画 | 決算 | 計画 | 決算 | 計画 | 変更後計画 | 決算 |
| 資金支出 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務活動による支出 | 17,018,740 | 2,546,804 | 2,570,816 | 2,439,469 | 3,370,073 | 3,975,387 | 3,811,583 | 4,982,401 | 3,951,177 | 4,639,593 | 4,223,481 | 5,441,670 | 17,903,118 | 17,927,130 | 21,478,520 |
| 奨学金貸与 | 4,915,647 | 947,649 | 959,432 | 959,822 | 1,005,709 | 1,012,060 | 1,078,328 | 1,058,809 | 1,126,536 | 1,081,708 | 1,198,357 | 1,093,571 | 5,356,579 | 5,368,361 | 5,205,970 |
| 人件費支出 | 22,855 | 4,964 | 4,964 | 4,145 | 4,910 | 4,655 | 4,527 | 4,422 | 4,495 | 4,015 | 4,140 | 3,901 | 23,036 | 23,036 | 21,138 |
| 短期借入金の返済による支出 | 7,326,414 | 1,006,519 | 1,006,519 | 884,770 | 1,499,227 | 2,109,767 | 1,757,944 | 2,960,787 | 1,746,506 | 2,485,929 | 1,918,422 | 3,241,337 | 7,928,618 | 7,928,618 | 11,682,590 |
| 長期借入金の返済による支出 | 4,182,276 | 493,054 | 493,054 | 494,844 | 759,044 | 761,044 | 873,149 | 873,009 | 980,742 | 990,612 | 1,017,201 | 1,033,465 | 4,123,190 | 4,123,190 | 4,152,974 |
| 支払利息 | 351,664 | 45,855 | 45,855 | 37,864 | 53,617 | 38,816 | 52,487 | 38,976 | 53,355 | 37,760 | 51,500 | 37,035 | 256,815 | 256,815 | 190,451 |
| 高等学校等奨学金事業移管による支出 | 111,462 | 28,092 | 28,092 | 28,092 | 27,044 | 27,044 | 24,044 | 24,044 | 20,037 | 20,037 | 13,465 | 13,465 | 112,681 | 112,681 | 112,681 |
| その他の業務支出 | 108,423 | 20,671 | 32,900 | 29,932 | 20,521 | 22,000 | 21,104 | 22,355 | 19,507 | 19,532 | 20,396 | 18,897 | 102,199 | 114,429 | 112,715 |
| 投資活動による支出 | 2,062 | 433 | 433 | 7,476 | 434 | 8,963 | 544 | 33,213 | 661 | 57,404 | 192 | 53,597 | 2,264 | 2,264 | 160,653 |
| 財務活動による支出 | 1,022 | 272 | 272 | 284 | 280 | 361 | 221 | 674 | 490 | 6,421 | 453 | 524 | 1,716 | 1,716 | 8,264 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 49,567 | 33,538 | 33,538 | 79,655 | 59,618 | 99,338 | 63,594 | 125,895 | 75,103 | 108,801 | 79,765 | 126,927 | 311,618 | 311,618 | 540,616 |
| 資金収入 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務活動による収入 | 17,013,233 | 2,524,401 | 2,548,413 | 2,454,677 | 3,365,790 | 4,002,714 | 3,811,330 | 5,036,392 | 3,925,641 | 4,657,309 | 4,191,602 | 5,456,979 | 17,818,763 | 17,842,775 | 21,608,070 |
| 政府交付金による収入 | 111,462 | 28,092 | 28,092 | 28,092 | 27,044 | 27,044 | 24,044 | 24,044 | 20,037 | 20,037 | 13,465 | 13,465 | 112,681 | 112,681 | 112,681 |
| 運営費交付金による収入 | 98,778 | 18,282 | 26,172 | 26,172 | 17,839 | 17,839 | 15,755 | 15,755 | 15,119 | 14,802 | 13,922 | 13,922 | 80,916 | 88,807 | 88,491 |
| 政府補給金による収入 | 218,192 | 28,712 | 28,712 | 20,820 | 29,484 | 15,451 | 24,918 | 14,182 | 22,040 | 2,949 | 16,225 | 2,040 | 121,379 | 121,379 | 55,442 |
| 国庫補助金による収入 | 30,895 | 6,010 | 10,349 | 8,876 | 6,456 | 8,276 | 8,941 | 9,142 | 10,362 | 10,372 | 10,515 | 10,515 | 42,285 | 46,624 | 47,181 |
| 貸付回収金による収入 | 2,168,927 | 369,291 | 368,337 | 401,114 | 424,377 | 456,927 | 464,087 | 505,102 | 502,359 | 558,363 | 555,897 | 612,582 | 2,316,012 | 2,315,058 | 2,534,088 |
| 短期借入による収入 | 7,326,414 | 1,006,519 | 1,006,519 | 884,770 | 1,499,227 | 2,109,767 | 1,757,944 | 2,960,787 | 1,746,506 | 2,485,929 | 1,918,422 | 3,241,337 | 7,928,618 | 7,928,618 | 11,682,590 |
| 長期借入による収入 | 6,904,496 | 1,045,148 | 1,057,884 | 1,057,946 | 1,332,889 | 1,336,248 | 1,481,975 | 1,472,211 | 1,572,336 | 1,526,217 | 1,623,396 | 1,519,371 | 7,055,743 | 7,068,480 | 6,911,994 |
| 貸付金利息 | 127,744 | 15,840 | 15,840 | 19,323 | 21,228 | 23,234 | 26,235 | 27,456 | 29,990 | 31,767 | 33,176 | 35,437 | 126,469 | 126,469 | 137,217 |
| その他の業務収入 | 25,490 | 5,788 | 5,788 | 6,911 | 6,679 | 7,202 | 7,098 | 7,415 | 6,812 | 6,793 | 6,584 | 8,294 | 32,962 | 32,962 | 36,615 |
| 受託収入 | 835 | 720 | 720 | 652 | 565 | 727 | 333 | 297 | 81 | 79 | - | 16 | 1,698 | 1,698 | 1,771 |
| 投資活動による収入 | 6,617 | 5,105 | 5,105 | 5,476 | 1,505 | 1,680 | - | 6,454 | 5 | 29,015 | 2,900 | 56,938 | 9,515 | 9,515 | 99,562 |
| 施設整備費による収入 | - | - | - | 18 | - | 29 | - | 64 | - | - | - | - | _ | - | 111 |
| その他の投資収入 | 6,617 | 5,105 | 5,105 | 5,458 | 1,505 | 1,651 | - | 6,390 | 5 | 29,015 | 2,900 | 56,938 | 9,515 | 9,515 | 99,452 |
| 財務活動による収入 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | _ | - | - | - |
| 前期中期目標期間からの繰越金 | 51,541 | 51,541 | 51,541 | 66,731 | 63,110 | 79,655 | 64,611 | 99,338 | 101,786 | 125,895 | 109,389 | 108,801 | 390,437 | 390,437 | 480,420 |

[※] 各欄積算の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。